

はなさく変額保険

変額保険（有期型）

特別勘定のしおり

特別勘定のしおりについて

- この「特別勘定のしおり」は、「変額保険(有期型)」の特別勘定資産の運用(投資対象となる投資信託、投資方針、投資リスク等)を理解していただくために作成された資料です。
- ご検討、お申込みの際は、「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」
「ご契約のしおり・約款」をあわせてご確認ください。
- この保険は、特別勘定で運用を行う商品です。特別勘定は投資信託を主な投資対象としますが、この商品は投資信託とは異なります。また、この「特別勘定のしおり」に記載されている投資信託の開示情報は参考情報であり、契約者が直接投資信託を保有するものではありません。
- この「特別勘定のしおり」における投資信託に関する記載事項は、各投資信託の運用会社により開示される情報を当社が提供するものであり、その内容に関しては当社は一切の責任を負いません。
- この「特別勘定のしおり」に記載されている運用状況、財務諸表、投資信託の現況等は過去の実績を表したものであり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。
- この「特別勘定のしおり」は、作成時点において取得可能な情報に基づき作成しております。そのため、内容は将来変更される可能性があります。
- 「特別勘定のしおり」の最新の内容については、当社ホームページ
(<https://www.life8739.co.jp/customer/sashiori>) をご確認ください。

特別勘定の投資リスクについて

- この保険は、特別勘定の運用実績によって積立金額が変動することにより、死亡保険金額、高度障害保険金額、満期保険金額および解約払戻金額等が変動(増減)するしくみの変額保険です。
- 特別勘定資産は、主として投資信託を通じて国内外の株式・債券等に投資されるため、この保険には資産配分リスク、価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、為替リスク、カントリーリスク、流動性リスク、派生商品(デリバティブ)取引のリスク等があります。このため、株価や債券価格の下落、為替の変動等により、**満期保険金額、解約払戻金額等が、払込保険料の累計額を下回る場合があります、契約者に損失が生じるおそれがあります。(満期保険金額および解約払戻金額に最低保証はありません。)**
- 投資にはリスクが伴い、投資による利益および損失は、契約者に帰属します。特別勘定資産の運用成果が契約者の期待どおりでなかった場合でも、当社または生命保険募集人^(*)等の第三者が契約者に何らかの補償・補填をすることはありません。
(*) 募集代理店を含みます。
- 契約者がご契約後に保険料の繰入割合の変更または積立金の移転(スイッチング)を行った際には、選択した特別勘定の種類によっては運用方針や投資リスクが異なることがあります。

【資産の運用に関する極めて重要な事項】

特別勘定名「バランス５０型」	５
特別勘定名「バランス７０型」	５７
特別勘定名「国内株式型」	９９
特別勘定名「国内株式アクティブ型」	１３３
特別勘定名「世界株式型」	１５３
特別勘定名「世界株式アクティブ型」	１９５
特別勘定名「先進国株式型」	２０９
特別勘定名「米国株式アクティブ型」	２４７
特別勘定名「外国債券型」	２６７
特別勘定名「マネー型」	３０１

【資産の運用に関する重要な事項】

特別勘定名「バランス５０型」	３０７
特別勘定名「バランス７０型」	３１９
特別勘定名「国内株式型」	３２１
特別勘定名「国内株式アクティブ型」	３３３
特別勘定名「世界株式型」	３３５
特別勘定名「世界株式アクティブ型」	３３７
特別勘定名「先進国株式型」	３３９
特別勘定名「米国株式アクティブ型」	３５１
特別勘定名「外国債券型」	３５３

Memo

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

資産の運用に関する 極めて重要な事項

（保険業法施行規則第234条の21の2
第1項第8号イに定める内容を記載した書面）

Memo

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託
バランス５０型	ニッセイインデックスバランス(標準型)ＳＡ (適格機関投資家限定)

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

ニッセイインデックスバランス（標準型）S A（適格機関投資家限定）

2 目的および基本的性格

「ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド」「ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド」「ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド」「ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド」を主要投資対象とし、実質的に国内外の株式市場および債券市場の動きに連動する投資成果を目標に運用を行います。

ファンドの分類は、追加型投信／内外／資産複合※です。

信託金の上限は2,500億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

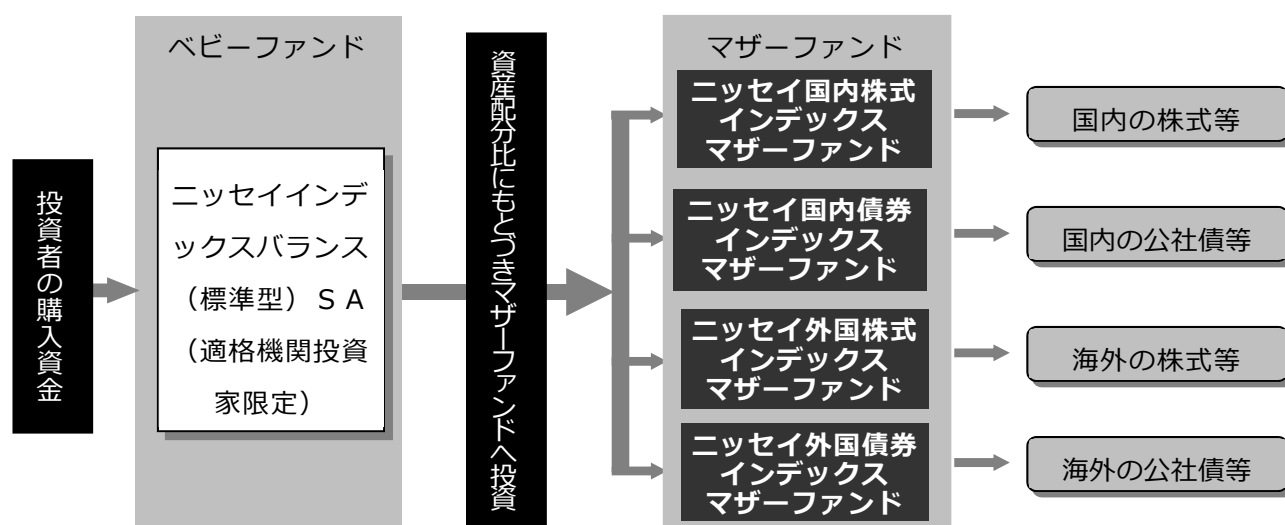
※ ファンドの商品分類の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

3 特色

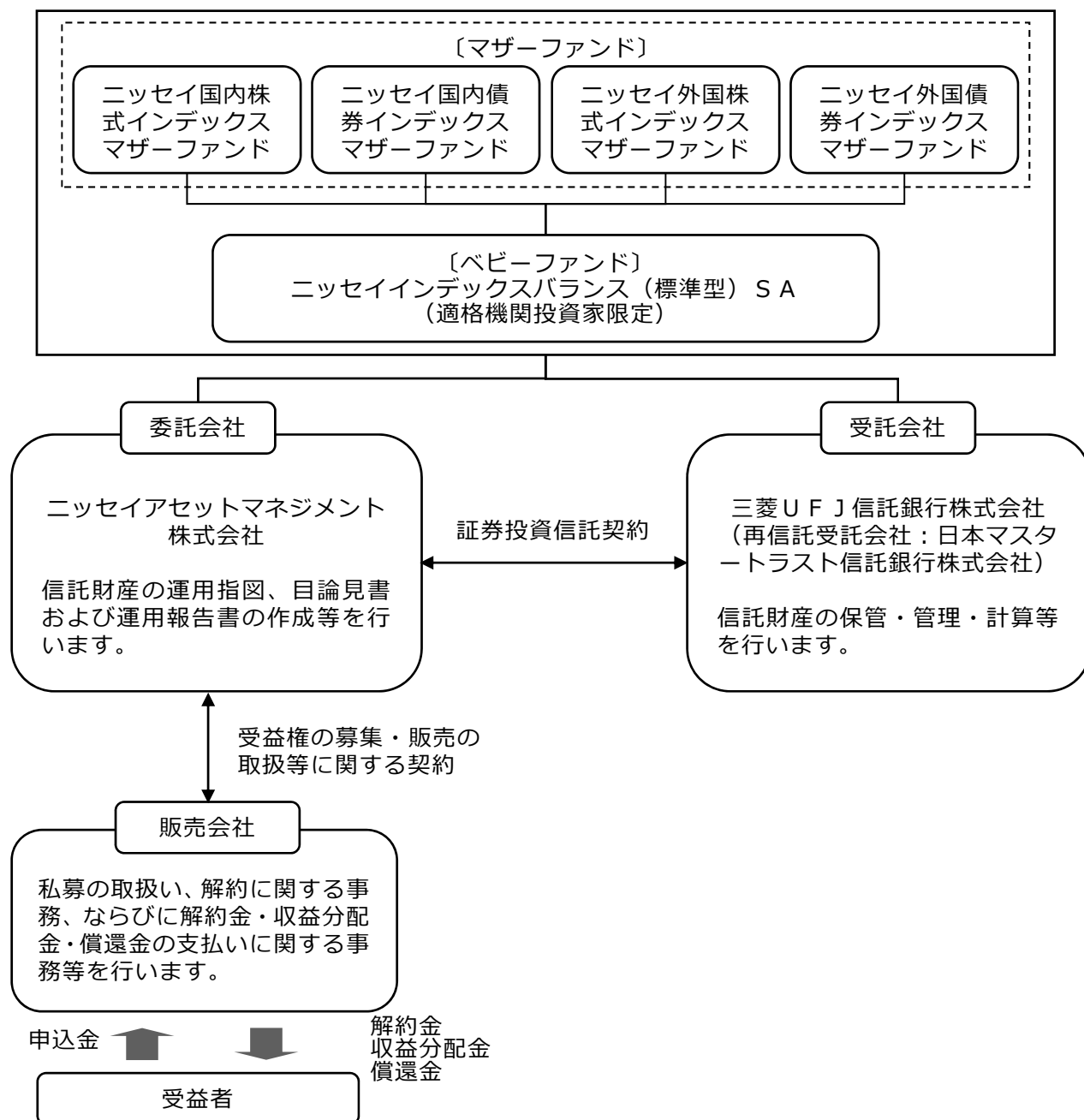
1

マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・国内債券・海外株式・海外債券に分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からの資金をまとめてベビーファンド（ニッセイインデックスバランス（標準型）S A（適格機関投資家限定））とし、その資金を資産配分比にもとづき資産毎のマザーファンド（ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド、ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド、ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド、ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

主にニッセイ国内株式インデックスマザーファンド、ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド、ニッセイ外国株式インデックスマザーファンドおよびニッセイ外国債券インデックスマザーファンドへの投資を通じて、国内株式、国内債券、海外株式、海外債券に分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。
 - ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド … 30%
 - ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド … 35%
 - ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド … 20%
 - ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド … 10%
 - 短期金融資産 … 5%
- 基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±5%以内に変動幅を抑制します。
- 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。
- 資金動向、市況動向等によっては上記の運用ができない場合があります。
- 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

- ①日本の証券取引所[※]上場株式に投資し、TOPIX(東証株価指数) (配当込み) に連動する投資成果を目指します。

※ 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

- ②株式の実質組入比率の維持のために、株価指数先物等を活用することがあります。
- ③株式以外の資産の組入比率は50%以下とします。
- ④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド

- ①日本の公社債に投資し、NOMURA-BPI 総合指数の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ②原則として、ニッセイアセットマネジメント株式会社と株式会社ニッセイ基礎研究所が共同開発したクオンツモデルを利用し、ポートフォリオを構築します。
- ③組入銘柄は、原則として投資適格銘柄に限定し、信用リスクを抑制します。
- ④公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

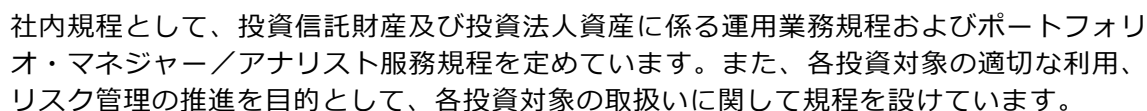
ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド

- ①主として日本を除く世界主要先進国の株式に投資することにより、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。
- ②株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド

- ①主として、日本を除く世界主要先進国の国債に投資することにより、FTSE シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。
- ②公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

委託会社の組織体制



```
graph TD; A[投資政策諮問会議  
運用本部の部長・室長等  
(15名程度)  
投資環境見直し  
各資産およびファンドの運用方針の協議  
各資産およびファンドの分析・評価] --> B[運用企画部  
ファンドの分析・評価  
運用の改善に関する提案]; B --> A; B --> C[運用担当部・室  
運用環境の調査・分析  
運用担当部・室の部長が  
ファンドの運用方針を作成し、  
決定  
ポートフォリオの構築]; C --> A; C --> B;
```

投資政策諮問会議
運用本部の部長・室長等
(15名程度)
投資環境見直し
各資産およびファンドの運用方針の協議
各資産およびファンドの分析・評価

運用企画部
ファンドの分析・評価
運用の改善に関する提案

運用担当部・室
運用環境の調査・分析
運用担当部・室の部長が
ファンドの運用方針を作成し、
決定
ポートフォリオの構築

リスクモニタリング

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

- 10 -

3 主な投資制限

ファンドの法令および約款にもとづく主な投資制限は以下のとおりです。

①株式への実質投資割合

信託財産の純資産総額の 65%以内とします。

②同一銘柄の株式への実質投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への実質投資割合

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥外貨建資産への実質投資割合

信託財産の純資産総額の 45%以内とします。

⑦投資信託証券への実質投資割合

信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

⑧外国為替予約取引

ヘッジ目的に限定しません。

⑨デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

⑩同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

①株式への投資割合

制限を設けません。

②同一銘柄の株式への投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑥投資信託証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

⑦外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

⑧デリバティブ取引等に関する制限

デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑨信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド

①同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

②投資信託証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

③外貨建資産への投資割合

投資対象資産は、本邦通貨建またはユーロ円建表示であるものに限りします。

④デリバティブ取引等に関する制限

デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑤信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド

①株式への投資割合

制限を設けません。

②同一銘柄の株式への投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑥投資信託証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

⑦外貨建資産への投資割合

制限を設けません。

⑧デリバティブ取引等に関する制限

デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑨信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド

①株式への投資割合

株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、投資割合は投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

②同一銘柄の株式への投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

③同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

④投資信託証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

⑤外貨建資産への投資割合

制限を設けません。

⑥デリバティブ取引等に関する制限

デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスク

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下のとおりです。

株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

債券投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

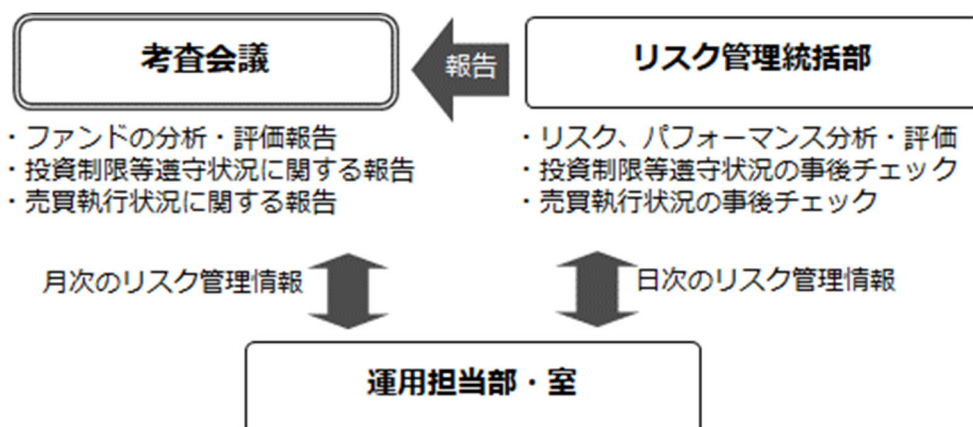
短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

前述の投資リスクの管理体制は以下のとおりです。



1. リスク管理統括部が、以下のとおり管理を行います。

- 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。
- 売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。

2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

※ 上記投資リスク管理体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。

(参考情報)

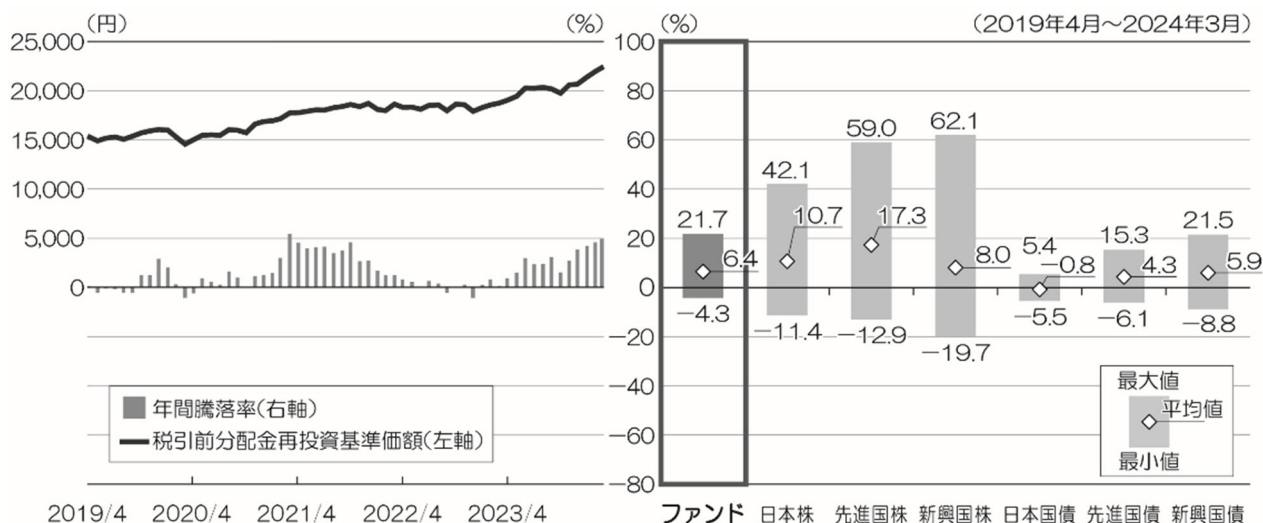
投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に以下のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および

税引前分配金再投資基準価額の推移

②ファンドと代表的な資産クラスとの

騰落率の比較



- グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株・・・TOPIX（東証株価指数）（配当込み）
- 先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）

- すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 海外の指数は、「為替ヘッジなし（対円）」の指数を採用しています。

※ 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- TOPIX（東証株価指数）の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドは、JP モルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

3. その他詳細情報

1 ニッセイインデックスバランス（標準型）S A（適格機関投資家限定）の投資対象

①投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「2 ニッセイインデックスバランス（標準型）S A（適格機関投資家限定）の投資制限 ⑨先物取引等、⑩スワップ取引および⑪金利先渡し取引および為替先渡し取引」に定めるものに限りま。

ハ. 金銭債権（イ. およびニ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 約束手形（イ. に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券

主として以下1.から4.のマザーファンドの受益証券のほか、次の5.から26.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資します。

1. ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド
2. ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド
3. ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド
4. ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド
5. 株券または新株引受権証券
6. 国債証券
7. 地方債証券
8. 特別の法律により法人の発行する債券
9. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
10. 資産流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
11. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
12. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
13. 資産流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

14. コマーシャル・ペーパー

15. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

16. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、5.から15.までの証券または証書の性質を有するもの

17. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

18. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

19. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

20. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。

21. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

22. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

23. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。

24. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

25. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

26. 外国の者に対する権利で25.の有価証券の性質を有するもの

なお、5.の証券または証書、16.および21.の証券または証書のうち5.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、6.から10.までの証券ならびに16.および21.の証券または証書のうち6.から10.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、17. および18. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品

ファンドを前記②の有価証券のほか、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下④において同じ。）により運用することができます。

1. 預金

2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3. コール・ローン

- 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であつて金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの
- ④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記③1.から4.までの金融商品により運用することができます。

2 ニッセイインデックスバランス（標準型）S A（適格機関投資家限定）の投資制限

①株式への実質投資割合

投資信託財産の純資産総額の 65%以内とします。

②同一銘柄の株式への実質投資割合

取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

③同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

④同一銘柄の転換社債等への実質投資割合

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤マザーファンド以外の投資信託証券への実質投資割合

投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑥外貨建資産への実質投資割合

投資信託財産の純資産総額の 45%以内とします。

⑦投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所※に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

2. 前記 1. にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができるものとします。

⑧信用取引の範囲

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができるものとします。
2. 前記 1. の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記 2. の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える

額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

⑨先物取引等

1. 日本の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
3. 日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

⑩スワップ取引

1. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

⑪金利先渡取引および為替先渡取引

1. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契

約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

4. 金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
5. 当該⑭に規定する「金利先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約にもとづく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
6. 当該⑭に規定する「為替先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下当該 6. において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下当該 6. において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑫有価証券の貸付

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の i) および ii) の範囲内で貸付けることができます。
 - i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 - ii) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
2. 前記 1. に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。

3. 有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れを行うものとします。

⑬有価証券の空売り

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券（投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができるものとします。
2. 前記 1. の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記 2. の売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

⑭有価証券の借入れ

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供を行うものとします。
2. 前記 1. は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記 2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとします。
4. 前記 1. の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

⑮外国為替予約等

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。
2. 前記 1. の予約取引は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
3. 前記 2. の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。
4. 予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯資金の借入れ

1. 投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分

配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

商品分類

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下のとおりです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
追 加 型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資 産 複 合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株		グローバル (日本含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 1 回	日 本		
	年 2 回	北 米	ファミリー ファンド	あ り ()
	年 4 回	欧 州		
	年 6 回 (隔月)	ア ジ ア		
不動産投信	年 12 回 (毎月)	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式・ 債券)資産配分固 定型))	日 々	中 南 米	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し
	そ の 他 ()	アフリカ		
		中 近 東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

商品分類表	
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	約款等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	約款等において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
属性区分表	
その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）資産配分固定型））	約款等において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 約款等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。 約款等において、主として株式および公社債等に投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	約款等において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本含む）	約款等において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	約款等において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	約款等において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人 投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

4. 運用状況

1 投資状況（2024年3月29日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	30,941,115	95.08
内 日本	30,941,115	95.08
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	1,602,095	4.92
純資産総額	32,543,210	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

【参考情報】マザーファンドの投資状況

ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	232,745,661,330	97.61
内 日本	232,745,661,330	97.61
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	5,703,670,674	2.39
純資産総額	238,449,332,004	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	5,983,200,000	2.51
内 日本	5,983,200,000	2.51

（※1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（※2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	76,418,809,970	99.47
内 日本	76,418,809,970	99.47
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	406,580,616	0.53
純資産総額	76,825,390,586	100.00

（※）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
株式		941,014,800,300	95.51
	内 アメリカ	691,694,828,392	70.20
	内 イギリス	37,387,087,204	3.79
	内 カナダ	31,885,782,182	3.24
	内 フランス	29,343,932,001	2.98
	内 スイス	28,431,237,733	2.89
	内 ドイツ	22,878,169,251	2.32
	内 オランダ	17,967,375,642	1.82
	内 オーストラリア	17,745,544,054	1.80
	内 アイルランド	11,897,200,009	1.21
	内 デンマーク	9,651,569,121	0.98
	内 スウェーデン	8,177,129,676	0.83
	内 スペイン	7,091,799,492	0.72
	内 イタリア	6,320,569,753	0.64
	内 香港	4,118,253,445	0.42
	内 シンガポール	2,748,684,654	0.28
	内 フィンランド	2,569,545,673	0.26
	内 ベルギー	2,382,729,196	0.24
	内 ノルウェー	1,571,547,105	0.16
	内 イスラエル	1,461,715,156	0.15
	内 ジャージイー	1,412,287,513	0.14
	内 オランダ領キュラソー	1,231,995,696	0.13
	内 バミューダ	787,835,466	0.08
	内 ニュージーランド	493,696,855	0.05
	内 オーストリア	479,699,690	0.05
	内 ポルトガル	466,376,398	0.05
	内 ケイマン諸島	451,782,923	0.05
	内 ルクセンブルグ	366,426,020	0.04
投資証券		17,991,791,423	1.83
	内 アメリカ	15,421,127,672	1.57
	内 オーストラリア	1,246,975,079	0.13

	内 フランス	351,608,634	0.04
	内 シンガポール	337,571,639	0.03
	内 イギリス	302,268,834	0.03
	内 香港	174,197,877	0.02
	内 カナダ	79,369,405	0.01
	内 ベルギー	78,672,283	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		26,278,490,393	2.67
純資産総額		985,285,082,116	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）		23,289,313,693	2.36
	内 アメリカ	17,280,839,677	1.75
	内 ドイツ	4,282,438,160	0.43
	内 イギリス	1,726,035,856	0.18

（※1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（※2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券		79,904,224,284	98.64
	内 アメリカ	37,848,400,014	46.72
	内 中国	6,781,110,908	8.37
	内 フランス	6,382,499,796	7.88
	内 イタリア	5,816,146,855	7.18
	内 ドイツ	5,015,748,202	6.19
	内 イギリス	4,163,821,211	5.14
	内 スペイン	3,892,265,166	4.80
	内 カナダ	1,651,964,352	2.04
	内 ベルギー	1,414,593,110	1.75
	内 オランダ	1,199,065,189	1.48
	内 オーストラリア	1,093,357,443	1.35
	内 オーストリア	966,658,797	1.19
	内 メキシコ	699,713,338	0.86

	内 ポーランド	445,860,287	0.55
	内 フィンランド	423,181,780	0.52
	内 アイルランド	412,832,075	0.51
	内 マレーシア	395,714,473	0.49
	内 シンガポール	334,297,368	0.41
	内 イスラエル	270,672,580	0.33
	内 デンマーク	216,724,601	0.27
	内 ニュージーランド	198,882,376	0.25
	内 スウェーデン	154,503,513	0.19
	内 ノルウェー	126,210,850	0.16
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,102,813,061	1.36
純資産総額		81,007,037,345	100.00

（※）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

2 投資資産（2024年3月29日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ニッセイ国内 債券インデッ クス マザー ファンド 日本	親投資信託受 益証券	8,631,427	1.2945 11,174,214	1.2980 11,203,592	－ －	34.43
2	ニッセイ国内 株式インデッ クス マザー ファンド 日本	親投資信託受 益証券	2,989,549	3.1552 9,432,629	3.3063 9,884,345	－ －	30.37
3	ニッセイ外国 株式インデッ クス マザー ファンド 日本	親投資信託受 益証券	1,511,000	4.1600 6,285,783	4.3773 6,614,100	－ －	20.32
4	ニッセイ外国 債券インデッ クス マザー ファンド 日本	親投資信託受 益証券	1,872,408	1.6948 3,173,441	1.7299 3,239,078	－ －	9.95

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
親投資信託受益証券	国内		95.08
	小計		95.08
合 計（対純資産総額比）			95.08

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】

ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄（上位３０銘柄）

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (％) 償還日	投資 比率 (％)
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用 機器	3,255,400	3,414.00 11,113,935,600	3,792.00 12,344,476,800	－ －	5.18
2	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	3,555,900	1,487.50 5,289,401,250	1,557.00 5,536,536,300	－ －	2.32
3	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	419,400	13,315.00 5,584,311,000	12,985.00 5,445,909,000	－ －	2.28
4	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	125,500	34,650.00 4,348,575,000	39,570.00 4,966,035,000	－ －	2.08
5	三菱商事 日本	株式 卸売業	1,242,900	3,129.00 3,889,034,100	3,487.00 4,333,992,300	－ －	1.82
6	キーエンス 日本	株式 電気機器	59,300	69,040.00 4,094,072,000	69,540.00 4,123,722,000	－ －	1.73
7	日立製作所 日本	株式 電気機器	287,800	12,265.00 3,529,867,000	13,905.00 4,001,859,000	－ －	1.68
8	三井住友フィナンシャルグループ	株式	415,200	8,068.00	8,909.00	－	1.55

	日本	銀行業		3,349,833,600	3,699,016,800	－	
9	信越化学工業 日本	株式 化学	538,500	6,126.00 3,298,851,000	6,584.00 3,545,484,000	－ －	1.49
10	三井物産 日本	株式 卸売業	472,600	6,370.00 3,010,462,000	7,106.00 3,358,295,600	－ －	1.41
11	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	17,686,900	181.60 3,211,941,040	179.80 3,180,104,620	－ －	1.33
12	任天堂 日本	株式 その他製品	374,300	8,263.00 3,092,840,900	8,196.00 3,067,762,800	－ －	1.29
13	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	451,200	5,890.00 2,657,568,000	6,707.00 3,026,198,400	－ －	1.27
14	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	1,445,800	1,748.00 2,527,258,400	1,891.00 2,734,007,800	－ －	1.15
15	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	421,700	6,595.00 2,781,111,500	6,466.00 2,726,712,200	－ －	1.14
16	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	577,200	4,391.00 2,534,485,200	4,703.00 2,714,571,600	－ －	1.14
17	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通信業	293,300	8,539.00 2,504,488,700	8,962.00 2,628,554,600	－ －	1.10
18	第一三共 日本	株式 医薬品	518,000	4,924.00 2,550,632,000	4,777.00 2,474,486,000	－ －	1.04
19	みずほフィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	788,100	2,736.00 2,156,241,600	3,046.00 2,400,552,600	－ －	1.01
20	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	526,200	4,472.00 2,353,166,400	4,184.00 2,201,620,800	－ －	0.92
21	HOYA 日本	株式 精密機器	116,700	18,495.00 2,158,366,500	18,740.00 2,186,958,000	－ －	0.92
22	KDDI 日本	株式 情報・通信業	459,500	4,622.00 2,123,809,000	4,482.00 2,059,479,000	－ －	0.86
23	ソフトバンク	株式	956,900	1,969.00	1,951.00	－	0.78

	日本	情報・通信業		1,884,136,100	1,866,911,900	－	
24	三菱電機 日本	株式 電気機器	666,500	2,312.00 1,540,948,000	2,512.00 1,674,248,000	－ －	0.70
25	ディスコ 日本	株式 機械	28,800	44,100.00 1,270,080,000	57,190.00 1,647,072,000	－ －	0.69
26	オリエンタルランド 日本	株式 サービス業	322,500	5,391.00 1,738,597,500	4,849.00 1,563,802,500	－ －	0.66
27	村田製作所 日本	株式 電気機器	539,400	2,957.50 1,595,275,500	2,824.00 1,523,265,600	－ －	0.64
28	S M C 日本	株式 機械	17,900	86,860.00 1,554,794,000	84,830.00 1,518,457,000	－ －	0.64
29	三菱重工業 日本	株式 機械	1,047,000	1,148.00 1,201,956,000	1,448.50 1,516,579,500	－ －	0.64
30	ダイキン工業 日本	株式 機械	71,500	21,450.00 1,533,675,000	20,600.00 1,472,900,000	－ －	0.62

(※) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	電気機器	16.95
		輸送用機器	9.28
		卸売業	7.28
		銀行業	7.21
		情報・通信業	7.06
		化学	5.59
		機械	5.47
		サービス業	4.38
		医薬品	4.15
		小売業	4.11
		食料品	3.00
		保険業	2.65
		陸運業	2.43
		その他製品	2.22
		精密機器	2.16

		不動産業	2.08
		建設業	2.03
		電気・ガス業	1.37
		その他金融業	1.17
		鉄鋼	0.91
		証券、商品先物取引業	0.91
		非鉄金属	0.69
		海運業	0.68
		ガラス・土石製品	0.67
		ゴム製品	0.67
		石油・石炭製品	0.51
		金属製品	0.50
		空運業	0.40
		鉱業	0.35
		繊維製品	0.35
		パルプ・紙	0.16
		倉庫・運輸関連業	0.13
		水産・農林業	0.08
		小計	97.61
		合 計（対純資産総額比）	97.61

（※）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

種類	取引所	資産の名称	買建 ／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比 率 (%)
株価指数 先物取引	大阪取引所	TOPIX 先物 0606 月	買建	216	5,905,488,800	5,983,200,000	2.51

(※1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(※2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄（上位３０銘柄）

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	第158回 利 付国債（5年） 日本	国債 証券	5,846,000,000	99.34 5,807,458,000	99.31 5,805,837,980	0.1 2028/3/20	7.56
2	第350回 利 付国債（10 年） 日本	国債 証券	5,846,000,000	99.36 5,809,029,110	99.31 5,805,837,980	0.1 2028/3/20	7.56
3	第358回 利 付国債（10 年） 日本	国債 証券	5,902,000,000	98.30 5,801,908,700	98.28 5,800,485,600	0.1 2030/3/20	7.55
4	第148回 利 付国債（20 年） 日本	国債 証券	5,362,000,000	107.33 5,755,404,780	107.30 5,753,586,860	1.5 2034/3/20	7.49
5	第134回 利 付国債（20 年） 日本	国債 証券	5,227,000,000	109.74 5,736,253,010	109.66 5,732,241,820	1.8 2032/3/20	7.46
6	第160回 利 付国債（20 年） 日本	国債 証券	5,245,000,000	96.35 5,054,038,740	96.61 5,067,246,950	0.7 2037/3/20	6.60
7	第176回 利 付国債（20 年） 日本	国債 証券	4,816,000,000	87.54 4,216,351,650	87.78 4,227,532,960	0.5 2041/3/20	5.50
8	第46回 利付 国債（30年） 日本	国債 証券	3,859,000,000	99.75 3,849,488,860	99.60 3,843,641,180	1.5 2045/3/20	5.00
9	第342回 利 付国債（10 年） 日本	国債 証券	3,319,000,000	99.88 3,315,095,450	99.86 3,314,419,780	0.1 2026/3/20	4.31
10	第340回 利 付国債（10 年） 日本	国債 証券	3,073,000,000	100.50 3,088,392,180	100.45 3,086,982,150	0.4 2025/9/20	4.02

11	第90回 利付 国債（20年） 日本	国債 証券	2,895,000,000	105.29 3,048,146,320	104.96 3,038,852,550	2.2 2026/9/20	3.96
12	第70回 利付 国債（30年） 日本	国債 証券	3,684,000,000	78.74 2,900,850,590	78.18 2,880,298,560	0.7 2051/3/20	3.75
13	第34回 利付 国債（30年） 日本	国債 証券	2,226,000,000	113.65 2,529,878,720	113.53 2,527,311,360	2.2 2041/3/20	3.29
14	第452回 利 付国債（2年） 日本	国債 証券	2,501,000,000	99.86 2,497,737,280	99.88 2,498,148,860	0.005 2025/9/1	3.25
15	第4回 利付国 債（40年） 日本	国債 証券	2,176,000,000	111.30 2,422,045,500	110.47 2,403,827,200	2.2 2051/3/20	3.13
16	第117回 利 付国債（20 年） 日本	国債 証券	1,802,000,000	110.28 1,987,367,080	110.06 1,983,407,340	2.1 2030/3/20	2.58
17	第346回 利 付国債（10 年） 日本	国債 証券	1,902,000,000	99.82 1,898,663,290	99.70 1,896,389,100	0.1 2027/3/20	2.47
18	第370回 利 付国債（10 年） 日本	国債 証券	1,702,000,000	98.83 1,682,179,720	98.77 1,681,065,400	0.5 2033/3/20	2.19
19	第344回 利 付国債（10 年） 日本	国債 証券	1,582,000,000	99.90 1,580,487,190	99.79 1,578,677,800	0.1 2026/9/20	2.05
20	第26回 利付 国債（30年） 日本	国債 証券	1,297,000,000	117.48 1,523,818,580	117.28 1,521,134,570	2.4 2037/3/20	1.98
21	第143回 利 付国債（20 年） 日本	国債 証券	1,211,000,000	108.32 1,311,763,290	108.32 1,311,803,640	1.6 2033/3/20	1.71
22	第15回 利付 国債（40年） 日本	国債 証券	1,049,000,000	77.68 814,867,900	76.19 799,327,510	1 2062/3/20	1.04
23	第362回 利 付国債（10 年）	国債 証券	806,000,000	97.53	97.47	0.1	1.02

	日本			786,110,670	785,616,260	2031/3/20	
24	第157回 利付国債（5年） 日本	国債証券	733,000,000	99.61 730,214,110	99.70 730,837,650	0.2 2028/3/20	0.95
25	第354回 利付国債（10年） 日本	国債証券	450,000,000	98.74 444,362,770	98.70 444,181,500	0.1 2029/3/20	0.58
26	第366回 利付国債（10年） 日本	国債証券	404,000,000	97.13 392,444,700	97.21 392,756,680	0.2 2032/3/20	0.51
27	第8回 利付国債（40年） 日本	国債証券	398,000,000	92.07 366,446,000	90.87 361,670,560	1.4 2055/3/20	0.47
28	第11回 利付国債（40年） 日本	国債証券	478,000,000	75.50 360,933,200	74.44 355,861,440	0.8 2058/3/20	0.46
29	第54回 利付国債（30年） 日本	国債証券	270,000,000	85.36 230,472,470	84.78 228,914,100	0.8 2047/3/20	0.30
30	第152回 利付国債（20年） 日本	国債証券	160,000,000	103.90 166,244,050	103.92 166,284,800	1.2 2035/3/20	0.22

（※）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
公社債券	国内	国債証券	99.47
	小計		99.47
合 計（対純資産総額比）			99.47

（※）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又 は額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフト ウェア・サ ービス	733,699	56,180.91 41,219,883,240	63,701.21 46,737,517,891	－ －	4.74
2	APPLE INC アメリカ	株式 テクノ ロジ ー・ハ ードウ ェアお よび機 器	1,526,377	28,720.24 43,837,926,981	25,963.78 39,630,527,004	－ －	4.02
3	NVIDIA CORP アメリカ	株式 半導 体・半 導体製 造装置	256,667	75,646.41 19,415,938,866	136,808.01 35,114,103,966	－ －	3.56
4	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 一般消 費財・ サービ ス流通 ・小 売り	966,466	22,103.73 21,362,503,904	27,311.33 26,395,477,465	－ －	2.68
5	META PLATFORMS INC- A アメリカ	株式 メディ ア・娯 楽	230,646	51,228.30 11,815,603,877	73,521.66 16,957,478,591	－ －	1.72
6	ALPHABET INC- CL A アメリカ	株式 メディ ア・娯 楽	614,341	20,496.02 12,591,548,084	22,852.31 14,039,111,776	－ －	1.42
7	ALPHABET INC- CL C アメリカ	株式 メディ ア・娯 楽	536,015	20,737.88 11,115,817,297	23,053.68 12,357,121,822	－ －	1.25

8	ELI LILLY & CO アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	83,851	90,157.02 7,559,756,382	117,790.92 9,876,886,734	－ －	1.00
9	BROADCOM INC アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	46,214	148,779.52 6,875,696,763	200,680.32 9,274,240,682	－ －	0.94
10	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	株式 銀行	300,405	23,232.27 6,979,090,748	30,327.42 9,110,509,506	－ －	0.92
11	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B アメリカ	株式 金融サービス	136,206	54,536.31 7,428,173,090	63,670.93 8,672,363,127	－ －	0.88
12	TESLA, INC. アメリカ	株式 自動車・自動車部品	297,307	35,387.28 10,520,886,550	26,616.36 7,913,231,302	－ －	0.80
13	EXXON MOBIL CORP アメリカ	株式 エネルギー	415,323	15,885.92 6,597,788,877	17,599.89 7,309,642,603	－ －	0.74
14	UNITEDHEALTH GROUP INC アメリカ	株式 ヘルスケア機器・サービス	96,115	81,057.17 7,790,809,897	74,902.52 7,199,256,382	－ －	0.73
15	VISA INC-CLASS A SHARES アメリカ	株式 金融サービス	164,478	37,837.02 6,223,358,580	42,255.50 6,950,100,589	－ －	0.71
16	NOVO-NORDISK A/S デンマーク	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフ	339,109	15,252.34 5,172,207,757	19,282.84 6,538,985,945	－ －	0.66

		サイエ ンス					
17	MASTERCARD INC-CLASS A アメリカ	株式 金融サ ービス	87,018	60,838.48 5,294,043,327	72,914.51 6,344,875,153	－ －	0.64
18	ASML HOLDING NV オランダ	株式 半導 体・半 導体製 造装置	41,891	103,540.99 4,337,435,674	145,642.72 6,101,119,518	－ －	0.62
19	PROCTER & GAMBLE CO アメリカ	株式 家庭用 品・パ ーソナ ル用品	244,924	22,901.16 5,609,045,871	24,566.27 6,016,869,725	－ －	0.61
20	HOME DEPOT INC アメリカ	株式 一般消 費財・ サービ ス流通 ・小売 り	103,424	46,735.83 4,833,607,080	58,080.87 6,006,956,519	－ －	0.61
21	JOHNSON & JOHNSON アメリカ	株式 医薬 品・バ イオテ クノー ロジー ・ライ フサイ エンス	250,153	22,726.83 5,685,184,812	23,951.54 5,991,551,561	－ －	0.61
22	MERCK & CO INC アメリカ	株式 医薬 品・バ イオテ クノー ロジー ・ライ フサイ エンス	263,327	15,487.43 4,078,259,779	19,978.54 5,260,891,504	－ －	0.53
23	COSTCO WHOLESALE CORP アメリカ	株式 生活必 需品流 通・小 売り	46,109	88,054.30 4,060,096,112	110,927.50 5,114,756,480	－ －	0.52

24	ABBVIE INC アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	183,473	21,073.74 3,866,463,641	27,571.76 5,058,673,705	－ －	0.51
25	ADVANCED MICRO DEVICES INC アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	167,874	18,524.35 3,109,756,792	27,327.99 4,587,659,144	－ －	0.47
26	SALESFORCE INC アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	100,587	33,760.69 3,395,887,530	45,601.66 4,586,934,556	－ －	0.47
27	NESTLE SA スイス	株式 食品・飲料・タバコ	277,447	16,594.92 4,604,211,883	16,078.33 4,460,887,197	－ －	0.45
28	CHEVRON CORP アメリカ	株式 エネルギー	185,800	21,880.82 4,065,457,369	23,883.41 4,437,538,209	－ －	0.45
29	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	株式 銀行	740,073	4,553.21 3,369,712,450	5,741.46 4,249,104,855	－ －	0.43
30	WALMART INC アメリカ	株式 生活必需品流通・小売り	461,604	7,865.32 3,630,664,606	9,110.33 4,205,369,246	－ －	0.43

(※) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	ソフトウェア・サービス	9.91
		半導体・半導体製造装置	8.18
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.78
		資本財	6.95

		金融サービス	6.62
		メディア・娯楽	6.20
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.48
		銀行	5.40
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.83
		エネルギー	4.57
		ヘルスケア機器・サービス	4.18
		素材	3.75
		食品・飲料・タバコ	3.19
		保険	3.04
		公益事業	2.45
		消費者サービス	1.99
		運輸	1.71
		生活必需品流通・小売り	1.69
		自動車・自動車部品	1.60
		商業・専門サービス	1.57
		家庭用品・パーソナル用品	1.55
		耐久消費財・アパレル	1.47
		電気通信サービス	1.08
		不動産管理・開発	0.31
		エクイティ不動産投資信託（REIT）	0.04
		その他	0.01
	小計		95.51
投資証券	外国		1.83
	小計		1.83
合 計（対純資産総額比）			97.33

（※）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。株式（外国）の業種はG I C S 分類（産業グループ）によるものです。なお、G I C S に関する知的財産所有権はS & P 及び MSCI Inc. に帰属します。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

種類	取引所	資産の名称	買建 ／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比 率 (%)
株価指数 先物取引	シカゴ 商品取 引所	S&P 500 EMINI FUTURE 202406	買建	430	16,887,364,075	17,280,839,677	1.75
	E U R E X 取 引所	DJ EURO STOXX 50 202406	買建	520	4,176,332,160	4,282,438,160	0.43
	I C E － E U	FTSE 100 INDEX FUTURE 202406	買建	113	1,676,147,323	1,726,035,856	0.18

(※1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(※2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,842,659,700	96.15 1,771,843,039	96.92 1,785,924,207	2.125 2025/5/15	2.20
2	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,676,108,700	95.45 1,599,934,162	96.07 1,610,371,716	2.25 2025/11/15	1.99
3	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,653,397,200	93.73 1,549,776,132	94.57 1,563,750,003	1.625 2026/2/15	1.93
4	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,276,386,300	92.20 1,176,931,445	92.94 1,186,388,301	2.625 2029/2/15	1.46
5	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,050,785,400	95.21 1,000,556,466	96.25 1,011,454,502	2 2025/8/15	1.25
6	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,065,926,400	91.91 979,705,067	93.21 993,635,271	1.5 2026/8/15	1.23
7	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,056,841,800	92.78 980,629,485	94.01 993,589,818	1.625 2026/5/15	1.23
8	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,044,729,000	93.13 973,060,590	94.47 987,059,959	2.875 2028/8/15	1.22
9	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,038,672,600	93.33 969,428,770	93.90 975,417,438	2 2026/11/15	1.20
10	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,023,531,600	93.57 957,741,948	94.17 963,869,943	2.25 2027/2/15	1.19
11	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	928,143,300	91.76 851,748,021	93.06 863,748,717	2.25 2027/11/15	1.07
12	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	903,917,700	93.30 843,402,178	94.44 853,705,071	2.75 2028/2/15	1.05

13	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	808,529,400	95.21 769,866,353	95.29 770,528,518	3.125 2028/11/15	0.95
14	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	805,501,200	93.42 752,571,716	94.67 762,640,481	2.875 2028/5/15	0.94
15	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	729,796,200	96.52 704,450,377	97.42 711,003,947	2.75 2025/6/30	0.88
16	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	820,642,200	80.95 664,350,980	82.06 673,468,227	1.125 2031/2/15	0.83
17	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	805,501,200	79.93 643,886,232	81.00 652,512,357	0.875 2030/11/15	0.81
18	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	690,429,600	92.98 641,998,143	94.13 649,970,425	2.375 2027/5/15	0.80
19	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	769,162,800	77.84 598,782,610	80.13 616,407,067	0.625 2030/8/15	0.76
20	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	632,893,800	92.18 583,420,491	93.40 591,186,098	2.25 2027/8/15	0.73
21	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	634,407,900	89.83 569,897,398	91.53 580,730,647	2.375 2029/5/15	0.72
22	WI TREASURY SEC. アメリカ	国債 証券	657,119,400	78.51 515,946,941	80.82 531,110,183	0.625 2030/5/15	0.66
23	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	581,414,400	83.98 488,294,766	86.03 500,196,622	1.5 2030/2/15	0.62
24	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	549,618,300	85.90 472,133,112	87.82 482,696,775	1.625 2029/8/15	0.60
25	CHINA GOVERNMENT BOND 中国	国債 証券	445,742,740	99.88 445,223,124	100.41 447,588,114	2.22 2025/9/25	0.55
26	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	454,230,000	97.56 443,160,748	98.14 445,817,660	3.5 2025/9/15	0.55

27	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	496,624,800	86.11 427,667,840	88.11 437,591,010	1.75 2029/11/15	0.54
28	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	390,637,800	103.08 402,706,613	102.31 399,669,345	4.5 2033/11/15	0.49
29	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	390,637,800	94.45 368,969,121	95.51 373,133,320	2.25 2026/3/31	0.46
30	CHINA GOVERNMENT BOND 中国	国債 証券	366,592,160	99.92 366,328,213	100.54 368,601,085	2.3 2026/5/15	0.46

(※) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
公社債券	外国	国債証券	98.64
	小計		98.64
合 計 (対純資産総額比)			98.64

(※) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

直近日（2024年3月末）、同日前1年以内における各月末および下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第15計算期間末 (2021年3月10日)	151,885,767	151,885,767	1.7443	1.7443
第16計算期間末 (2022年3月10日)	116,450,896	116,450,896	1.7717	1.7717
第17計算期間末 (2023年3月10日)	103,685,970	103,685,970	1.8594	1.8594
第18計算期間末 (2024年3月11日)	31,708,900	31,708,900	2.1844	2.1844
2023年3月末日	104,471,564	－	1.8739	－
4月末日	105,827,605	－	1.9019	－
5月末日	107,932,886	－	1.9435	－
6月末日	101,097,699	－	2.0265	－
7月末日	100,894,765	－	2.0251	－
8月末日	101,250,527	－	2.0345	－
9月末日	100,346,455	－	2.0190	－
10月末日	98,131,893	－	1.9751	－
11月末日	102,041,466	－	2.0590	－
12月末日	30,151,384	－	2.0671	－
2024年1月末日	31,126,947	－	2.1384	－
2月末日	31,883,171	－	2.1953	－
3月末日	32,543,210	－	2.2444	－

② 分配の推移

	1口当たりの分配金（円）
第15計算期間	0.0000
第16計算期間	0.0000
第17計算期間	0.0000
第18計算期間	0.0000

③ 収益率の推移

	収益率 (%)
第 15 計算期間	20.0
第 16 計算期間	1.6
第 17 計算期間	5.0
第 18 計算期間	17.5

（注）各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数により算出しています（第 1 計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

II 財務ハイライト情報

ニッセイインデックスバランス（標準型）S A（適格機関投資家限定）

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている「1 財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、第 18 期計算期間（2023 年 3 月 11 日から 2024 年 3 月 11 日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「投資信託（ファンド）の経理状況」に添付されています。

1 貸借対照表

(単位：円)

	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	42,228	25,794
コール・ローン	5,148,513	1,593,600
親投資信託受益証券	98,168,021	29,795,298
未収入金	572,356	431,185
流動資産合計	103,931,118	31,845,877
資産合計	103,931,118	31,845,877
負債の部		
流動負債		
未払解約金	59,380	8,729
未払受託者報酬	45,030	31,092
未払委託者報酬	135,182	93,351
その他未払費用	5,556	3,805
流動負債合計	245,148	136,977
負債合計	245,148	136,977
純資産の部		
元本等		
元本	55,764,598	14,515,877
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	47,921,372	17,193,023
（分配準備積立金）	37,268,842	10,255,781
元本等合計	103,685,970	31,708,900
純資産合計	103,685,970	31,708,900
負債純資産合計	103,931,118	31,845,877

2 損益および剰余金計算書

(単位：円)

	第 17 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
営業収益		
受取利息	104	82
有価証券売買等損益	5,726,687	12,560,108
その他収益	809	344
営業収益合計	5,727,600	12,560,534
営業費用		
支払利息	2,495	1,769
受託者報酬	97,370	76,741
委託者報酬	292,330	230,375
その他費用	12,121	9,465
営業費用合計	404,316	318,350
営業利益又は営業損失（△）	5,323,284	12,242,184
経常利益又は経常損失（△）	5,323,284	12,242,184
当期純利益又は当期純損失（△）	5,323,284	12,242,184
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 （△）	503,939	8,497,944
期首剰余金又は期首欠損金（△）	50,723,349	47,921,372
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,306,866	5,587,875
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	1,306,866	5,587,875
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,928,188	40,060,464
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	8,928,188	40,060,464
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	47,921,372	17,193,023

3 注記表

①（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年 3 月 10 日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間末日が休業日のため、2023 年 3 月 11 日から 2024 年 3 月 11 日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
1. 期首元本額	65,727,547 円	55,764,598 円
期中追加設定元本額	1,599,641 円	5,297,717 円
期中一部解約元本額	11,562,590 円	46,546,438 円
2. 受益権の総数	55,764,598 口	14,515,877 口

（損益および剰余金計算書に関する注記）

項目	第 17 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0 円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（4,820,826 円）、収益調整金（10,654,011 円）および分配準備積立金（32,448,016 円）より分配対象収益は 47,922,853 円（1 万口当たり 8,593.78 円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0 円）としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益（0 円）、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益（3,744,258 円）、収益調整金（6,937,524 円）および分配準備積立金（6,511,523 円）より分配対象収益は 17,193,305 円（1 万口当たり 11,844.48 円）のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り（0 円）としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 17 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律および同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限および管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権および金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	--	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2023 年 3 月 11 日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	4,584,220	3,464,220
合計	4,584,220	3,464,220

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
1口当たり純資産額	1.8594 円	2.1844 円
(1万口当たり純資産額)	(18,594 円)	(21,844 円)

4 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年3月11日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド	8,455,126	10,946,006	
	ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド	2,993,406	9,444,794	
	ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド	1,835,272	3,110,602	
	ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド	1,512,956	6,293,896	
親投資信託受益証券 合計		14,796,760	29,795,298	
合計			29,795,298	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託
バランス70型	ニッセイインデックスバランス(外国株式重視型) S A (適格機関投資家限定)

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

ニッセイインデックスバランス（外国株式重視型）S A（適格機関投資家限定）

2 目的および基本的性格

「ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド」「ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド」「ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド」「ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド」を主要投資対象とし、国内外の株式市場および債券市場の動きに連動する投資成果を目標に運用を行います。

ファンドの分類は、追加型投信／内外／資産複合※です。

信託金の上限は2,500億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

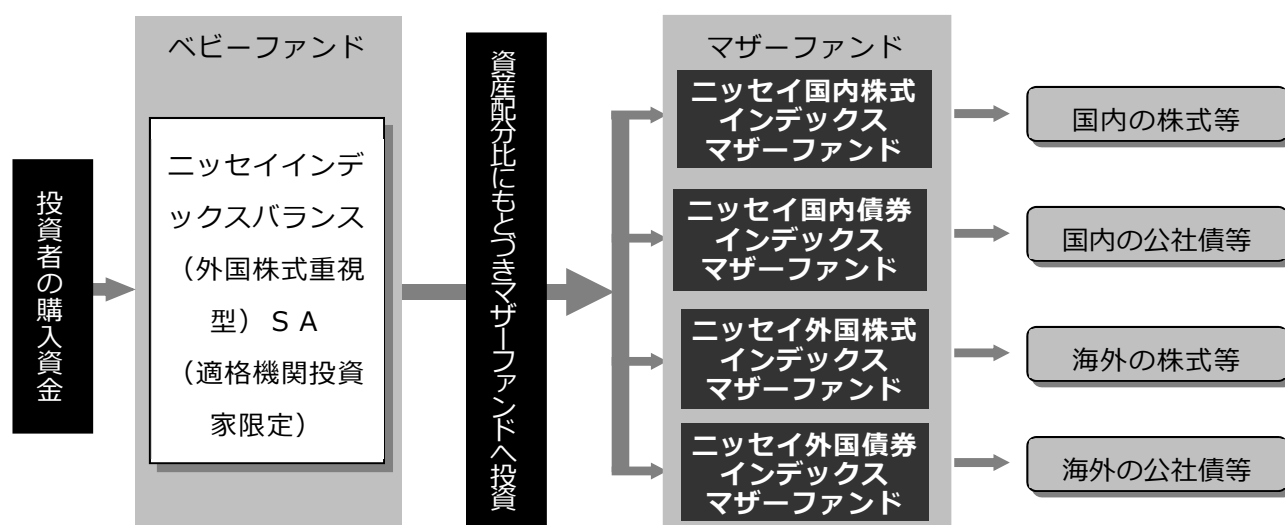
※ ファンドの商品分類の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

3 特色

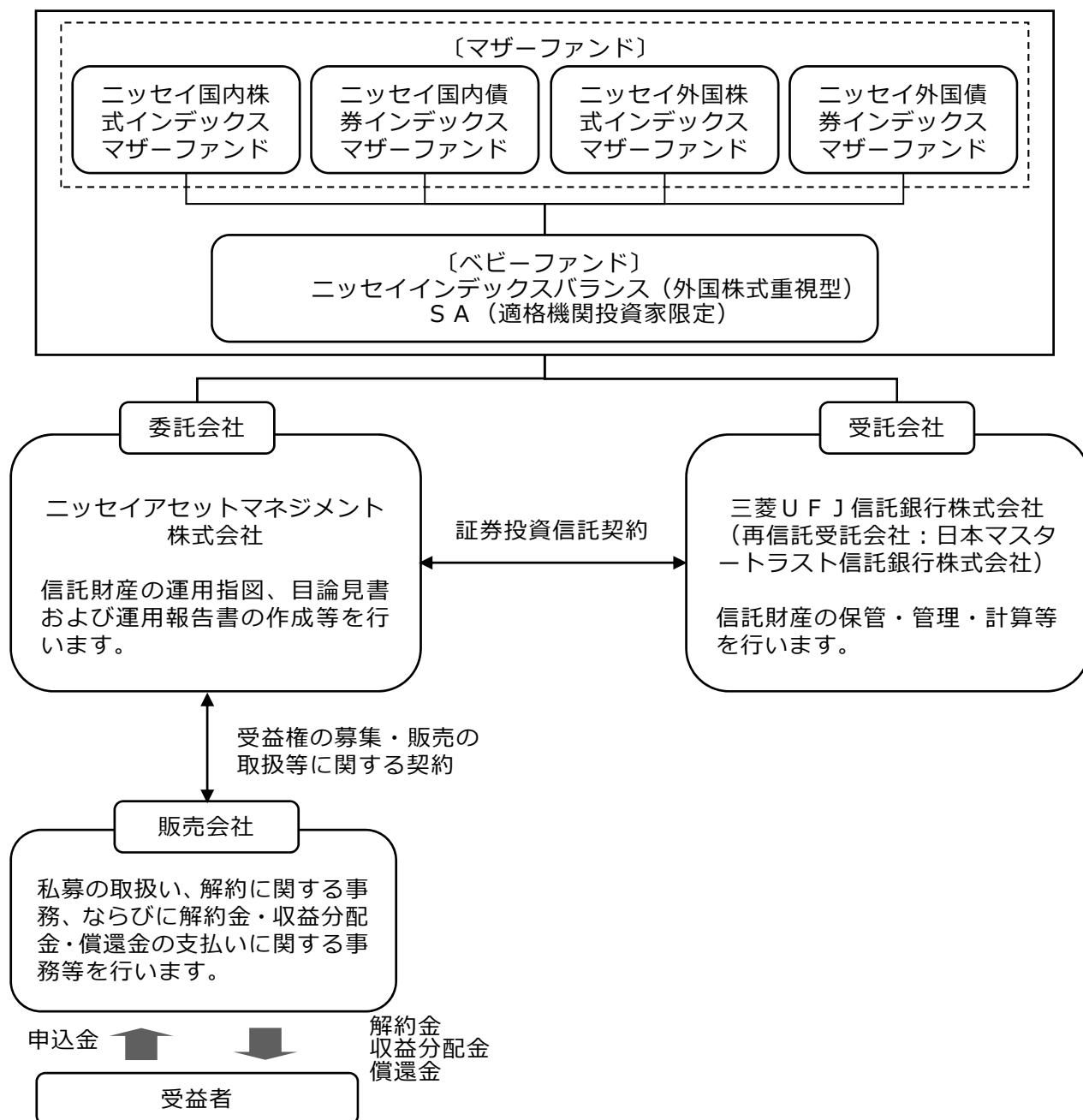
1

マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・国内債券・海外株式・海外債券に分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からの資金をまとめてベビーファンド（ニッセイインデックスバランス（外国株式重視型）S A（適格機関投資家限定））とし、その資金を資産配分比にもとづき資産毎のマザーファンド（ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド、ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド、ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド、ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

主にニッセイ国内株式インデックスマザーファンド、ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド、ニッセイ外国株式インデックスマザーファンドおよびニッセイ外国債券インデックスマザーファンドへの投資を通じて、国内株式、国内債券、海外株式、海外債券に分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。

➤ ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド …	30%
➤ ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド …	15%
➤ ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド …	40%
➤ ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド …	10%
➤ 短期金融資産 …	5%
- 基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ ± 5 % 以内に変動幅を抑制します。
- 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。
- 資金動向、市況動向等によっては上記の運用ができない場合があります。
- 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

- ① 日本の証券取引所[※]上場株式に投資し、T O P I X (東証株価指数) (配当込み) に連動する投資成果を目指します。

※ 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

- ② 株式の実質組入比率の維持のために、株価指数先物等を活用することがあります。
- ③ 株式以外の資産の組入比率は50%以下とします。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド

- ①日本の公社債に投資し、NOMURA-BPI 総合指数の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ②原則として、ニッセイアセットマネジメント株式会社と株式会社ニッセイ基礎研究所が共同開発したクオンツモデルを利用し、ポートフォリオを構築します。
- ③組入銘柄は、原則として投資適格銘柄に限定し、信用リスクを抑制します。
- ④公社債の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド

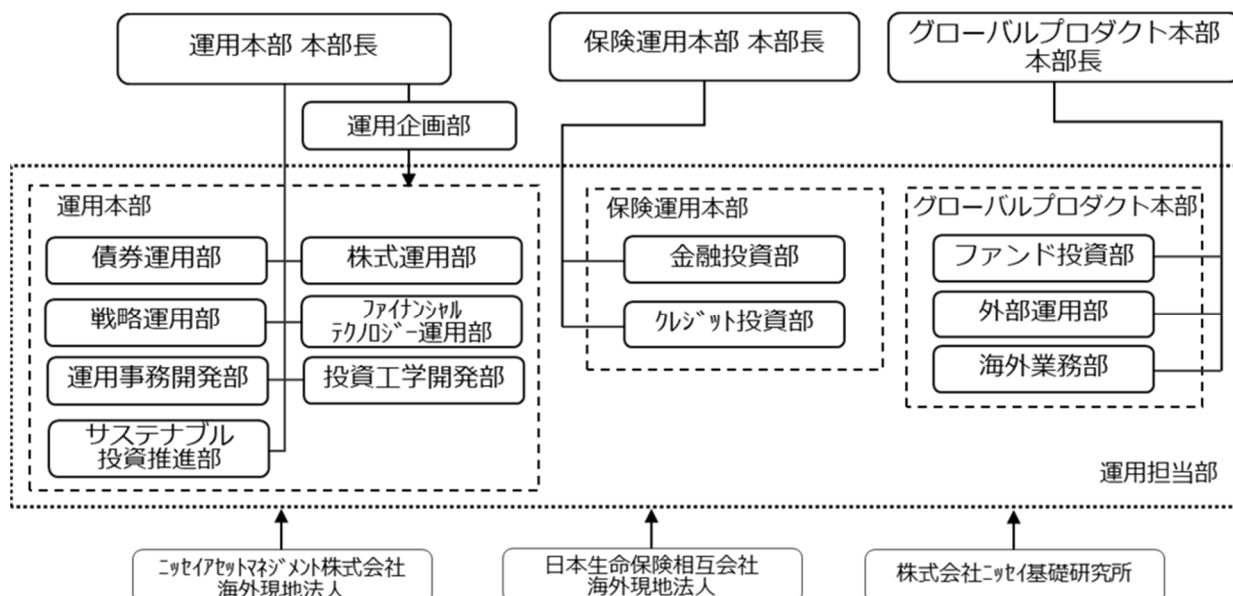
- ①主として日本を除く世界主要先進国の株式に投資することにより、M S C I コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。
- ②株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド

- ①主として、日本を除く世界主要先進国の国債に投資することにより、F T S E シティ世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。
- ②公社債の組入比率は原則として高位を保ちます。
- ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

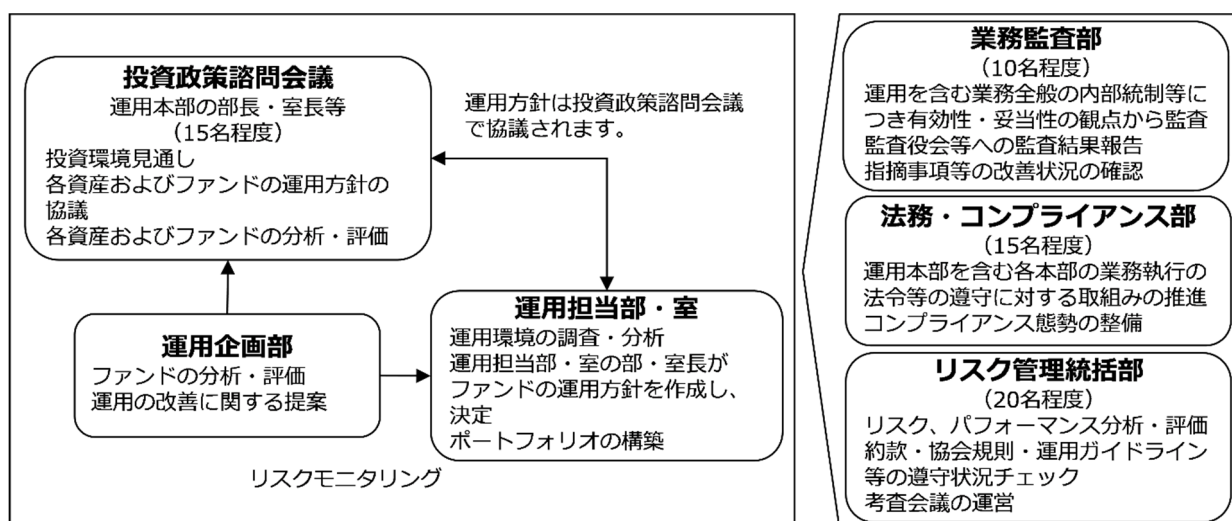
2 運用体制

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー／アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



< 受託会社に対する管理体制等 >

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

※ 上記運用体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および約款にもとづく主な投資制限は以下のとおりです。

①株式への実質投資割合

信託財産の純資産総額の 85%以内とします。

②外貨建資産への実質投資割合

信託財産の純資産総額の 65%以内とします。

③外国為替予約取引

ヘッジ目的に限定しません。

④新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥同一銘柄の転換社債等への実質投資割合

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑦投資信託証券への実質投資割合

信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

⑧デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

⑨同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第 9 条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

①株式への投資割合

制限を設けません。

②同一銘柄の株式への投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑥投資信託証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

⑦外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

⑧デリバティブ取引等に関する制限

デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑨信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド

①同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

②投資信託証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

③外貨建資産への投資割合

投資対象資産は、本邦通貨建またはユーロ円建表示であるものに限りします。

④デリバティブ取引等に関する制限

デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑤信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド

①株式への投資割合

制限を設けません。

②同一銘柄の株式への投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑥投資信託証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

⑦外貨建資産への投資割合

制限を設けません。

⑧デリバティブ取引等に関する制限

デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑨信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド

①株式への投資割合

株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、投資割合は投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

②同一銘柄の株式への投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

③同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

④投資信託証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

⑤外貨建資産への投資割合

制限を設けません。

⑥デリバティブ取引等に関する制限

デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスク

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下のとおりです。

株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

債券投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

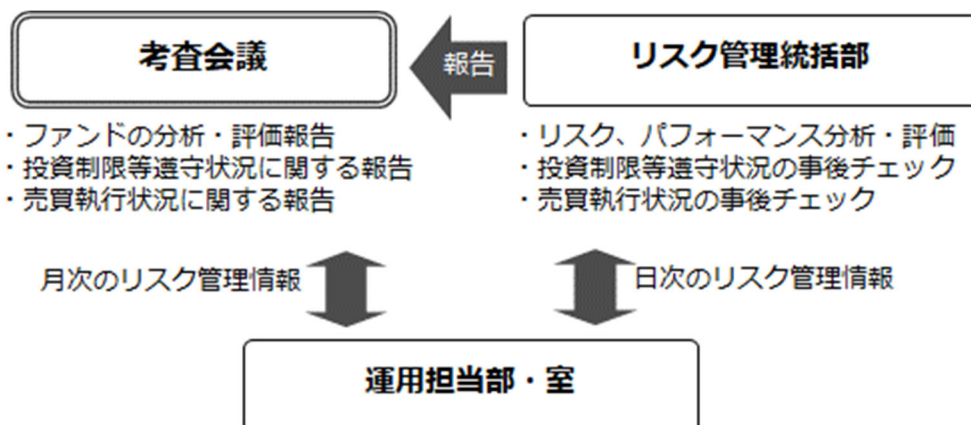
短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

前述の投資リスクの管理体制は以下のとおりです。



1. リスク管理統括部が、以下のとおり管理を行います。

- 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
- 売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。

2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

※ 上記投資リスク管理体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。

(参考情報)

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に以下のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移

②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

・当ファンドの運用は、2024年12月2日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

3. その他詳細情報

1 ニッセイインデックスバランス（外国株式重視型）S A（適格機関投資家限定）の投資対象

①投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「2 ニッセイインデックスバランス（外国株式重視型）S A（適格機関投資家限定）」の投資制限 ⑨先物取引等、⑩スワップ取引および⑪金利先渡し取引および⑫為替先渡し取引」に定めるものに限りま。

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券

主として、「ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド」、「ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド」、「ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド」および「ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の1.から22.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。

17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品

ファンドを前記②の有価証券のほか、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下④において同じ。）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条
第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有する
もの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記③1.から6.までの金融商品により運用することができます。

2 ニッセイインデックスバランス（外国株式重視型）S A（適格機関投資家限定） の投資制限

①株式への実質投資割合

投資信託財産の純資産総額の 85%以内とします。

②外貨建資産への実質投資割合

投資信託財産の純資産総額の 65%以内とします。

③外国為替予約取引

ヘッジ目的に限定しません。

④新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

投資信託財産の純資産総額の 20%以下とします。

⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑥同一銘柄の転換社債等への実質投資割合

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑦マザーファンド以外の投資信託証券への実質投資割合

投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑧投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所*に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

2. 前記 1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができるものとします。

⑨信用取引の範囲

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができるものとします。

2. 前記 1.の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記 2.の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

⑩先物取引等

1. 日本の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。2. 日本の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。3. 日本の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

⑪スワップ取引

1. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。3. スワップ取引にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下当該 3.において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。5. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

⑫金利先渡取引および為替先渡取引

1. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契

約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
5. 当該⑭に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約にもとづく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
6. 当該⑭に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下当該 6. において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下当該 6. において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑬有価証券の貸付

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の i) および ii) の範囲内で貸付けることができます。
 - i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ii) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記 1. に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。

3. 有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れを行うものとします。

⑭有価証券の空売り

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産において有しない有価証券または⑮の規定により借入れた有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができるものとします。
2. 前記 1. の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記 2. の売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

⑮有価証券の借入れ

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供を行うものとします。
2. 前記 1. は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記 2. の借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとします。
4. 前記 1. の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

⑯外国為替予約等

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。
2. 前記 1. の予約取引は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
3. 前記 2. の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。
4. 予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑰資金の借入れ

1. 投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コ

ール市場を通じる場合を含みます。)を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

商品分類

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下のとおりです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
追 加 型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資 産 複 合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株		グローバル (日本含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 1 回	日 本	ファミリー ファンド	あ り ()
不動産投信	年 2 回	北 米		
	年 4 回	欧 州		
	年 6 回 (隔月)	ア ジ ア		
	年 12 回 (毎月)	オセアニア		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式・ 債券) 資産配分固 定型))	日 々	中 南 米	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し
	そ の 他 ()	アフリカ		
		中 近 東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

商品分類表	
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	約款等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
資産複合	約款等において、複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
属性区分表	
その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）資産配分固定型））	約款等において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 約款等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。 約款等において、主として株式および公社債等に投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	約款等において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本含む）	約款等において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	約款等において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	約款等において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人 投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

4. 運用状況

・当ファンドの運用は、2024年12月2日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資状況（2024年3月29日現在）

ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
株式		232,745,661,330	97.61
	内 日本	232,745,661,330	97.61
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		5,703,670,674	2.39
純資産総額		238,449,332,004	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）		5,983,200,000	2.51
	内 日本	5,983,200,000	2.51

（※1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（※2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券		76,418,809,970	99.47
	内 日本	76,418,809,970	99.47
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		406,580,616	0.53
純資産総額		76,825,390,586	100.00

（※）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
株式		941,014,800,300	95.51
	内 アメリカ	691,694,828,392	70.20
	内 イギリス	37,387,087,204	3.79
	内 カナダ	31,885,782,182	3.24
	内 フランス	29,343,932,001	2.98
	内 スイス	28,431,237,733	2.89
	内 ドイツ	22,878,169,251	2.32
	内 オランダ	17,967,375,642	1.82
	内 オーストラリア	17,745,544,054	1.80
	内 アイルランド	11,897,200,009	1.21
	内 デンマーク	9,651,569,121	0.98
	内 スウェーデン	8,177,129,676	0.83
	内 スペイン	7,091,799,492	0.72
	内 イタリア	6,320,569,753	0.64
	内 香港	4,118,253,445	0.42
	内 シンガポール	2,748,684,654	0.28
	内 フィンランド	2,569,545,673	0.26
	内 ベルギー	2,382,729,196	0.24
	内 ノルウェー	1,571,547,105	0.16
	内 イスラエル	1,461,715,156	0.15
	内 ジャージイー	1,412,287,513	0.14
	内 オランダ領キュラソー	1,231,995,696	0.13
	内 バミューダ	787,835,466	0.08
	内 ニュージーランド	493,696,855	0.05
	内 オーストリア	479,699,690	0.05
	内 ポルトガル	466,376,398	0.05
	内 ケイマン諸島	451,782,923	0.05
	内 ルクセンブルグ	366,426,020	0.04
投資証券		17,991,791,423	1.83
	内 アメリカ	15,421,127,672	1.57
	内 オーストラリア	1,246,975,079	0.13

	内 フランス	351,608,634	0.04
	内 シンガポール	337,571,639	0.03
	内 イギリス	302,268,834	0.03
	内 香港	174,197,877	0.02
	内 カナダ	79,369,405	0.01
	内 ベルギー	78,672,283	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		26,278,490,393	2.67
純資産総額		985,285,082,116	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）		23,289,313,693	2.36
	内 アメリカ	17,280,839,677	1.75
	内 ドイツ	4,282,438,160	0.43
	内 イギリス	1,726,035,856	0.18

（※1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（※2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券		79,904,224,284	98.64
	内 アメリカ	37,848,400,014	46.72
	内 中国	6,781,110,908	8.37
	内 フランス	6,382,499,796	7.88
	内 イタリア	5,816,146,855	7.18
	内 ドイツ	5,015,748,202	6.19
	内 イギリス	4,163,821,211	5.14
	内 スペイン	3,892,265,166	4.80
	内 カナダ	1,651,964,352	2.04
	内 ベルギー	1,414,593,110	1.75
	内 オランダ	1,199,065,189	1.48
	内 オーストラリア	1,093,357,443	1.35
	内 オーストリア	966,658,797	1.19
	内 メキシコ	699,713,338	0.86

	内 ポーランド	445,860,287	0.55
	内 フィンランド	423,181,780	0.52
	内 アイルランド	412,832,075	0.51
	内 マレーシア	395,714,473	0.49
	内 シンガポール	334,297,368	0.41
	内 イスラエル	270,672,580	0.33
	内 デンマーク	216,724,601	0.27
	内 ニュージーランド	198,882,376	0.25
	内 スウェーデン	154,503,513	0.19
	内 ノルウェー	126,210,850	0.16
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,102,813,061	1.36
純資産総額		81,007,037,345	100.00

（※）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

2 投資資産

・当ファンドの運用は、2024年12月2日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

【参考情報】（2024年3月29日現在）

ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用 機器	3,255,400	3,414.00 11,113,935,600	3,792.00 12,344,476,800	－ －	5.18
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	3,555,900	1,487.50 5,289,401,250	1,557.00 5,536,536,300	－ －	2.32
3	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	419,400	13,315.00 5,584,311,000	12,985.00 5,445,909,000	－ －	2.28
4	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	125,500	34,650.00 4,348,575,000	39,570.00 4,966,035,000	－ －	2.08
5	三菱商事 日本	株式 卸売業	1,242,900	3,129.00 3,889,034,100	3,487.00 4,333,992,300	－ －	1.82

6	キーエンス 日本	株式 電気機器	59,300	69,040.00 4,094,072,000	69,540.00 4,123,722,000	－ －	1.73
7	日立製作所 日本	株式 電気機器	287,800	12,265.00 3,529,867,000	13,905.00 4,001,859,000	－ －	1.68
8	三井住友フィナン シャルグループ 日本	株式 銀行業	415,200	8,068.00 3,349,833,600	8,909.00 3,699,016,800	－ －	1.55
9	信越化学工業 日本	株式 化学	538,500	6,126.00 3,298,851,000	6,584.00 3,545,484,000	－ －	1.49
10	三井物産 日本	株式 卸売業	472,600	6,370.00 3,010,462,000	7,106.00 3,358,295,600	－ －	1.41
11	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	17,686,900	181.60 3,211,941,040	179.80 3,180,104,620	－ －	1.33
12	任天堂 日本	株式 その他製品	374,300	8,263.00 3,092,840,900	8,196.00 3,067,762,800	－ －	1.29
13	リクルートホール ディングス 日本	株式 サービス業	451,200	5,890.00 2,657,568,000	6,707.00 3,026,198,400	－ －	1.27
14	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	1,445,800	1,748.00 2,527,258,400	1,891.00 2,734,007,800	－ －	1.15
15	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	421,700	6,595.00 2,781,111,500	6,466.00 2,726,712,200	－ －	1.14
16	東京海上ホールデ ィングス 日本	株式 保険業	577,200	4,391.00 2,534,485,200	4,703.00 2,714,571,600	－ －	1.14
17	ソフトバンクグル ープ 日本	株式 情報・通信業	293,300	8,539.00 2,504,488,700	8,962.00 2,628,554,600	－ －	1.10
18	第一三共 日本	株式 医薬品	518,000	4,924.00 2,550,632,000	4,777.00 2,474,486,000	－ －	1.04
19	みずほフィナンシ ャルグループ 日本	株式 銀行業	788,100	2,736.00 2,156,241,600	3,046.00 2,400,552,600	－ －	1.01
20	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	526,200	4,472.00 2,353,166,400	4,184.00 2,201,620,800	－ －	0.92

21	HOYA 日本	株式 精密機器	116,700	18,495.00 2,158,366,500	18,740.00 2,186,958,000	－ －	0.92
22	KDDI 日本	株式 情報・通信業	459,500	4,622.00 2,123,809,000	4,482.00 2,059,479,000	－ －	0.86
23	ソフトバンク 日本	株式 情報・通信業	956,900	1,969.00 1,884,136,100	1,951.00 1,866,911,900	－ －	0.78
24	三菱電機 日本	株式 電気機器	666,500	2,312.00 1,540,948,000	2,512.00 1,674,248,000	－ －	0.70
25	ディスコ 日本	株式 機械	28,800	44,100.00 1,270,080,000	57,190.00 1,647,072,000	－ －	0.69
26	オリエンタルランド 日本	株式 サービス業	322,500	5,391.00 1,738,597,500	4,849.00 1,563,802,500	－ －	0.66
27	村田製作所 日本	株式 電気機器	539,400	2,957.50 1,595,275,500	2,824.00 1,523,265,600	－ －	0.64
28	SMC 日本	株式 機械	17,900	86,860.00 1,554,794,000	84,830.00 1,518,457,000	－ －	0.64
29	三菱重工業 日本	株式 機械	1,047,000	1,148.00 1,201,956,000	1,448.50 1,516,579,500	－ －	0.64
30	ダイキン工業 日本	株式 機械	71,500	21,450.00 1,533,675,000	20,600.00 1,472,900,000	－ －	0.62

(※) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	電気機器	16.95
		輸送用機器	9.28
		卸売業	7.28
		銀行業	7.21
		情報・通信業	7.06
		化学	5.59
		機械	5.47
		サービス業	4.38

		医薬品	4.15
		小売業	4.11
		食料品	3.00
		保険業	2.65
		陸運業	2.43
		その他製品	2.22
		精密機器	2.16
		不動産業	2.08
		建設業	2.03
		電気・ガス業	1.37
		その他金融業	1.17
		鉄鋼	0.91
		証券、商品先物取引業	0.91
		非鉄金属	0.69
		海運業	0.68
		ガラス・土石製品	0.67
		ゴム製品	0.67
		石油・石炭製品	0.51
		金属製品	0.50
		空運業	0.40
		鉱業	0.35
		繊維製品	0.35
		パルプ・紙	0.16
		倉庫・運輸関連業	0.13
		水産・農林業	0.08
	小計		97.61
合 計（対純資産総額比）			97.61

（※）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

種類	取引所	資産の名称	買建 ／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比 率 (%)
株価指数 先物取引	大阪取引所	TOPIX 先物 0606 月	買建	216	5,905,488,800	5,983,200,000	2.51

(※1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(※2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ国内債券インデックスマザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄（上位３０銘柄）

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	第158回 利 付国債（５年） 日本	国債 証券	5,846,000,000	99.34 5,807,458,000	99.31 5,805,837,980	0.1 2028/3/20	7.56
2	第350回 利 付国債（１０ 年） 日本	国債 証券	5,846,000,000	99.36 5,809,029,110	99.31 5,805,837,980	0.1 2028/3/20	7.56
3	第358回 利 付国債（１０ 年） 日本	国債 証券	5,902,000,000	98.30 5,801,908,700	98.28 5,800,485,600	0.1 2030/3/20	7.55
4	第148回 利 付国債（２０ 年） 日本	国債 証券	5,362,000,000	107.33 5,755,404,780	107.30 5,753,586,860	1.5 2034/3/20	7.49
5	第134回 利 付国債（２０ 年） 日本	国債 証券	5,227,000,000	109.74 5,736,253,010	109.66 5,732,241,820	1.8 2032/3/20	7.46
6	第160回 利 付国債（２０ 年） 日本	国債 証券	5,245,000,000	96.35 5,054,038,740	96.61 5,067,246,950	0.7 2037/3/20	6.60
7	第176回 利 付国債（２０ 年） 日本	国債 証券	4,816,000,000	87.54 4,216,351,650	87.78 4,227,532,960	0.5 2041/3/20	5.50
8	第46回 利付 国債（３０年） 日本	国債 証券	3,859,000,000	99.75 3,849,488,860	99.60 3,843,641,180	1.5 2045/3/20	5.00
9	第342回 利 付国債（１０ 年） 日本	国債 証券	3,319,000,000	99.88 3,315,095,450	99.86 3,314,419,780	0.1 2026/3/20	4.31
10	第340回 利 付国債（１０ 年） 日本	国債 証券	3,073,000,000	100.50 3,088,392,180	100.45 3,086,982,150	0.4 2025/9/20	4.02

11	第90回 利付 国債（20年） 日本	国債 証券	2,895,000,000	105.29 3,048,146,320	104.96 3,038,852,550	2.2 2026/9/20	3.96
12	第70回 利付 国債（30年） 日本	国債 証券	3,684,000,000	78.74 2,900,850,590	78.18 2,880,298,560	0.7 2051/3/20	3.75
13	第34回 利付 国債（30年） 日本	国債 証券	2,226,000,000	113.65 2,529,878,720	113.53 2,527,311,360	2.2 2041/3/20	3.29
14	第452回 利 付国債（2年） 日本	国債 証券	2,501,000,000	99.86 2,497,737,280	99.88 2,498,148,860	0.005 2025/9/1	3.25
15	第4回 利付国 債（40年） 日本	国債 証券	2,176,000,000	111.30 2,422,045,500	110.47 2,403,827,200	2.2 2051/3/20	3.13
16	第117回 利 付国債（20 年） 日本	国債 証券	1,802,000,000	110.28 1,987,367,080	110.06 1,983,407,340	2.1 2030/3/20	2.58
17	第346回 利 付国債（10 年） 日本	国債 証券	1,902,000,000	99.82 1,898,663,290	99.70 1,896,389,100	0.1 2027/3/20	2.47
18	第370回 利 付国債（10 年） 日本	国債 証券	1,702,000,000	98.83 1,682,179,720	98.77 1,681,065,400	0.5 2033/3/20	2.19
19	第344回 利 付国債（10 年） 日本	国債 証券	1,582,000,000	99.90 1,580,487,190	99.79 1,578,677,800	0.1 2026/9/20	2.05
20	第26回 利付 国債（30年） 日本	国債 証券	1,297,000,000	117.48 1,523,818,580	117.28 1,521,134,570	2.4 2037/3/20	1.98
21	第143回 利 付国債（20 年） 日本	国債 証券	1,211,000,000	108.32 1,311,763,290	108.32 1,311,803,640	1.6 2033/3/20	1.71
22	第15回 利付 国債（40年） 日本	国債 証券	1,049,000,000	77.68 814,867,900	76.19 799,327,510	1 2062/3/20	1.04
23	第362回 利 付国債（10 年）	国債 証券	806,000,000	97.53	97.47	0.1	1.02

	日本			786,110,670	785,616,260	2031/3/20	
24	第157回 利付国債（5年） 日本	国債証券	733,000,000	99.61 730,214,110	99.70 730,837,650	0.2 2028/3/20	0.95
25	第354回 利付国債（10年） 日本	国債証券	450,000,000	98.74 444,362,770	98.70 444,181,500	0.1 2029/3/20	0.58
26	第366回 利付国債（10年） 日本	国債証券	404,000,000	97.13 392,444,700	97.21 392,756,680	0.2 2032/3/20	0.51
27	第8回 利付国債（40年） 日本	国債証券	398,000,000	92.07 366,446,000	90.87 361,670,560	1.4 2055/3/20	0.47
28	第11回 利付国債（40年） 日本	国債証券	478,000,000	75.50 360,933,200	74.44 355,861,440	0.8 2058/3/20	0.46
29	第54回 利付国債（30年） 日本	国債証券	270,000,000	85.36 230,472,470	84.78 228,914,100	0.8 2047/3/20	0.30
30	第152回 利付国債（20年） 日本	国債証券	160,000,000	103.90 166,244,050	103.92 166,284,800	1.2 2035/3/20	0.22

（※）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
公社債券	国内	国債証券	99.46
	小計		99.46
合 計（対純資産総額比）			99.46

（※）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又 は額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフト ウェア・サ ービス	733,699	56,180.91 41,219,883,240	63,701.21 46,737,517,891	－ －	4.74
2	APPLE INC アメリカ	株式 テクノ ロジ ー・ハ ードウ ェアお よび機 器	1,526,377	28,720.24 43,837,926,981	25,963.78 39,630,527,004	－ －	4.02
3	NVIDIA CORP アメリカ	株式 半導 体・半 導体製 造装置	256,667	75,646.41 19,415,938,866	136,808.01 35,114,103,966	－ －	3.56
4	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 一般消 費財・ サービ ス流通 ・小 売り	966,466	22,103.73 21,362,503,904	27,311.33 26,395,477,465	－ －	2.68
5	META PLATFORMS INC- A アメリカ	株式 メディ ア・娯 楽	230,646	51,228.30 11,815,603,877	73,521.66 16,957,478,591	－ －	1.72
6	ALPHABET INC- CL A アメリカ	株式 メディ ア・娯 楽	614,341	20,496.02 12,591,548,084	22,852.31 14,039,111,776	－ －	1.42
7	ALPHABET INC- CL C アメリカ	株式 メディ ア・娯 楽	536,015	20,737.88 11,115,817,297	23,053.68 12,357,121,822	－ －	1.25

8	ELI LILLY & CO アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	83,851	90,157.02 7,559,756,382	117,790.92 9,876,886,734	－ －	1.00
9	BROADCOM INC アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	46,214	148,779.52 6,875,696,763	200,680.32 9,274,240,682	－ －	0.94
10	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	株式 銀行	300,405	23,232.27 6,979,090,748	30,327.42 9,110,509,506	－ －	0.92
11	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B アメリカ	株式 金融サービス	136,206	54,536.31 7,428,173,090	63,670.93 8,672,363,127	－ －	0.88
12	TESLA, INC. アメリカ	株式 自動車・自動車部品	297,307	35,387.28 10,520,886,550	26,616.36 7,913,231,302	－ －	0.80
13	EXXON MOBIL CORP アメリカ	株式 エネルギー	415,323	15,885.92 6,597,788,877	17,599.89 7,309,642,603	－ －	0.74
14	UNITEDHEALTH GROUP INC アメリカ	株式 ヘルスケア機器・サービス	96,115	81,057.17 7,790,809,897	74,902.52 7,199,256,382	－ －	0.73
15	VISA INC-CLASS A SHARES アメリカ	株式 金融サービス	164,478	37,837.02 6,223,358,580	42,255.50 6,950,100,589	－ －	0.71
16	NOVO-NORDISK A/S デンマーク	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフ	339,109	15,252.34 5,172,207,757	19,282.84 6,538,985,945	－ －	0.66

		サイエ ンス					
17	MASTERCARD INC-CLASS A アメリカ	株式 金融サ ービス	87,018	60,838.48 5,294,043,327	72,914.51 6,344,875,153	－ －	0.64
18	ASML HOLDING NV オランダ	株式 半導 体・半 導体製 造装置	41,891	103,540.99 4,337,435,674	145,642.72 6,101,119,518	－ －	0.62
19	PROCTER & GAMBLE CO アメリカ	株式 家庭用 品・パ ーソナ ル用品	244,924	22,901.16 5,609,045,871	24,566.27 6,016,869,725	－ －	0.61
20	HOME DEPOT INC アメリカ	株式 一般消 費財・ サービ ス流通 ・小売 り	103,424	46,735.83 4,833,607,080	58,080.87 6,006,956,519	－ －	0.61
21	JOHNSON & JOHNSON アメリカ	株式 医薬 品・バ イオテ クノー ロジー ・ライ フサイ エンス	250,153	22,726.83 5,685,184,812	23,951.54 5,991,551,561	－ －	0.61
22	MERCK & CO INC アメリカ	株式 医薬 品・バ イオテ クノー ロジー ・ライ フサイ エンス	263,327	15,487.43 4,078,259,779	19,978.54 5,260,891,504	－ －	0.53
23	COSTCO WHOLESALE CORP アメリカ	株式 生活必 需品流 通・小 売り	46,109	88,054.30 4,060,096,112	110,927.50 5,114,756,480	－ －	0.52

24	ABBVIE INC アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	183,473	21,073.74 3,866,463,641	27,571.76 5,058,673,705	－ －	0.51
25	ADVANCED MICRO DEVICES INC アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	167,874	18,524.35 3,109,756,792	27,327.99 4,587,659,144	－ －	0.47
26	SALESFORCE INC アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	100,587	33,760.69 3,395,887,530	45,601.66 4,586,934,556	－ －	0.47
27	NESTLE SA スイス	株式 食品・飲料・タバコ	277,447	16,594.92 4,604,211,883	16,078.33 4,460,887,197	－ －	0.45
28	CHEVRON CORP アメリカ	株式 エネルギー	185,800	21,880.82 4,065,457,369	23,883.41 4,437,538,209	－ －	0.45
29	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	株式 銀行	740,073	4,553.21 3,369,712,450	5,741.46 4,249,104,855	－ －	0.43
30	WALMART INC アメリカ	株式 生活必需品流通・小売り	461,604	7,865.32 3,630,664,606	9,110.33 4,205,369,246	－ －	0.43

(※) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	ソフトウェア・サービス	9.91
		半導体・半導体製造装置	8.18
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.78
		資本財	6.95

		金融サービス	6.62
		メディア・娯楽	6.20
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.48
		銀行	5.40
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.83
		エネルギー	4.57
		ヘルスケア機器・サービス	4.18
		素材	3.75
		食品・飲料・タバコ	3.19
		保険	3.04
		公益事業	2.45
		消費者サービス	1.99
		運輸	1.71
		生活必需品流通・小売り	1.69
		自動車・自動車部品	1.60
		商業・専門サービス	1.57
		家庭用品・パーソナル用品	1.55
		耐久消費財・アパレル	1.47
		電気通信サービス	1.08
		不動産管理・開発	0.31
		エクイティ不動産投資信託（REIT）	0.04
		その他	0.01
	小計		95.51
投資証券	外国		1.83
	小計		1.83
合 計（対純資産総額比）			97.33

（※）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。株式（外国）の業種はG I C S 分類（産業グループ）によるものです。なお、G I C S に関する知的財産所有権はS & P 及び MSCI Inc. に帰属します。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

種類	取引所	資産の名称	買建 ／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比 率 (%)
株価指数 先物取引	シカゴ 商品取 引所	S&P 500 EMINI FUTURE 202406	買建	430	16,887,364,075	17,280,839,677	1.75
	E U R E X取 引所	DJ EURO STOXX 50 202406	買建	520	4,176,332,160	4,282,438,160	0.43
	I C E － E U	FTSE 100 INDEX FUTURE 202406	買建	113	1,676,147,323	1,726,035,856	0.18

(※1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(※2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,842,659,700	96.15 1,771,843,039	96.92 1,785,924,207	2.125 2025/5/15	2.20
2	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,676,108,700	95.45 1,599,934,162	96.07 1,610,371,716	2.25 2025/11/15	1.99
3	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,653,397,200	93.73 1,549,776,132	94.57 1,563,750,003	1.625 2026/2/15	1.93
4	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,276,386,300	92.20 1,176,931,445	92.94 1,186,388,301	2.625 2029/2/15	1.46
5	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,050,785,400	95.21 1,000,556,466	96.25 1,011,454,502	2 2025/8/15	1.25
6	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,065,926,400	91.91 979,705,067	93.21 993,635,271	1.5 2026/8/15	1.23
7	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,056,841,800	92.78 980,629,485	94.01 993,589,818	1.625 2026/5/15	1.23
8	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,044,729,000	93.13 973,060,590	94.47 987,059,959	2.875 2028/8/15	1.22
9	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,038,672,600	93.33 969,428,770	93.90 975,417,438	2 2026/11/15	1.20
10	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,023,531,600	93.57 957,741,948	94.17 963,869,943	2.25 2027/2/15	1.19
11	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	928,143,300	91.76 851,748,021	93.06 863,748,717	2.25 2027/11/15	1.07
12	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	903,917,700	93.30 843,402,178	94.44 853,705,071	2.75 2028/2/15	1.05

13	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	808,529,400	95.21 769,866,353	95.29 770,528,518	3.125 2028/11/15	0.95
14	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	805,501,200	93.42 752,571,716	94.67 762,640,481	2.875 2028/5/15	0.94
15	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	729,796,200	96.52 704,450,377	97.42 711,003,947	2.75 2025/6/30	0.88
16	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	820,642,200	80.95 664,350,980	82.06 673,468,227	1.125 2031/2/15	0.83
17	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	805,501,200	79.93 643,886,232	81.00 652,512,357	0.875 2030/11/15	0.81
18	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	690,429,600	92.98 641,998,143	94.13 649,970,425	2.375 2027/5/15	0.80
19	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	769,162,800	77.84 598,782,610	80.13 616,407,067	0.625 2030/8/15	0.76
20	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	632,893,800	92.18 583,420,491	93.40 591,186,098	2.25 2027/8/15	0.73
21	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	634,407,900	89.83 569,897,398	91.53 580,730,647	2.375 2029/5/15	0.72
22	WI TREASURY SEC. アメリカ	国債 証券	657,119,400	78.51 515,946,941	80.82 531,110,183	0.625 2030/5/15	0.66
23	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	581,414,400	83.98 488,294,766	86.03 500,196,622	1.5 2030/2/15	0.62
24	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	549,618,300	85.90 472,133,112	87.82 482,696,775	1.625 2029/8/15	0.60
25	CHINA GOVERNMENT BOND 中国	国債 証券	445,742,740	99.88 445,223,124	100.41 447,588,114	2.22 2025/9/25	0.55
26	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	454,230,000	97.56 443,160,748	98.14 445,817,660	3.5 2025/9/15	0.55

27	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	496,624,800	86.11 427,667,840	88.11 437,591,010	1.75 2029/11/15	0.54
28	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	390,637,800	103.08 402,706,613	102.31 399,669,345	4.5 2033/11/15	0.49
29	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	390,637,800	94.45 368,969,121	95.51 373,133,320	2.25 2026/3/31	0.46
30	CHINA GOVERNMENT BOND 中国	国債 証券	366,592,160	99.92 366,328,213	100.54 368,601,085	2.3 2026/5/15	0.46

(※) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
公社債券	外国	国債証券	98.64
	小計		98.64
合 計 (対純資産総額比)			98.64

(※) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

・当ファンドの運用は、2024 年 12 月 2 日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

② 分配の推移

・当ファンドの運用は、2024 年 12 月 2 日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

③ 収益率の推移

・当ファンドの運用は、2024 年 12 月 2 日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

- ・当ファンドの運用は、2024年12月2日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託
国内株式型	ニッセイ国内株式インデックスS A (適格機関投資家限定)

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

ニッセイ国内株式インデックス S A（適格機関投資家限定）

2 目的および基本的性格

主にニッセイ国内株式インデックスマザーファンドに投資することにより、日本の株式市場の動きをとらえることを目標に運用を行います。

ファンドの分類は、追加型投信／国内／株式／インデックス型※です。

信託金の上限は5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

※ ファンドの商品分類の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

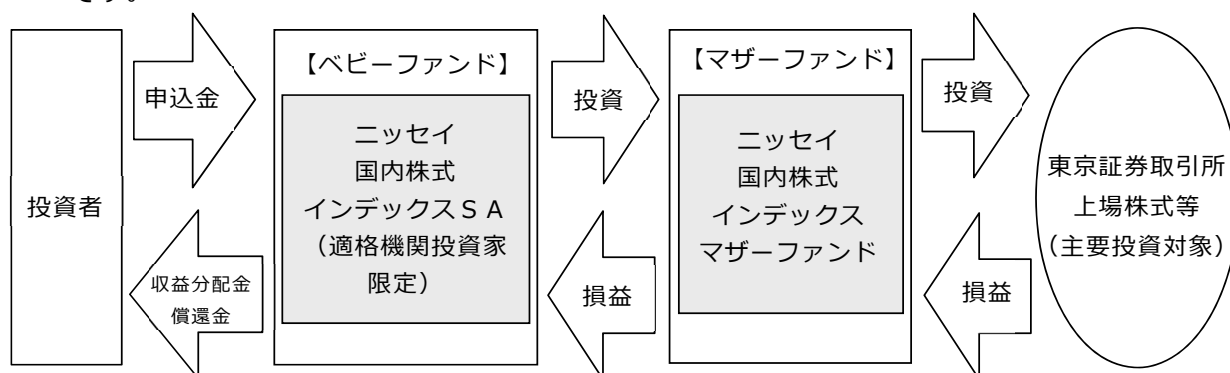
3 特色

1 T O P I X（東証株価指数）（配当込み）の動きに連動する成果を目指します。

- T O P I X（東証株価指数）とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により株式会社 J P X 総研が算出する株価指数です。
- T O P I X（東証株価指数）の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。当ファンドは、J P X により提供、保証または販売されるものではなく、当ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。

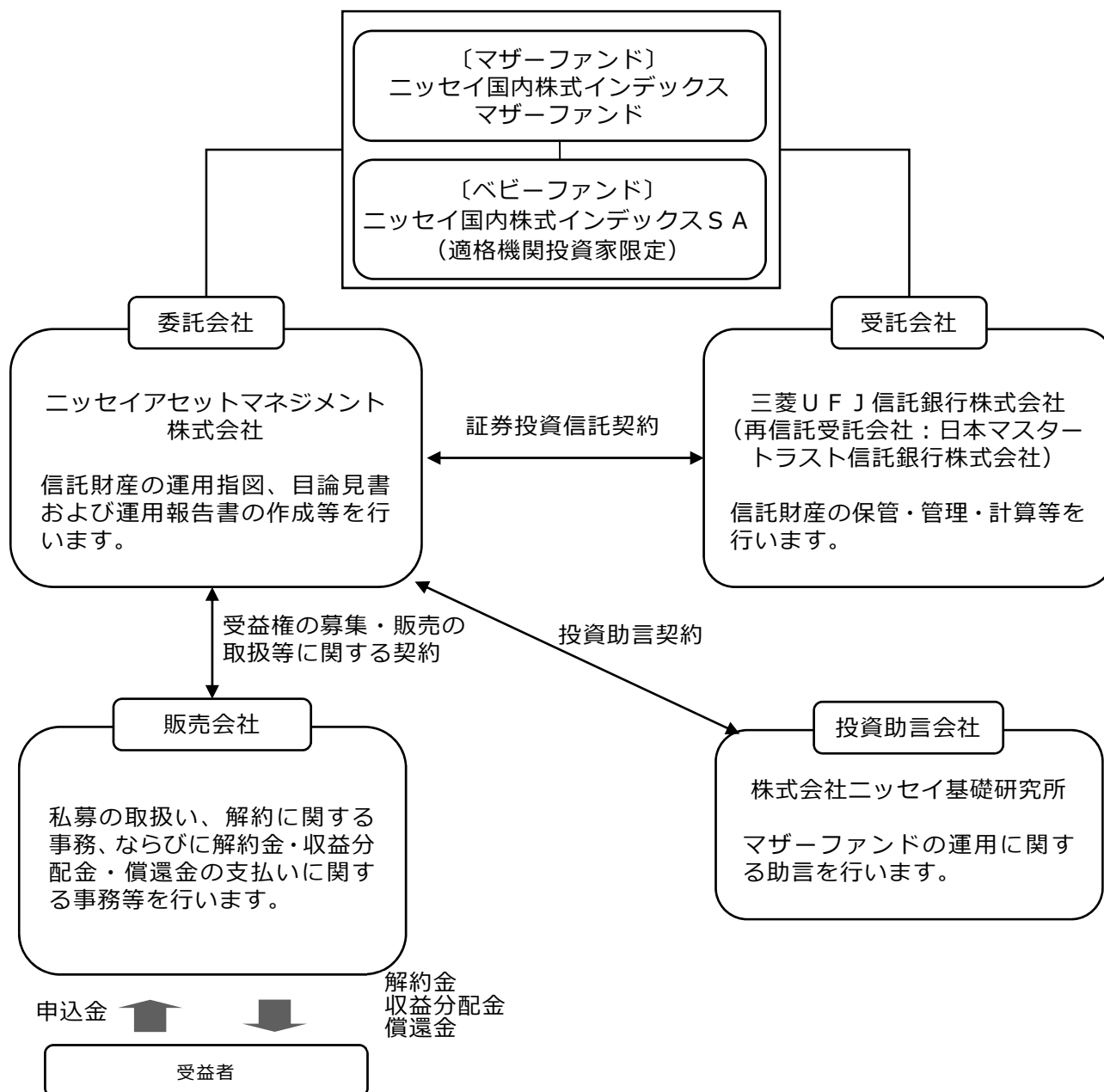
2 運用効率向上のため、ファミリーファンド方式を活用します。

- ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からの資金をまとめてベビーファンド（ニッセイ国内株式インデックス S A（適格機関投資家限定））とし、その資金をマザーファンド（ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



- マザーファンドの運用は、原則として株式会社ニッセイ基礎研究所が独自に開発したインデックス運用モデルを利用して行います。

4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

日本の株式市場の動きをとらえることを目標に運用を行うことを基本方針とします。

1 投資方針と主な投資対象

- 主にニッセイ国内株式インデックスマザーファンドへの投資を通じて、T O P I X（東証株価指数）（配当込み）の動きに連動する成果を目標として運用を行います。
- 主に上記マザーファンドに投資を行いますが、追加設定・解約に伴う資金フローに対応するため株価指数先物等にも投資します。
- 株式の実質投資総額と株価指数先物取引等の買建玉の実質投資総額の合計が信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- 株式以外の資産（上記マザーファンドを通じて投資する場合は、当該マザーファンドの信託財産に属する株式以外の資産のうち、この投資信託の信託財産に属するとみなした部分を含みます）への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- 資金動向、市況動向等によっては上記の運用ができない場合があります。
- 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

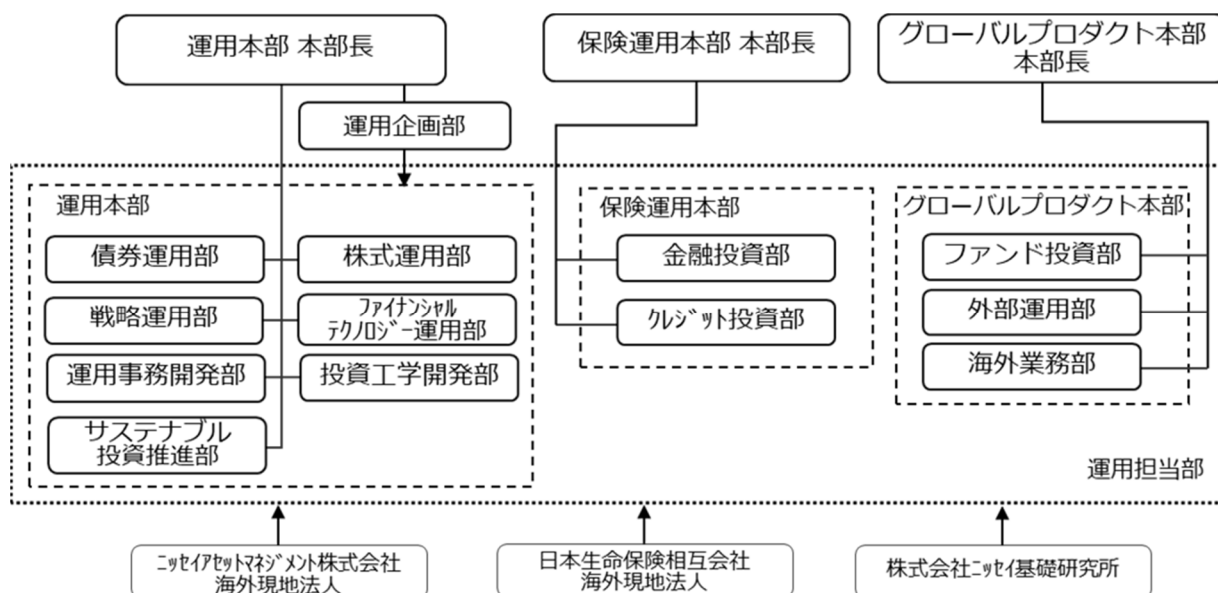
【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

- ①日本の証券取引所※上場株式に投資し、T O P I X（東証株価指数）（配当込み）の動きに連動する成果を目標として運用を行います。
※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。
- ②銘柄選定にあたっては、原則として株式会社ニッセイ基礎研究所が独自に開発したインデックス運用モデルを利用して行います。なお、インデックス運用モデルについては継続的に評価、分析を行い、必要と判断した場合には、見直しを行うことがあります。
- ③株式の実質組入比率を維持するために、株価指数先物等を活用することがあります。
- ④株式以外の資産の組入比率は50%以下とします。
- ⑤資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

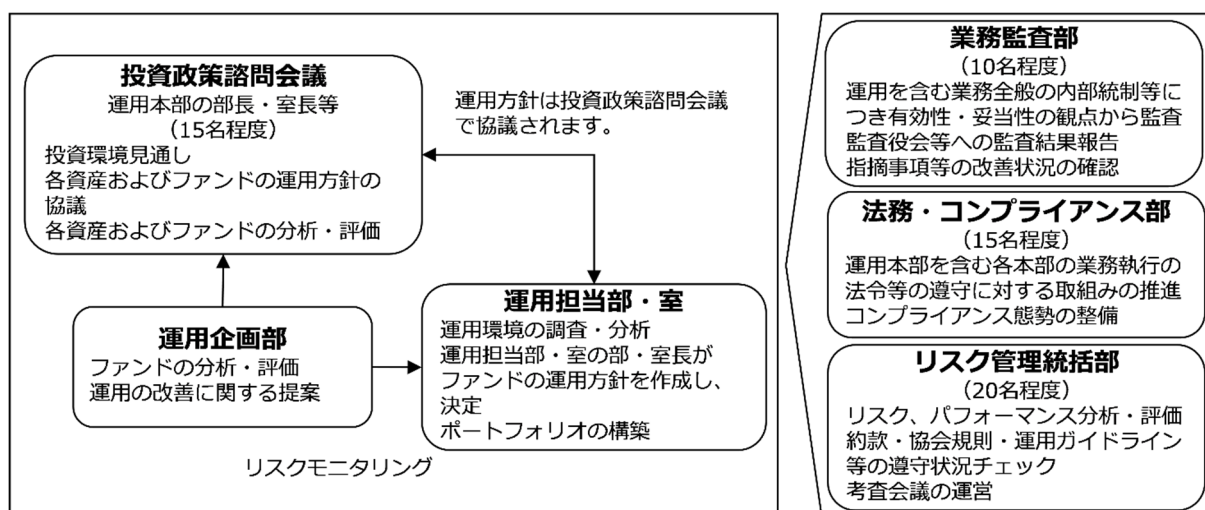
2 運用体制

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー／アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



＜受託会社に対する管理体制等＞

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

※ 上記運用体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および約款にもとづく主な投資制限は以下のとおりです。

①株式への実質投資割合

制限を設けません。

②同一銘柄の株式への実質投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への実質投資割合

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥投資信託証券への実質投資割合

信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

⑦外貨建資産への投資

行いません。

⑧デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

⑨同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

①株式への投資割合

制限を設けません。

②同一銘柄の株式への投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑥投資信託証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

⑦外貨建資産への投資

行いません。

⑧デリバティブ取引等に関する制限

デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑨信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスク

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、T O P I X（東証株価指数）（配当込み）の動きに連動することを目標に運用しますので、T O P I X（東証株価指数）（配当込み）の動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下のとおりです。

株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

基準価額と指数の連動性に関する留意点

ファンドはT O P I X（東証株価指数）（配当込み）に連動する投資成果をめざしますが、主に以下の理由から基準価額と当該指数との動きが完全に一致しないことがあります。

1. ファンドは、当該指数の構成銘柄すべてを組入れないこと、または、ファンドの構成銘柄のウエイトが当該指数の構成銘柄のウエイトと異なる場合があること
2. 株価指数先物と当該指数の動きの不一致
3. ファンドは、流動性確保のために現金・預金等を保有すること
4. ファンドは、信託報酬等の管理費用負担および売買委託手数料等の取引コストを負担すること
5. ファンドにおける株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
6. 当該指数の算出に使用する価格と基準価額の算出に使用する価格の不一致
7. 流動性が低下したとき、ファンドにおける株式および株価指数先物の売買の執行が思惑どおりいかないこと
8. 当該指数の構成銘柄の入替えあるいは当該指数の算出方法の変更による影響

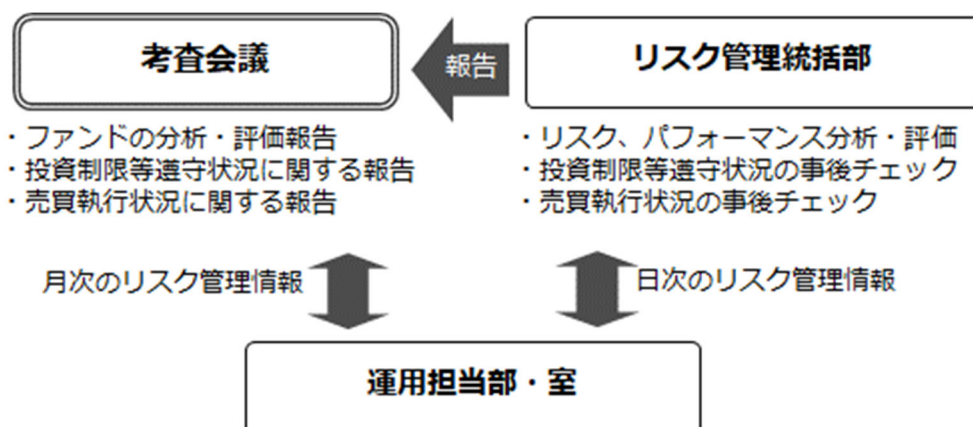
短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもとない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

前述の投資リスクの管理体制は以下のとおりです。



1. リスク管理統括部が、以下のとおり管理を行います。

- 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。
- 売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。

2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

※ 上記投資リスク管理体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。

(参考情報)

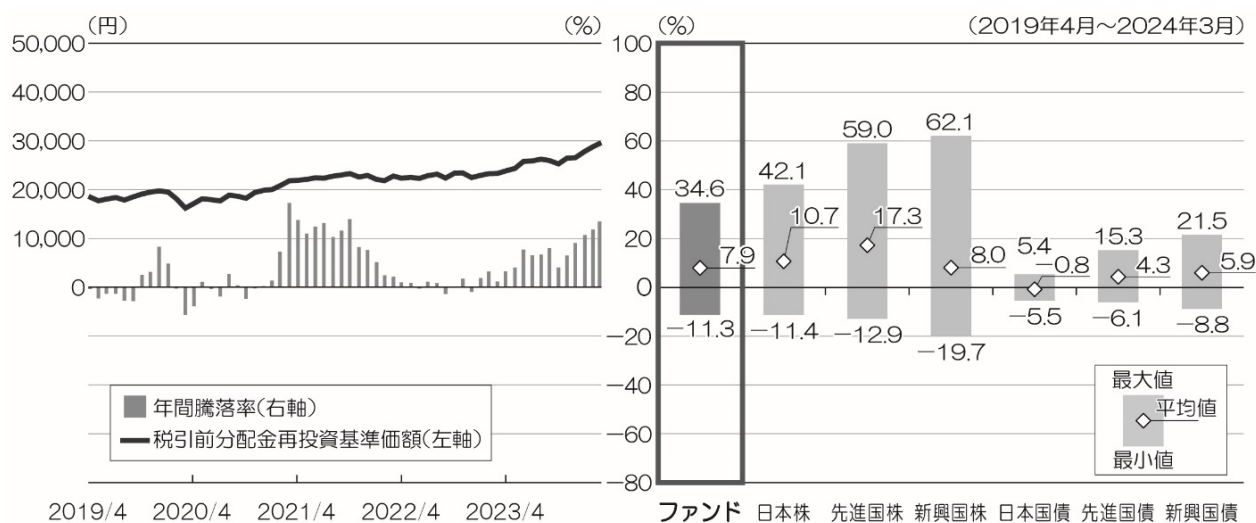
投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に以下のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および

税引前分配金再投資基準価額の推移

②ファンドと代表的な資産クラスとの

騰落率の比較



- グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間ににおけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株・・・TOPIX（東証株価指数）（配当込み）
- 先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）

- すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 海外の指数は、「為替ヘッジなし（対円）」の指数を採用しています。

※ 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- TOPIX（東証株価指数）の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドは、JP モルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

3. その他詳細情報

1 ニッセイ国内株式インデックスS A（適格機関投資家限定）の投資対象

①投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「2 ニッセイ国内株式インデックスS A（適格機関投資家限定）の投資制限⑩先物取引等、⑪スワップ取引および⑫金利先渡し取引」に定めるものに限りします。）

ハ. 金銭債権（イおよび二に掲げるものに該当するものを除きます。）

二. 約束手形（イに掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券

主にニッセイ国内株式インデックスマザーファンドの受益証券のほか、次の1. から22. までの掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する本邦通貨建表示の証券または証書で、1. から11. の証券または証書の性質を有するもの

書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるもので本邦通貨建表示のものとします。）
 14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるもので本邦通貨建表示のものとします。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りします。）
 17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 18. 外国法人が発行する本邦通貨建表示の譲渡性預金証書
 19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
 20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 22. 外国の者に対する権利で21. の有価証券の性質を有するもの
- なお、1. の証券または証書、12. および17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券ならびに12. および17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品

ファンドは前記②の有価証券のほか、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下④において同じ。）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5. の権利の性質を有するもの

もの

- ④前記②にかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記③ 1. から 4. までの金融商品により運用することができます。

2 ニッセイ国内株式インデックスS A（適格機関投資家限定）の投資制限

①株式への実質投資割合

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

②同一銘柄の株式への実質投資割合

取得時において投資信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

投資信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への実質投資割合

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑥マザーファンド以外の投資信託証券への実質投資割合

投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑦外貨建資産への実質投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

⑧投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、日本の証券取引所※に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

2. 前記 1. の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場することが確認できるものについては、投資することができます。

⑨信用取引の範囲

1. 投資信託財産を効率的に運用するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができます。
2. 前記 1. の信用取引は、当該売付けに関する建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 投資信託財産の一部解約等により、前記 2. の売付けに関する建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかにその超える額に相当する売付け

の一部を決済します。

⑩先物取引等

1. 日本の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所における日本の有価証券に関するこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めます（以下同じ。）。
2. 日本の取引所における金利に関する先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における日本の金利に関するこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

⑪スワップ取引

1. 投資信託財産を効率的に運用するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該ファンドの信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引にあたっては、当該ファンドの投資信託財産に関するスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部を解約します。
4. 前記 3. においてマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価します。
6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行います。

⑫金利先渡取引

1. 投資信託財産を効率的に運用するため、金利先渡取引を行うことができます。

2. 金利先渡し取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該ファンドの信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価します。
4. 金利先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行います。
5. 当該⑭に規定する「金利先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約にもとづく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑬有価証券の貸付け

1. 投資信託財産を効率的に運用するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の i) および ii) の範囲内で貸付けることができます。
 - i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ii) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記 1. に定める限度額を超えた場合には、速やかにその超える額に相当する契約の一部を解約します。
3. 有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れを行います。

⑭公社債の空売り

1. 投資信託財産を効率的に運用するため、投資信託財産の計算において投資信託財産に属さない公社債を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（投資信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができます。
2. 前記 1. の売付けは、当該売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記 2. の売付けにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済します。

⑮公社債の借入れ

1. 投資信託財産を効率的に運用するため、公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提

供を行います。

2. 前記 1. は、当該借入れに関する公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 投資信託財産の一部解約等により、前記 2. の借入れにかかる公社債の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えた場合には、速やかにその超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還します。
4. 上記 1. の借入れに関する品借料は投資信託財産中から支払われます。

⑯資金の借入れ

1. 投資信託財産を効率的に運用するため、ならびに投資信託財産を安定的に運用するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行いません。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てに関する借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入れを行う日における投資信託財産の純資産総額の 10%を超えないこととします。
3. 借入金の利息は投資信託財産中より支払われます。

商品分類

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下のとおりです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単 位 型 追 加 型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資 産 複 合	インデックス型 特 殊 型

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド	日経 2 2 5
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回	日 本		T O P I X
不動産投信	年 4 回	北 米		
その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年 6 回 (隔月)	欧 州		
資産複合 ()	年 12 回 (毎月)	ア ジ ア	ファンド・ オブ・ ファンズ	その他 ()
資産配分固定型	日 々	オセアニア		
資産配分変更型	そ の 他 ()	中 南 米 アフリカ 中 近 東 (中東) エマージング		

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	約款等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	約款等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	約款等において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

属性区分表

その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	約款等において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。
年 1 回	約款等において、主として株式に投資する旨の記載があるものをいう。
日本	約款等において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいう。
ファミリー ファンド	約款等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
T O P I X	約款等において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。
	約款等において、T O P I X（東証株価指数）の動きに連動することを目標に運用を行う旨の記載があるものをいう。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人 投資信託協会ホームページ

ジ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

4. 運用状況

1 投資状況（2024年3月29日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	9,972,288,753	100.00
内 日本	9,972,288,753	100.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	14,552	0.00
純資産総額	9,972,303,305	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

【参考情報】マザーファンドの投資状況

ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	232,745,661,330	97.61
内 日本	232,745,661,330	97.61
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	5,703,670,674	2.39
純資産総額	238,449,332,004	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	5,983,200,000	2.51
内 日本	5,983,200,000	2.51

（※1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（※2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

2 投資資産（2024年3月29日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ニッセイ国内株式 インデックス マ ザーファンド 日本	親投 資信 託受 益証 券	3,016,147,583	3.1557 9,518,339,064	3.3063 9,972,288,753	－ －	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内		100.00
	小計		100.00
合 計（対純資産総額比）			100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用 機器	3,255,400	3,414.00 11,113,935,600	3,792.00 12,344,476,800	－ －	5.18
2	三菱UFJフィナ ンシャル・グルー プ 日本	株式 銀行業	3,555,900	1,487.50 5,289,401,250	1,557.00 5,536,536,300	－ －	2.32
3	ソニーグループ 日本	株式 電気機 器	419,400	13,315.00 5,584,311,000	12,985.00 5,445,909,000	－ －	2.28
4	東京エレクトロン 日本	株式 電気機 器	125,500	34,650.00 4,348,575,000	39,570.00 4,966,035,000	－ －	2.08

5	三菱商事 日本	株式 卸売業	1,242,900	3,129.00 3,889,034,100	3,487.00 4,333,992,300	－ －	1.82
6	キーエンス 日本	株式 電気機器	59,300	69,040.00 4,094,072,000	69,540.00 4,123,722,000	－ －	1.73
7	日立製作所 日本	株式 電気機器	287,800	12,265.00 3,529,867,000	13,905.00 4,001,859,000	－ －	1.68
8	三井住友フィナン シャルグループ 日本	株式 銀行業	415,200	8,068.00 3,349,833,600	8,909.00 3,699,016,800	－ －	1.55
9	信越化学工業 日本	株式 化学	538,500	6,126.00 3,298,851,000	6,584.00 3,545,484,000	－ －	1.49
10	三井物産 日本	株式 卸売業	472,600	6,370.00 3,010,462,000	7,106.00 3,358,295,600	－ －	1.41
11	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	17,686,900	181.60 3,211,941,040	179.80 3,180,104,620	－ －	1.33
12	任天堂 日本	株式 その他製品	374,300	8,263.00 3,092,840,900	8,196.00 3,067,762,800	－ －	1.29
13	リクルートホール ディングス 日本	株式 サービス業	451,200	5,890.00 2,657,568,000	6,707.00 3,026,198,400	－ －	1.27
14	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	1,445,800	1,748.00 2,527,258,400	1,891.00 2,734,007,800	－ －	1.15
15	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	421,700	6,595.00 2,781,111,500	6,466.00 2,726,712,200	－ －	1.14
16	東京海上ホールデ ィングス 日本	株式 保険業	577,200	4,391.00 2,534,485,200	4,703.00 2,714,571,600	－ －	1.14
17	ソフトバンクグル ープ 日本	株式 情報・通信業	293,300	8,539.00 2,504,488,700	8,962.00 2,628,554,600	－ －	1.10
18	第一三共 日本	株式 医薬品	518,000	4,924.00 2,550,632,000	4,777.00 2,474,486,000	－ －	1.04
19	みずほフィナンシ ャルグループ 日本	株式 銀行業	788,100	2,736.00 2,156,241,600	3,046.00 2,400,552,600	－ －	1.01

20	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	526,200	4,472.00 2,353,166,400	4,184.00 2,201,620,800	－ －	0.92
21	H O Y A 日本	株式 精密機器	116,700	18,495.00 2,158,366,500	18,740.00 2,186,958,000	－ －	0.92
22	K D D I 日本	株式 情報・通信業	459,500	4,622.00 2,123,809,000	4,482.00 2,059,479,000	－ －	0.86
23	ソフトバンク 日本	株式 情報・通信業	956,900	1,969.00 1,884,136,100	1,951.00 1,866,911,900	－ －	0.78
24	三菱電機 日本	株式 電気機器	666,500	2,312.00 1,540,948,000	2,512.00 1,674,248,000	－ －	0.70
25	ディスコ 日本	株式 機械	28,800	44,100.00 1,270,080,000	57,190.00 1,647,072,000	－ －	0.69
26	オリエンタルランド 日本	株式 サービス業	322,500	5,391.00 1,738,597,500	4,849.00 1,563,802,500	－ －	0.66
27	村田製作所 日本	株式 電気機器	539,400	2,957.50 1,595,275,500	2,824.00 1,523,265,600	－ －	0.64
28	S M C 日本	株式 機械	17,900	86,860.00 1,554,794,000	84,830.00 1,518,457,000	－ －	0.64
29	三菱重工業 日本	株式 機械	1,047,000	1,148.00 1,201,956,000	1,448.50 1,516,579,500	－ －	0.64
30	ダイキン工業 日本	株式 機械	71,500	21,450.00 1,533,675,000	20,600.00 1,472,900,000	－ －	0.62

(※) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	電気機器	16.95
		輸送用機器	9.28
		卸売業	7.28
		銀行業	7.21
		情報・通信業	7.06
		化学	5.59

	機械	5.47
	サービス業	4.38
	医薬品	4.15
	小売業	4.11
	食料品	3.00
	保険業	2.65
	陸運業	2.43
	その他製品	2.22
	精密機器	2.16
	不動産業	2.08
	建設業	2.03
	電気・ガス業	1.37
	その他金融業	1.17
	鉄鋼	0.91
	証券、商品先物取引業	0.91
	非鉄金属	0.69
	海運業	0.68
	ガラス・土石製品	0.67
	ゴム製品	0.67
	石油・石炭製品	0.51
	金属製品	0.50
	空運業	0.40
	鉱業	0.35
	繊維製品	0.35
	パルプ・紙	0.16
	倉庫・運輸関連業	0.13
	水産・農林業	0.08
	小計	97.61
合 計（対純資産総額比）		97.61

（※）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

種類	取引所	資産の名称	買建 ／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比 率 (%)
株価指数 先物取引	大阪取引所	TOPIX 先物 0606 月	買建	216	5,905,488,800	5,983,200,000	2.51

(※1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(※2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

3 運用実績

① 純資産の推移

直近日（2024年3月末）、同日前1年以内における各月末および下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第14計算期間末 (2015年3月10日)	12,823,231,969	12,823,231,969	1.7156	1.7156
第15計算期間末 (2016年3月10日)	9,742,347,220	9,742,347,220	1.5455	1.5455
第16計算期間末 (2017年3月10日)	9,935,265,580	9,935,265,580	1.8320	1.8320
第17計算期間末 (2018年3月12日)	9,740,211,335	9,740,211,335	2.0621	2.0621
第18計算期間末 (2019年3月11日)	8,310,010,385	8,310,010,385	1.9079	1.9079
第19計算期間末 (2020年3月10日)	6,558,084,346	6,558,084,346	1.7366	1.7366
第20計算期間末 (2021年3月10日)	8,138,799,584	8,138,799,584	2.4224	2.4224
第21計算期間末 (2022年3月10日)	7,256,918,875	7,256,918,875	2.3563	2.3563
第22計算期間末 (2023年3月10日)	7,596,901,121	7,596,901,121	2.6812	2.6812
第23計算期間末 (2024年3月11日)	9,644,150,917	9,644,150,917	3.6037	3.6037
2023年3月末日	7,614,070,492	—	2.6751	—
4月末日	7,723,008,756	—	2.7466	—
5月末日	7,950,522,598	—	2.8456	—
6月末日	8,549,009,751	—	3.0600	—
7月末日	8,671,081,233	—	3.1055	—
8月末日	8,593,805,294	—	3.1183	—
9月末日	8,535,105,494	—	3.1344	—
10月末日	8,339,840,001	—	3.0406	—
11月末日	8,689,968,125	—	3.2046	—
12月末日	8,643,350,571	—	3.1975	—
2024年1月末日	9,217,112,356	—	3.4467	—
2月末日	9,680,535,638	—	3.6160	—
3月末日	9,972,303,305	—	3.7760	—

② 分配の推移

	1 口当たりの分配金（円）
第 14 計算期間	0.0000
第 15 計算期間	0.0000
第 16 計算期間	0.0000
第 17 計算期間	0.0000
第 18 計算期間	0.0000
第 19 計算期間	0.0000
第 20 計算期間	0.0000
第 21 計算期間	0.0000
第 22 計算期間	0.0000
第 23 計算期間	0.0000

③ 収益率の推移

	収益率 (%)
第 14 計算期間	26.3
第 15 計算期間	△9.9
第 16 計算期間	18.5
第 17 計算期間	12.6
第 18 計算期間	△7.5
第 19 計算期間	△9.0
第 20 計算期間	39.5
第 21 計算期間	△2.7
第 22 計算期間	13.8
第 23 計算期間	34.4

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数により算出しています（第 1 計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

II 財務ハイライト情報

ニッセイ国内株式インデックスＳＡ（適格機関投資家限定）

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている「1 財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、第 23 期計算期間（2023 年 3 月 11 日から 2024 年 3 月 11 日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「投資信託（ファンド）の経理状況」に添付されています。

1 貸借対照表

(単位：円)

	第 22 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 23 期 2024 年 3 月 11 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	34,084	78,865
コール・ローン	4,155,663	4,872,489
親投資信託受益証券	7,596,879,775	9,644,198,013
未収入金	18,413,037	6,079,256
流動資産合計	7,619,482,559	9,655,228,623
資産合計	7,619,482,559	9,655,228,623
負債の部		
流動負債		
未払解約金	18,364,410	6,017,423
未払受託者報酬	803,120	966,636
未払委託者報酬	3,212,602	3,866,680
その他未払費用	201,306	226,967
流動負債合計	22,581,438	11,077,706
負債合計	22,581,438	11,077,706
純資産の部		
元本等		
元本	2,833,419,262	2,676,202,373
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,763,481,859	6,967,948,544
（分配準備積立金）	2,904,541,987	4,709,589,407
元本等合計	7,596,901,121	9,644,150,917
純資産合計	7,596,901,121	9,644,150,917
負債純資産合計	7,619,482,559	9,655,228,623

2 損益および剰余金計算書

(単位：円)

	第 22 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 23 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
営業収益		
受取利息	42	44
有価証券売買等損益	987,947,170	2,539,351,994
営業収益合計	987,947,212	2,539,352,038
営業費用		
支払利息	767	903
受託者報酬	1,646,127	1,867,458
委託者報酬	6,584,730	7,470,094
その他費用	411,765	445,409
営業費用合計	8,643,389	9,783,864
営業利益又は営業損失（△）	979,303,823	2,529,568,174
経常利益又は経常損失（△）	979,303,823	2,529,568,174
当期純利益又は当期純損失（△）	979,303,823	2,529,568,174
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 （△）	103,691,395	205,705,987
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,177,123,792	4,763,481,859
剰余金増加額又は欠損金減少額	502,797,774	799,670,171
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	502,797,774	799,670,171
剰余金減少額又は欠損金増加額	792,052,135	919,065,673
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	792,052,135	919,065,673
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,763,481,859	6,967,948,544

3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 23 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年 3 月 10 日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間末日が休業日のため、2023 年 3 月 11 日から 2024 年 3 月 11 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 22 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 23 期 2024 年 3 月 11 日現在
1. 期首元本額	3,079,795,083 円	2,833,419,262 円
期中追加設定元本額	334,426,584 円	384,053,043 円
期中一部解約元本額	580,802,405 円	541,269,932 円
2. 受益権の総数	2,833,419,262 口	2,676,202,373 口

(損益および剰余金計算書に関する注記)

項目	第 22 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 23 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (684,336,796 円)、収益調整金 (3,196,740,675 円) および分配準備積立金 (2,220,205,191 円) より分配対象収益は 6,101,282,662 円 (1 万口当たり 21,533.29 円) のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り (0 円) としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (2,323,862,400 円)、収益調整金 (3,377,017,206 円) および分配準備積立金 (2,385,727,007 円) より分配対象収益は 8,086,606,613 円 (1 万口当たり 30,216.72 円) のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り (0 円) としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 22 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 23 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律および同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限および管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第 22 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 23 期 2024 年 3 月 11 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載して	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	おります。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権および金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	--	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 22 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 23 期 2024 年 3 月 11 日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	882,967,387	2,331,711,654
合計	882,967,387	2,331,711,654

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第 22 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 23 期 2024 年 3 月 11 日現在
1口当たり純資産額	2.6812 円	3.6037 円
(1万口当たり純資産額)	(26,812 円)	(36,037 円)

4 附属明細表 (2024 年 3 月 11 日現在)

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年3月11日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド	3,056,604,340	9,644,198,013	
親投資信託受益証券 合計		3,056,604,340	9,644,198,013	
合計			9,644,198,013	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

Memo

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託
国内株式 アクティブ型	キャピタル日本株式ファンドつみたて (適格機関投資家用)

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

キャピタル日本株式ファンドつみたて（適格機関投資家用）

2 目的および基本的性格

キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの分類は、追加型投信／国内／株式※です。

信託金の上限は1兆円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

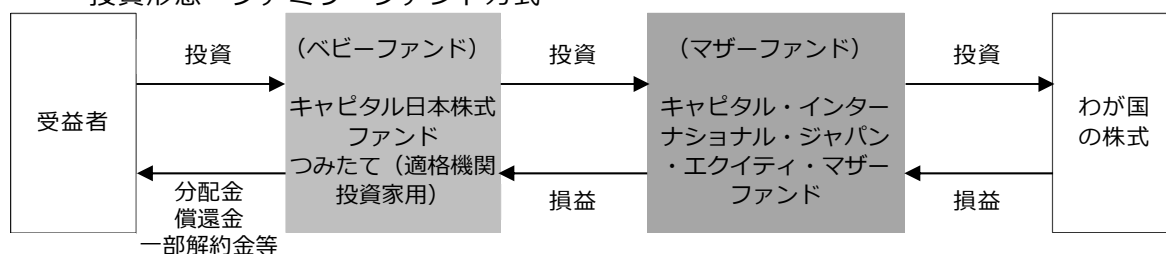
※ ファンドの分類の詳細につきましては、後記「商品分類」をご参照ください。

3 特色

- キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

マザーファンドの運用指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクおよびキャピタル・グループ・インベストメント・マネジメント・プライベート・リミテッド（以下「投資顧問会社」といいます。）に委託します。投資顧問会社は、キャピタル・インターナショナル株式会社と同様にキャピタル・グループ・インターナショナル・インク傘下の運用会社であり、キャピタル・グループの一員です。

● 投資形態 ファミリーファンド方式



ファミリーファンド方式とは、投資家(受益者)からの資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行う仕組みです。

- キャピタル・グループのグローバルな調査に基づき、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄の選定を行うことを基本とします。
- 運用にあたっては、ファンダメンタルズ調査にもとづく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。

- 複数のポートフォリオ・マネジャーで構成する運用体制を通じて、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的な運用成果の獲得を目指します。
- 調査担当アナリストも運用に参画し、担当業種の銘柄を組み入れます。
- 運用体制（運用プロセスの概念図）



経験豊富なアナリストが世界各地から情報収集

- 投資先企業には、原則会社訪問を実施
- 株式、債券、プライベート・エクイティ等の担当分野の枠組みを超えて、積極的に情報共有や意見交換を行う

ポートフォリオ・マネジャーは、自身の確信度に基づき銘柄を選択

- 様々な投資機会を柔軟に取り込む
- 各自の裁量で銘柄を選択

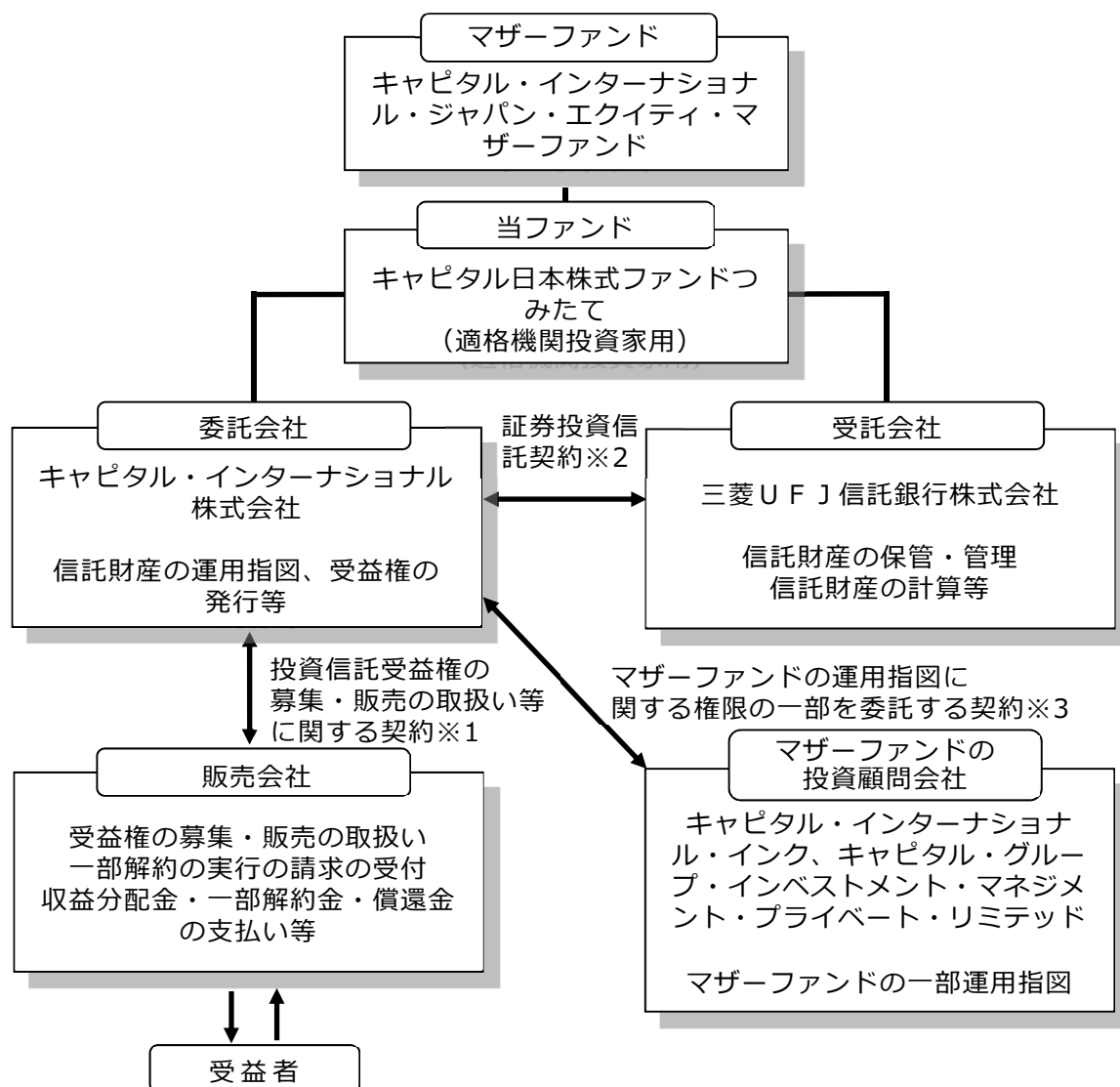
投資委員会と運用統括責任者が全体ポートフォリオを監視

- ポートフォリオ・マネジャーは、各々でリスクとリターン目標の達成を目指す
- 運用統括責任者による全体ポートフォリオの監視
- 運用プロセスに組み込まれたリスク管理

- TOPIX（配当込み）をベンチマークとします。

将来におけるわが国の株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直す場合があります。TOPIX は、株式会社 JPX 総研または株式会社 JPX 総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等、TOPIX に関する全ての権利は JPX が有しております。JPX は、TOPIX の算出もしくは公表の方法の変更、算出もしくは公表の停止または TOPIX の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しております。JPX は、当ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

4 仕組み



・受託会社は、信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

- ※1 委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定しています。
- ※2 投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づいて作成され、予め監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。
- ※3 委託会社が投資顧問会社に委託するマザーファンドの信託財産の一部運用指図に関する事項および当該契約の期間等を規定しています。

2. 投資方針および投資リスク

キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に投資を行い、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

1 投資方針と主な投資対象

- TOPIX（配当込み）をベンチマークとし、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に分散投資を行い、信託財産の成長を目指した運用を行います。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- 非株式割合（株式以外の資産への実質投資割合）は、原則として、信託財産総額の50%以下とすることを基本とします。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

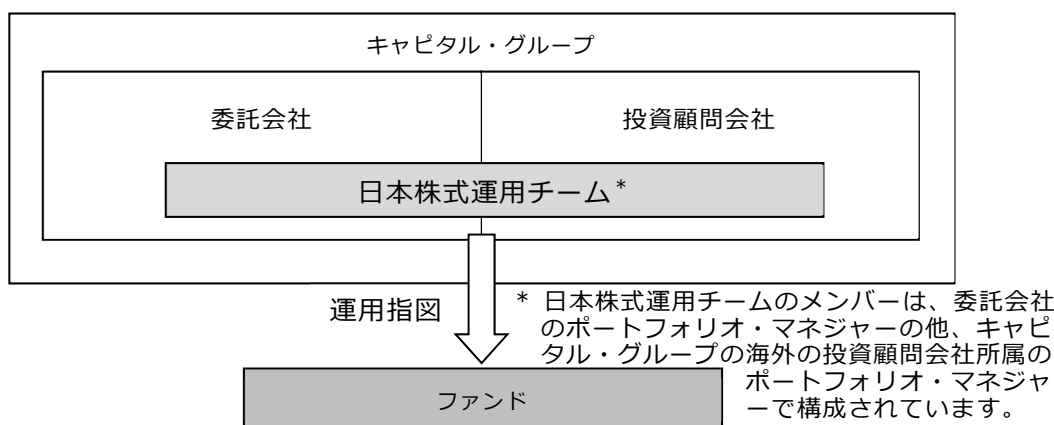
【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド

- ・わが国の株式に投資することにより、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
- ・TOPIX（配当込み）をベンチマークとします。
- ・主としてわが国の証券取引所（これに準ずるものを含む）に上場されている株式等の中から、企業の収益性、成長性、安定性等を総合的に勘案して銘柄の選定を行うことを基本とします。
- ・ミクロ・ファンダメンタルズ調査にもとづく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。
- ・信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引およびスワップ取引を行う場合があります。
- ・株式の組入比率は、高位を基本とします。市況動向等によっては株式投資の代替として転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付債券についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および 8 号の定めがある新株予約権付社債に投資する場合があります。
- ・非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の 50%以下を基本とします。
- ・運用の指図に関する権限の一部をキャピタル・インターナショナル・インクおよびキャピタル・グループ・インベストメント・マネジメント・プライベート・リミテッドに委託します。
- ・デリバティブ取引にかかる権利に対する実質投資は、平成 29 年内閣府告示第 540 号第 7 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げられた一定の目的により行うこととします。
- ・資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

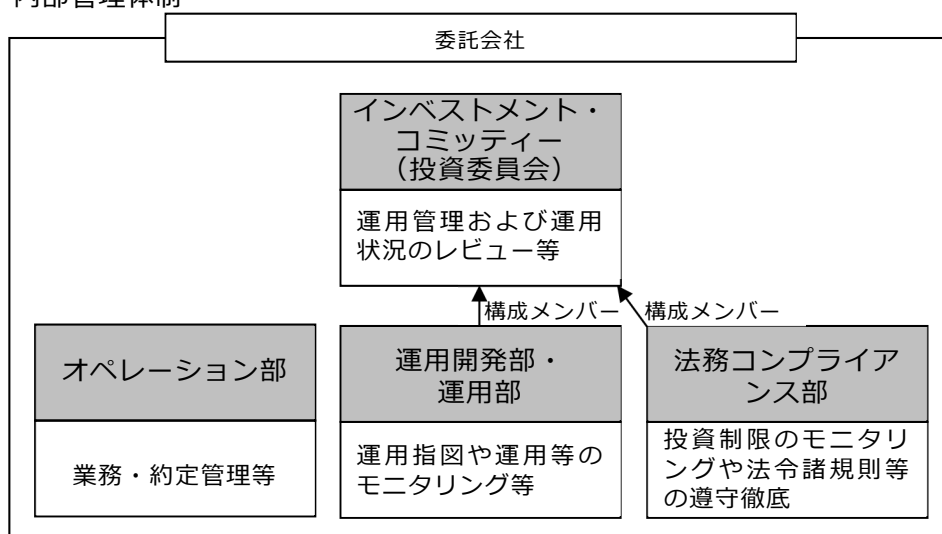
2 運用体制

① ファンドの運用体制



※ 運用プロセスは、「1. 投資信託（ファンド）の性格」の「3 特色」をご覧ください。

② 内部管理体制



当ファンドの基本方針に則した適正な運用を行うべく、オペレーション部および法務コンプライアンス部がそれぞれ業務・約定管理、投資制限のモニタリング等を行い、運用の適正性の確保に努める体制としております。また、マザーファンドを含むファンドの運用状況およびパフォーマンス等については、運用開発部・運用部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）においてレビューを実施する体制としております。

（参考情報）

キャピタル・インターナショナル株式会社の運用部門等の人員体制（2023年11月末現在）
運用開発部・運用部（18名）／法務コンプライアンス部（2名）／オペレーション部（8名）

③ 関係法人に関する管理体制

- 委託会社は、投資顧問会社が、適切な運用指図を行っているか投資委員会等においてレビューしております。
- 委託会社は、業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行います。また、投資信託受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適切に遂行されているかの確認を行います。

＜参考情報＞ キャピタル・グループの投資哲学および運用の特徴

投資哲学

「徹底した個別銘柄調査が長期にわたる優れた実績につながる」

徹底した調査を行うことで市場参加者の誰よりも投資対象の本源的価値を知ることができ、結果として市場を上回る投資成果をあげることができるという確信のもとで運用します。

運用の特徴

キャピタル・グループは創業以来、資産運用業務を唯一のビジネスとし、経験豊富な運用スタッフが長期的な視点からの一貫した運用に努めています。

ひとつのファンドの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で投資判断を行います。必ずしも全員の意見が一致する必要性がないことが「アイデア（思考）の分散」につながり、さまざまな投資環境において市場を上回る可能性があると考えています。この複数のポートフォリオ・マネジャーで構成する運用体制は1958 年から採用されています。主な特徴は次のとおりです。

- ・独自の裁量を反映できる
- ・幅広い分散ができる
- ・個人評価の明確性が保てる
- ・運用結果の均一性が保てる
- ・継続性が保てる

※ 上記運用体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および約款にもとづく主な投資制限は以下のとおりです。

- ・ マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
- ・ デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に定めるデリバティブ取引をいいます。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ・ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

キャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド

- ・ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）の組入れについては高位を維持することを基本とします。ただし、市場動向および資金動向等によりこのような運用ができない場合があります。
- ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ・ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ・ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付債券についての社債であって、当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの、および会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および 8 号の定めがある新株予約権付社債への投資は信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ・ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ・ 外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。
- ・ デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に定めるデリバティブ取引をいいます。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ・ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスク

当ファンドは、主にわが国の株式を実質的な投資対象としますので、組入株式等の価格の下落や、組入株式等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資を行った場合には、為替の変動により、損失を被ることがあります。従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下のとおりです。

価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に株式等の値動きのある有価証券等に投資しますので、当ファンドの基準価額はこれら有価証券等の価格変動の影響を受けます。これにより実質組入有価証券等の価格が下落した場合、基準価額は下落し、損失が発生することがあります。また、株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがありますので、基準価額を変動させる主な要因となります。なお、外貨建資産に実質投資した場合には、為替変動の影響を受け、為替変動が円高に推移した場合は、基準価額の下落要因となります。株価変動の影響の程度は、実質株式組入比率によって異なりますが、当ファンドにおいては実質株式組入比率を原則高位とするため、株価変動の影響をより受けやすくなります。

信用リスク

当ファンドが実質投資する有価証券等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥った場合には、当該企業の発行する有価証券等の価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなる可能性もあり、基準価額の下落要因となります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行うことができない場合または取引が不可能な状況となる場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

ベンチマークに関する留意点

当ファンドは、TOPIX（配当込み）をベンチマークとしております。当ファンドの実質的な運用は個別企業の徹底した調査にもとづく銘柄選択によるボトムアップ・アプローチのアクティブ運用であるため、当ファンドの基準価額はTOPIX（配当込み）の動きとは異なるものとなります。従って、当ファンドはベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。また、将来におけるわが国の株式市場の構造変化等によっては、ベンチマークを見直す場合があります。

当ファンドの資産規模にかかる留意点

資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

換金の申し出により、当ファンドの受益権の総口数が50億口または純資産総額が50億円を下回るようになった場合、または取引市場の混乱等その他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

お申込、解約等に関する留意点

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済業務の停止その他やむを得ない事情があるときは、お申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約を取消すことがあります。

ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

金融商品取引法第37条の6の規定に関する留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

流動性リスクに関する留意点

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

法令・税制・会計制度等の変更の留意点

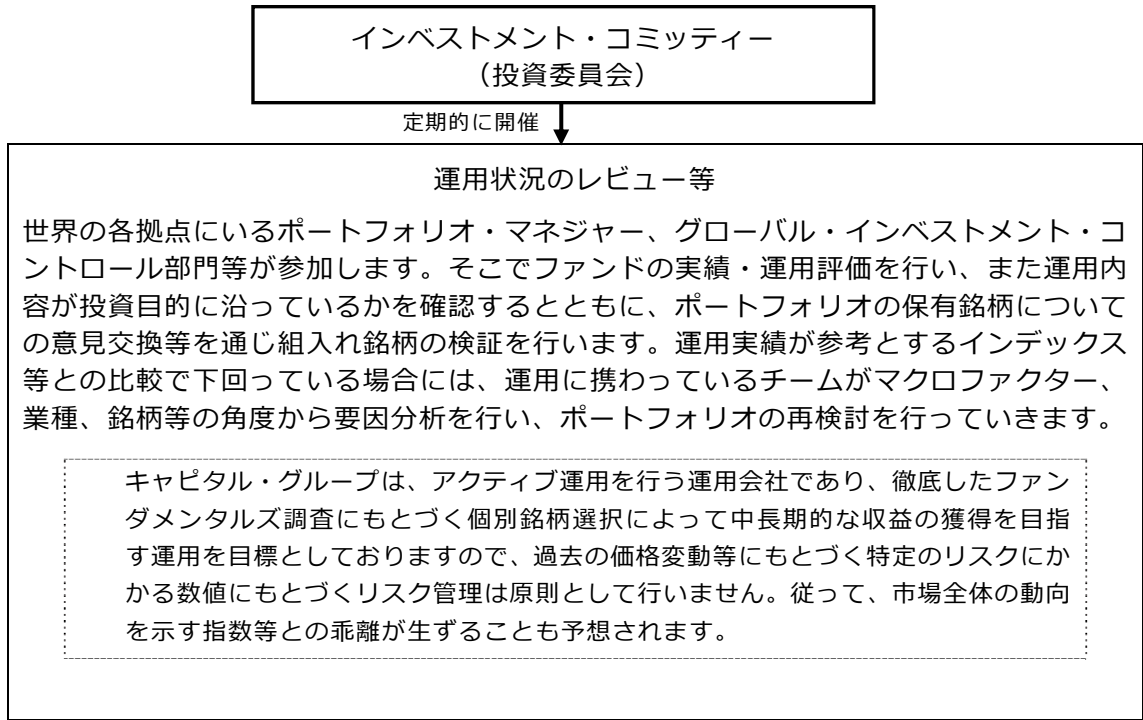
法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性があります。

前述の投資リスクの管理体制は以下のとおりです。

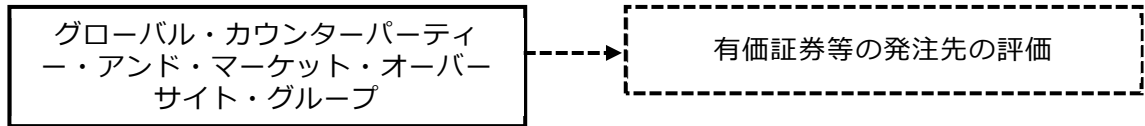
委託会社および投資顧問会社を含むキャピタル・グループ全体におけるリスク管理体制

「リスク管理体制」

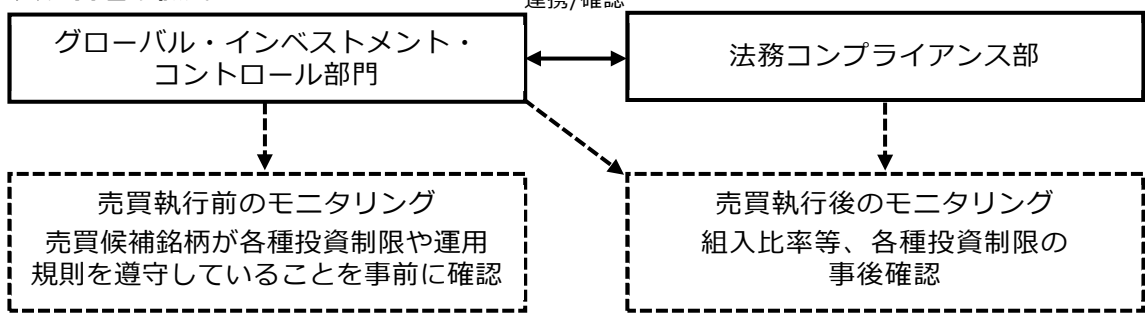
■ポートフォリオのリスク管理



■カウンターパーティー・リスク管理



■リスク管理の徹底



委託会社のリスク管理体制

利益相反取引（ファンド間取引等）の取引規制、当ファンドの投資制限等の遵守状況および組入資産の流動性リスクについて委託会社の関係各部署がモニタリング等を行います。問題が発生した場合には、委託会社の関係部署が速やかに協議を行い、訂正処理等の必要な措置を講じます。また、取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※ 上記投資リスク管理体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。

（参考情報）

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に以下のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移

②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

当ファンドの運用は、2024 年 12 月 2 日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

3. その他詳細情報

1 キャピタル日本株式ファンドつみたて（適格機関投資家用）の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
- (イ) 有価証券
- (ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条から第26条までに定めるものに限りします。）
- (ハ) 約束手形
- (ニ) 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
- (イ) 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるキャピタル・インターナショナル・ジャパン・エクイティ・マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。
- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 14) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限りします。）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りします。）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- 22) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するもの、および14)に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13)および14)の証券（新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって、金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、一部解約、償還および投資環境の変動等への対応等で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を上記③1)から4)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

2 キャピタル日本株式ファンドつみたて（適格機関投資家用）の投資制限

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への投資制限
 - 1) 委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図はしません。
 - 2) 上記1)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
 - 1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により100分の30を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。
 - 2) 上記1)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ⑥ 信用リスク集中回避のための投資制限
一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑦ 投資する株式等の範囲
 - 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - 2) 上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約

権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑧ 同一銘柄の株式等への投資制限

- 1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 3) 上記1)および2)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑨ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

- 1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 上記1)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑩ 信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- 2) 上記1)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

す。

⑪ 先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。)
- 2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑫ スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑬ 金利先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 4) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

- 5) 本⑬に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、予め将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差に予め元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑭ 有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の（イ）および（ロ）の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
（イ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
（ロ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 上記1)の（イ）および（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑮ 有価証券の空売りの指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない有価証券または後記⑯の規定により借入れた有価証券を売付けけることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、売付けた有価証券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 上記1)の売付けの指図は、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の売付けにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑯ 有価証券の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図をするものとします。
- 2) 上記1)の指図は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の借入れにかかる有価証券の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する

借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

- 4) 上記1)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

- ⑰ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑱ 外国為替予約の指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額との合計額についての為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

- 2) 上記1)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑲ 資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- 2) 上記1)の資金借入額は、次の（イ）から（ハ）までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

（イ）一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等もしくは有価証券等の償還による受取りの確定している資金の合計額の範囲内

（ロ）再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内

（ハ）借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内

- 3) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

- 4) 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

- 5) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

⑳ 受託会社による資金の立替え

- 1) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

- 2) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあると

きは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。

- 3) 上記1)および2)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

商品分類

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下のとおりです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
追 加 型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資 産 複 合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル	ファミリー ファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回	日 本	
不動産投信	年 4 回	北 米	
その他資産 (投資信託証券 (株式))	年 6 回 (隔月)	欧 州	
資産複合 ()	年 12 回 (毎月)	ア ジ ア	
資産配分固定型 資産配分変更型	日 々	オセアニア	ファンド・ オブ・ ファンズ
	そ の 他 ()	中 南 米	
		アフリカ	
		中 近 東 (中東)	
		エマージング	

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	約款等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	約款等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

そ の 他 資 産 (投資信託証券 (株式))	約款等において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。
年 1 回	約款等において、主として株式に投資する旨の記載があるものをいう。
日本	約款等において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいう。
ファミリー ファンド	約款等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
	約款等において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、

一般社団法人 投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

4. 運用状況

1 投資状況

当ファンドの運用は、2024 年 12 月 2 日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

2 投資資産

当ファンドの運用は、2024 年 12 月 2 日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

3 運用実績

当ファンドの運用は、2024 年 12 月 2 日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

5. 財務ハイライト情報

キャピタル日本株式ファンドつみたて（適格機関投資家用）

当ファンドの第1期計算期間に関する財務諸表は、2025年7月22日の第1期計算期間終了後、3カ月以内に作成される予定です。

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託
世界株式型	ニッセイ全世界株式インデックスコレクト S A (適格機関投資家限定)

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

ニッセイ全世界株式インデックスコレクトS A（適格機関投資家限定）

2 目的および基本的性格

「ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド」「ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド」「ニッセイ新興国株式インデックスマザーファンド」を主要投資対象とし、実質的に国内外の株式市場の動きに連動する投資成果を目標に運用を行います。

ファンドの分類は、追加型投信／内外／株式／インデックス型※です。

信託金の上限は5,000億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

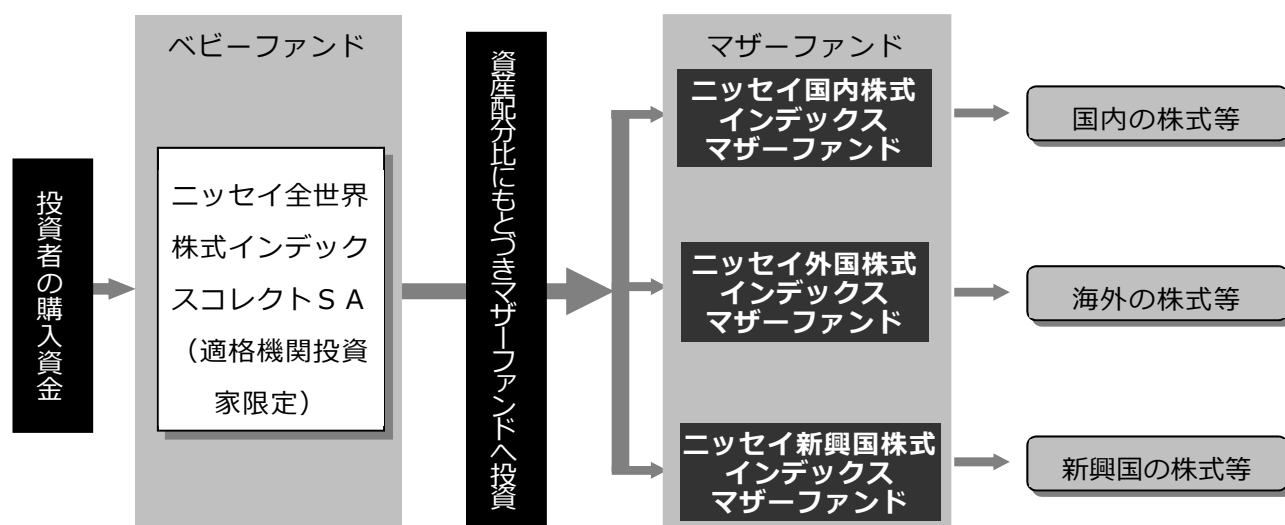
※ ファンドの商品分類の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

3 特色

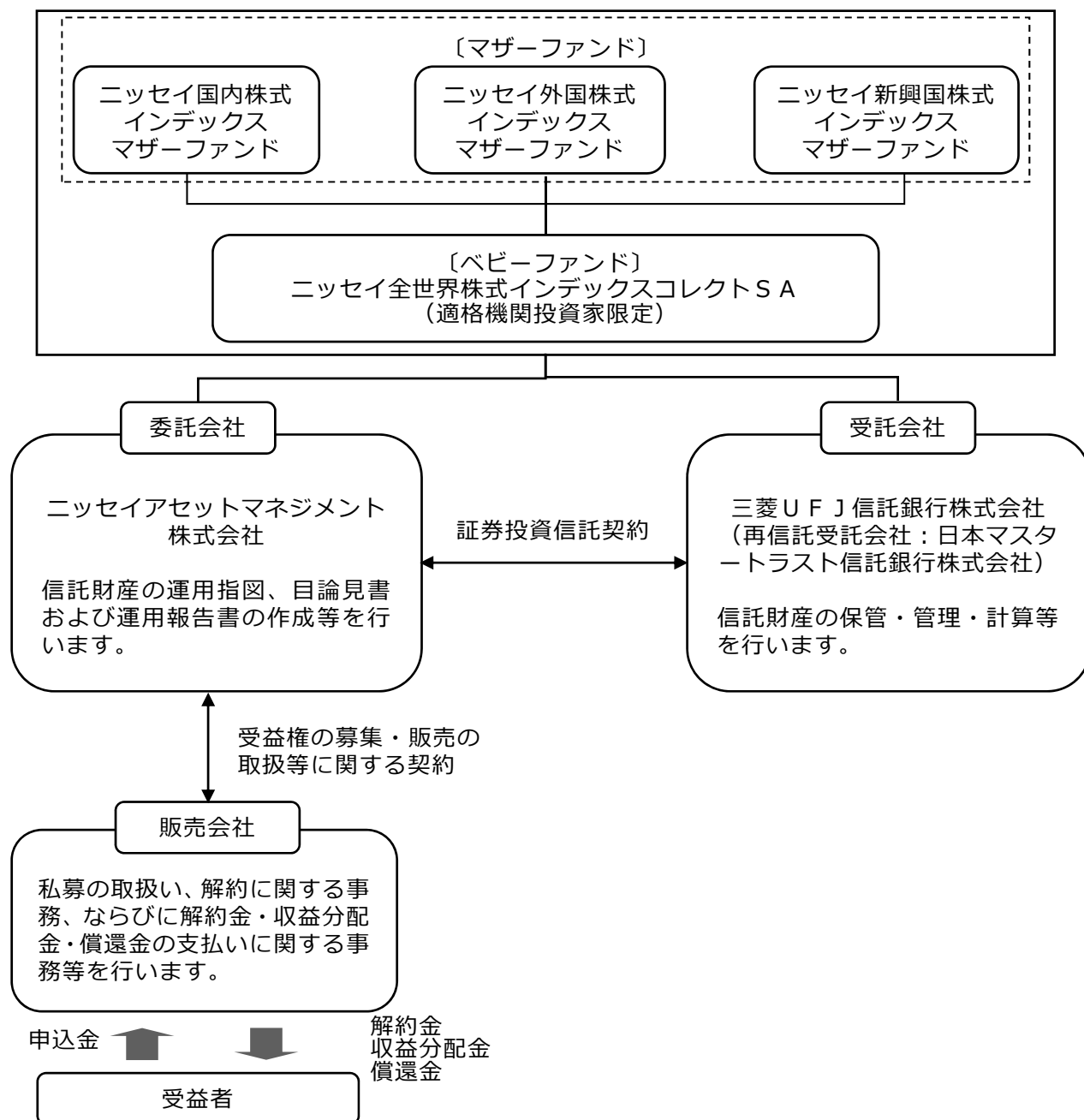
1

マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・国内債券・海外株式・海外債券に分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からの資金をまとめてベビーファンド（ニッセイ全世界株式インデックスコレクトS A（適格機関投資家限定））とし、その資金を資産配分比にもとづき資産毎のマザーファンド（ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド、ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド、ニッセイ新興国株式インデックスマザーファンド）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

1 投資方針と主な投資対象

主にニッセイ国内株式インデックスマザーファンド、ニッセイ外国株式インデックスマザーファンドおよびニッセイ新興国株式インデックスマザーファンドへの投資を通じて、国内外の株式に分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

- 各マザーファンドの基本組入比率は、MSCIの各地域の時価総額の比率に基づき決定

するものとします。また、各マザーファンドの組入比率には、一定の変動許容幅を設けます。

- 各マザーファンドの合計組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。
- 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。
- 資金動向、市況動向等によっては上記の運用ができない場合があります。
- 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

- ①日本の証券取引所[※]上場株式に投資し、T O P I X(東証株価指数) (配当込み) に連動する投資成果を目指します。

※ 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

- ②株式の実質組入比率の維持のために、株価指数先物等を活用することがあります。
- ③株式以外の資産の組入比率は50%以下とします。
- ④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド

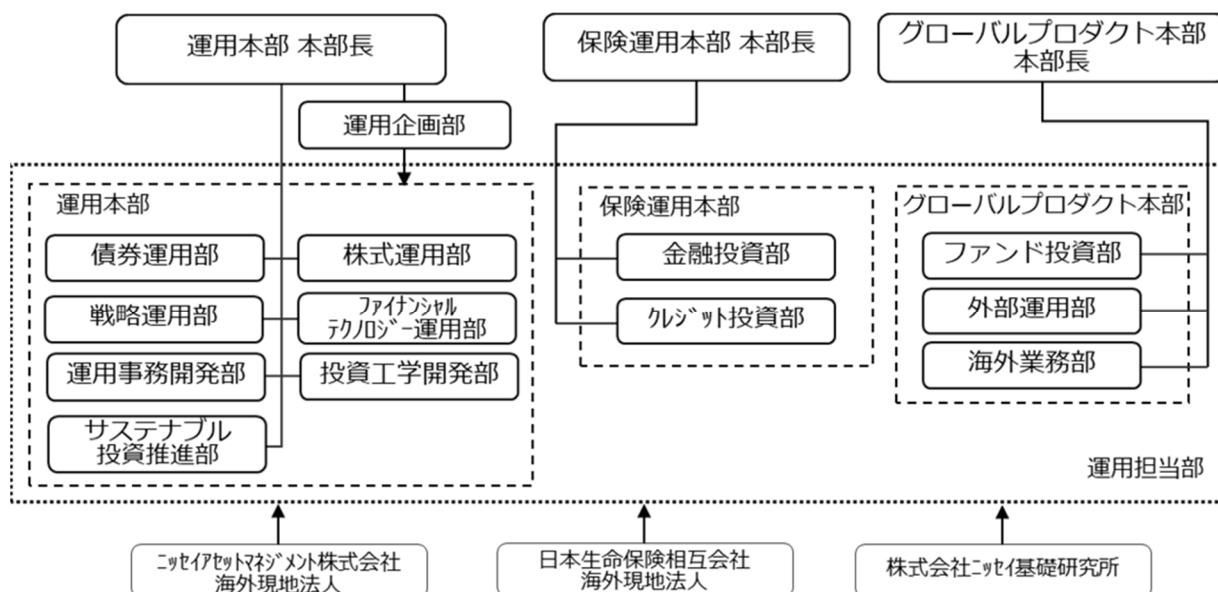
- ① 主として日本を除く世界主要先進国の株式に投資することにより、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。
- ② 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

ニッセイ新興国株式インデックスマザーファンド

- ① 主として新興国の株式等（DR（預託証書）を含みます。）に投資することにより、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果をめざします。
- ② 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③ 株式の実質組入比率の維持のために株価指数先物取引等を活用することがあります。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

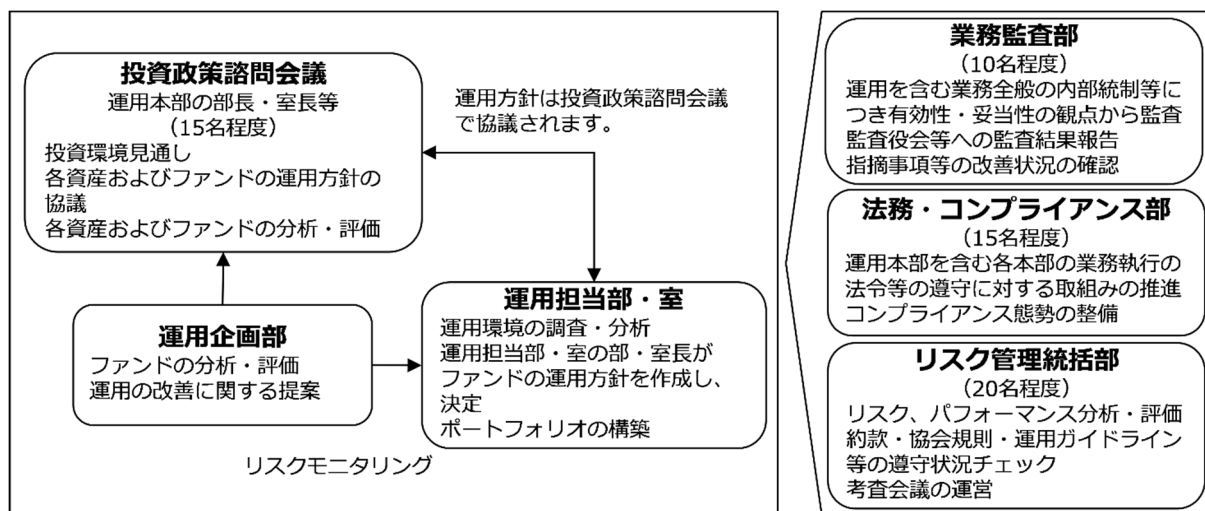
2 運用体制

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー／アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



＜受託会社に対する管理体制等＞

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

※ 上記運用体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および約款にもとづく主な投資制限は以下のとおりです。

①株式への実質投資割合

制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

③同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

④同一銘柄の転換社債等への実質投資割合

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑤外貨建資産への実質投資割合

制限を設けません。

⑥投資信託証券への実質投資割合

信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

⑦デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

⑧同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

①株式への投資割合

制限を設けません。

②同一銘柄の株式への投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑥投資信託証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

⑦外貨建資産への投資割合

外貨建資産への投資は行いません。

⑧デリバティブ取引等に関する制限

デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑨信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド

①株式への投資割合

制限を設けません。

②同一銘柄の株式への投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑥投資信託証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

⑦外貨建資産への投資割合

制限を設けません。

⑧デリバティブ取引等に関する制限

デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑨信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ニッセイ新興国株式インデックスマザーファンド

①株式への投資割合

制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

③同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

④同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤投資信託証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

⑥外貨建資産への投資割合

制限を設けません。

⑦デリバティブ取引等に関する制限

デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑧信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスク

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下のとおりです。

株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

カントリーリスク

外国の資産に投資するため、各国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制等による影響を受け、ファンドの資産価値が減少する可能性があります。特に、新興国の経済状況は先進国経済と比較して一般的に脆弱である可能性があり、ファンドの資産価値が大きく減少したり、運用方針にそった運用が困難になる可能性があります。

流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

新興国の株式投資に関する留意点

金融商品取引所の取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます）、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国・地域における非常事態の発生※による市場の閉鎖、流動性の著しい低下あるいは資金の受渡しに関する障害等）があるときには、ファンドの購入・換金の申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込みの受付を取消することがあります。

※ 金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等。

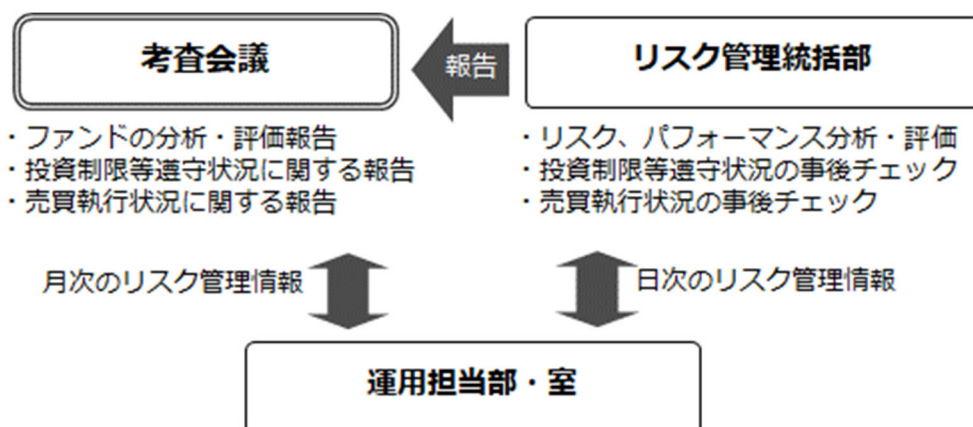
短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にもとない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

前述の投資リスクの管理体制は以下のとおりです。



1. リスク管理統括部が、以下のとおり管理を行います。

- 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。
- 売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の考査会議で報告します。

2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

※ 上記投資リスク管理体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。

(参考情報)

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に以下のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移

②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

・当ファンドの運用は、2024年12月2日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

3. その他詳細情報

1 ニッセイ全世界株式インデックスコレクトS A（適格機関投資家限定）の投資対象

①投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「2 ニッセイ全世界株式インデックスコレクトS A（適格機関投資家限定）の投資制限 ⑨先物取引等、⑩スワップ取引および⑪金利先渡し取引および為替先渡し取引」に定めるものに限りま。

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券

主として、「ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド」、「ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド」および「ニッセイ新興国株式インデックスマザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の1.から22.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 資産流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 資産流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株

引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で21.の有価証券の性質を有するもの
なお、1.の証券または証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13. および14. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品

ファンドを前記②の有価証券のほか、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条

第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記③1.から6.までの金融商品により運用することができます。

2 ニッセイ全世界株式インデックスコレクトS A（適格機関投資家限定）の投資制限

①株式への実質投資割合

株式への実質投資割合には、制限を設けません。

②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

投資信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

③同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

④同一銘柄の転換社債等への実質投資割合

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 2 3 6 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤マザーファンド以外の投資信託証券への実質投資割合

投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑥外貨建資産への実質投資割合

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

⑦投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所*に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

2. 前記 1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができるものとします。

⑧信用取引の範囲

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができるものとします。
2. 前記 1.の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記 2.の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

⑨先物取引等

1. 日本の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。

以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

2. 日本の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
3. 日本の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

⑩スワップ取引

1. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下 3.において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
4. 前記 3. においてマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

⑪金利先渡取引および為替先渡取引

1. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が

可能なものについてはこの限りではありません。

3. 金利先渡し取引および為替先渡し取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 金利先渡し取引および為替先渡し取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
5. 当該⑭に規定する「金利先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約にもとづく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
6. 当該⑭に規定する「為替先渡し取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下当該6.において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下当該6.において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑭有価証券の貸付

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の i) および ii) の範囲内で貸付けることができます。
 - i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ii) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記 1.に定める限度額を超えることとなった場合には、

速やかにその超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。

3. 有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。

⑮有価証券の空売り

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券（投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができるものとします。
2. 前記 1.の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記 2.の売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

⑯有価証券の借入れ

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。
2. 前記 1.は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記 2.の借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかにその超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとします。
4. 前記 1.の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

⑰外国為替予約等

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。
2. 前記 1.の予約取引は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
3. 前記 2.の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。
4. 予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑱資金の借入れ

1. 投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約

に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

商品分類

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下のとおりです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型 追 加 型	国 内 海 外 内 外	株 式
		債 券
		不動産投信
		その他資産 ()
		資 産 複 合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本含む)	ファミリー ファンド	あ り ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回	日 本		
	年 4 回	北 米		
	年 6 回 (隔月)	欧 州		
不動産投信	年 12 回 (毎月)	ア ジ ア	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し
その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	日 々	オセアニア		
	そ の 他 ()	中 南 米		
		アフリカ		
資産複合 ()		中 近 東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
内外	約款等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	約款等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

その他資産（投資信託証券（株式（一般）））	約款等において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。
年1回	約款等において、主として株式に投資する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本含む）	約款等において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	約款等において、組入資産による投資収益が日本を含む世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
為替ヘッジなし	約款等において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。
	約款等において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人 投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

4. 運用状況

1 投資状況

・当ファンドの運用は、2024年12月2日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

【参考情報】マザーファンドの投資状況（2024年3月29日現在）

ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
株式		232,745,661,330	97.61
	内 日本	232,745,661,330	97.61
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		5,703,670,674	2.39
純資産総額		238,449,332,004	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）		5,983,200,000	2.51
	内 日本	5,983,200,000	2.51

（※1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（※2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
株式		941,014,800,300	95.51
	内 アメリカ	691,694,828,392	70.20
	内 イギリス	37,387,087,204	3.79
	内 カナダ	31,885,782,182	3.24
	内 フランス	29,343,932,001	2.98
	内 スイス	28,431,237,733	2.89
	内 ドイツ	22,878,169,251	2.32
	内 オランダ	17,967,375,642	1.82
	内 オーストラリア	17,745,544,054	1.80
	内 アイルランド	11,897,200,009	1.21
	内 デンマーク	9,651,569,121	0.98
	内 スウェーデン	8,177,129,676	0.83
	内 スペイン	7,091,799,492	0.72

	内 イタリア	6,320,569,753	0.64
	内 香港	4,118,253,445	0.42
	内 シンガポール	2,748,684,654	0.28
	内 フィンランド	2,569,545,673	0.26
	内 ベルギー	2,382,729,196	0.24
	内 ノルウェー	1,571,547,105	0.16
	内 イスラエル	1,461,715,156	0.15
	内 ジャージイー	1,412,287,513	0.14
	内 オランダ領キュラソー	1,231,995,696	0.13
	内 バミューダ	787,835,466	0.08
	内 ニュージーランド	493,696,855	0.05
	内 オーストリア	479,699,690	0.05
	内 ポルトガル	466,376,398	0.05
	内 ケイマン諸島	451,782,923	0.05
	内 ルクセンブルグ	366,426,020	0.04
投資証券		17,991,791,423	1.83
	内 アメリカ	15,421,127,672	1.57
	内 オーストラリア	1,246,975,079	0.13
	内 フランス	351,608,634	0.04
	内 シンガポール	337,571,639	0.03
	内 イギリス	302,268,834	0.03
	内 香港	174,197,877	0.02
	内 カナダ	79,369,405	0.01
	内 ベルギー	78,672,283	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		26,278,490,393	2.67
純資産総額		985,285,082,116	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）		23,289,313,693	2.36
	内 アメリカ	17,280,839,677	1.75
	内 ドイツ	4,282,438,160	0.43
	内 イギリス	1,726,035,856	0.18

（※1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(※2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ新興国株式インデックスマザーファンド

資産の種類		時価合計（円）	投資比率（％）
株式		9,651,776,096	86.69
	内 インド	1,862,036,374	16.72
	内 台湾	1,808,615,233	16.24
	内 韓国	1,337,389,202	12.01
	内 香港	970,981,928	8.72
	内 中国	942,430,554	8.46
	内 ブラジル	543,774,092	4.88
	内 ケイマン諸島	484,143,894	4.35
	内 南アフリカ	284,222,160	2.55
	内 メキシコ	269,389,675	2.42
	内 アメリカ	223,137,304	2.00
	内 インドネシア	192,103,906	1.73
	内 タイ	158,011,453	1.42
	内 マレーシア	142,224,657	1.28
	内 ポーランド	103,754,891	0.93
	内 トルコ	69,765,496	0.63
	内 フィリピン	66,043,373	0.59
	内 ギリシャ	52,826,621	0.47
	内 チリ	49,012,409	0.44
	内 バミューダ	31,029,006	0.28
	内 ハンガリー	25,456,985	0.23
	内 チェコ	16,171,763	0.15
	内 コロンビア	10,365,619	0.09
	内 ペルー	5,369,004	0.05
	内 オランダ	3,518,849	0.03
	内 ロシア	1,596	0.00
	内 カザフスタン	28	0.00
	内 イギリス	20	0.00

	内 イギリス領バージン諸島	4	0.00
投資証券		784,180,551	7.04
	内 アメリカ	784,180,551	7.04
投資証券		10,994,172	0.10
	内 メキシコ	10,994,172	0.10
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		686,540,176	6.17
純資産総額		11,133,490,995	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	682,965,087	6.13
内 アメリカ	682,965,087	6.13

（※1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（※2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

2 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

・当ファンドの運用は、2024年12月2日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

② 投資不動産物件

・当ファンドの運用は、2024年12月2日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

・当ファンドの運用は、2024年12月2日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

【参考情報】（2024年3月29日現在）

ニッセイ国内株式インデックスマザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用 機器	3,255,400	3,414.00 11,113,935,600	3,792.00 12,344,476,800	－ －	5.18
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	3,555,900	1,487.50 5,289,401,250	1,557.00 5,536,536,300	－ －	2.32
3	ソニーグループ	株式	419,400	13,315.00	12,985.00	－	2.28

	日本	電気機器		5,584,311,000	5,445,909,000	－	
4	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	125,500	34,650.00 4,348,575,000	39,570.00 4,966,035,000	－ －	2.08
5	三菱商事 日本	株式 卸売業	1,242,900	3,129.00 3,889,034,100	3,487.00 4,333,992,300	－ －	1.82
6	キーエンス 日本	株式 電気機器	59,300	69,040.00 4,094,072,000	69,540.00 4,123,722,000	－ －	1.73
7	日立製作所 日本	株式 電気機器	287,800	12,265.00 3,529,867,000	13,905.00 4,001,859,000	－ －	1.68
8	三井住友フィナン シャルグループ 日本	株式 銀行業	415,200	8,068.00 3,349,833,600	8,909.00 3,699,016,800	－ －	1.55
9	信越化学工業 日本	株式 化学	538,500	6,126.00 3,298,851,000	6,584.00 3,545,484,000	－ －	1.49
10	三井物産 日本	株式 卸売業	472,600	6,370.00 3,010,462,000	7,106.00 3,358,295,600	－ －	1.41
11	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	17,686,900	181.60 3,211,941,040	179.80 3,180,104,620	－ －	1.33
12	任天堂 日本	株式 その他製品	374,300	8,263.00 3,092,840,900	8,196.00 3,067,762,800	－ －	1.29
13	リクルートホール ディングス 日本	株式 サービス業	451,200	5,890.00 2,657,568,000	6,707.00 3,026,198,400	－ －	1.27
14	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	1,445,800	1,748.00 2,527,258,400	1,891.00 2,734,007,800	－ －	1.15
15	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	421,700	6,595.00 2,781,111,500	6,466.00 2,726,712,200	－ －	1.14
16	東京海上ホールデ ィングス 日本	株式 保険業	577,200	4,391.00 2,534,485,200	4,703.00 2,714,571,600	－ －	1.14
17	ソフトバンクグル ープ 日本	株式 情報・通信業	293,300	8,539.00 2,504,488,700	8,962.00 2,628,554,600	－ －	1.10

18	第一三共 日本	株式 医薬品	518,000	4,924.00 2,550,632,000	4,777.00 2,474,486,000	－ －	1.04
19	みずほフィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	788,100	2,736.00 2,156,241,600	3,046.00 2,400,552,600	－ －	1.01
20	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	526,200	4,472.00 2,353,166,400	4,184.00 2,201,620,800	－ －	0.92
21	HOYA 日本	株式 精密機器	116,700	18,495.00 2,158,366,500	18,740.00 2,186,958,000	－ －	0.92
22	KDDI 日本	株式 情報・通信業	459,500	4,622.00 2,123,809,000	4,482.00 2,059,479,000	－ －	0.86
23	ソフトバンク 日本	株式 情報・通信業	956,900	1,969.00 1,884,136,100	1,951.00 1,866,911,900	－ －	0.78
24	三菱電機 日本	株式 電気機器	666,500	2,312.00 1,540,948,000	2,512.00 1,674,248,000	－ －	0.70
25	ディスコ 日本	株式 機械	28,800	44,100.00 1,270,080,000	57,190.00 1,647,072,000	－ －	0.69
26	オリエンタルランド 日本	株式 サービス業	322,500	5,391.00 1,738,597,500	4,849.00 1,563,802,500	－ －	0.66
27	村田製作所 日本	株式 電気機器	539,400	2,957.50 1,595,275,500	2,824.00 1,523,265,600	－ －	0.64
28	SMC 日本	株式 機械	17,900	86,860.00 1,554,794,000	84,830.00 1,518,457,000	－ －	0.64
29	三菱重工業 日本	株式 機械	1,047,000	1,148.00 1,201,956,000	1,448.50 1,516,579,500	－ －	0.64
30	ダイキン工業 日本	株式 機械	71,500	21,450.00 1,533,675,000	20,600.00 1,472,900,000	－ －	0.62

(※) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	国内	電気機器	16.95
		輸送用機器	9.28

		卸売業	7.28
		銀行業	7.21
		情報・通信業	7.06
		化学	5.59
		機械	5.47
		サービス業	4.38
		医薬品	4.15
		小売業	4.11
		食料品	3.00
		保険業	2.65
		陸運業	2.43
		その他製品	2.22
		精密機器	2.16
		不動産業	2.08
		建設業	2.03
		電気・ガス業	1.37
		その他金融業	1.17
		鉄鋼	0.91
		証券、商品先物取引業	0.91
		非鉄金属	0.69
		海運業	0.68
		ガラス・土石製品	0.67
		ゴム製品	0.67
		石油・石炭製品	0.51
		金属製品	0.50
		空運業	0.40
		鉱業	0.35
		繊維製品	0.35
		パルプ・紙	0.16
		倉庫・運輸関連業	0.13
		水産・農林業	0.08
	小計		97.61
合 計（対純資産総額比）			97.61

（※）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

種類	取引所	資産の名称	買建 ／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比 率 (%)
株価指数 先物取引	大阪取引所	TOPIX 先物 0606 月	買建	216	5,905,488,800	5,983,200,000	2.51

(※1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(※2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフト ウェア・サ ービス	733,699	56,180.91 41,219,883,240	63,701.21 46,737,517,891	－ －	4.74
2	APPLE INC アメリカ	株式 テクノ ロジ ー・ハ ードウ ェアお よび機 器	1,526,377	28,720.24 43,837,926,981	25,963.78 39,630,527,004	－ －	4.02
3	NVIDIA CORP アメリカ	株式 半導 体・半 導体製 造装置	256,667	75,646.41 19,415,938,866	136,808.01 35,114,103,966	－ －	3.56
4	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 一般消 費財・サ ービス流 通・小 売り	966,466	22,103.73 21,362,503,904	27,311.33 26,395,477,465	－ －	2.68
5	META PLATFORMS INC- A アメリカ	株式 メディ ア・娯 楽	230,646	51,228.30 11,815,603,877	73,521.66 16,957,478,591	－ －	1.72
6	ALPHABET INC- CL A アメリカ	株式 メディ ア・娯 楽	614,341	20,496.02 12,591,548,084	22,852.31 14,039,111,776	－ －	1.42
7	ALPHABET INC- CL C アメリカ	株式 メディ ア・娯 楽	536,015	20,737.88 11,115,817,297	23,053.68 12,357,121,822	－ －	1.25

8	ELI LILLY & CO アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	83,851	90,157.02 7,559,756,382	117,790.92 9,876,886,734	－ －	1.00
9	BROADCOM INC アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	46,214	148,779.52 6,875,696,763	200,680.32 9,274,240,682	－ －	0.94
10	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	株式 銀行	300,405	23,232.27 6,979,090,748	30,327.42 9,110,509,506	－ －	0.92
11	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B アメリカ	株式 金融サービス	136,206	54,536.31 7,428,173,090	63,670.93 8,672,363,127	－ －	0.88
12	TESLA, INC. アメリカ	株式 自動車・自動車部品	297,307	35,387.28 10,520,886,550	26,616.36 7,913,231,302	－ －	0.80
13	EXXON MOBIL CORP アメリカ	株式 エネルギー	415,323	15,885.92 6,597,788,877	17,599.89 7,309,642,603	－ －	0.74
14	UNITEDHEALTH GROUP INC アメリカ	株式 ヘルスケア機器・サービス	96,115	81,057.17 7,790,809,897	74,902.52 7,199,256,382	－ －	0.73
15	VISA INC-CLASS A SHARES アメリカ	株式 金融サービス	164,478	37,837.02 6,223,358,580	42,255.50 6,950,100,589	－ －	0.71
16	NOVO-NORDISK A/S デンマーク	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフ	339,109	15,252.34 5,172,207,757	19,282.84 6,538,985,945	－ －	0.66

		サイエ ンス					
17	MASTERCARD INC-CLASS A アメリカ	株式 金融サ ービス	87,018	60,838.48 5,294,043,327	72,914.51 6,344,875,153	－ －	0.64
18	ASML HOLDING NV オランダ	株式 半導 体・半 導体製 造装置	41,891	103,540.99 4,337,435,674	145,642.72 6,101,119,518	－ －	0.62
19	PROCTER & GAMBLE CO アメリカ	株式 家庭用 品・パ ーソナ ル用品	244,924	22,901.16 5,609,045,871	24,566.27 6,016,869,725	－ －	0.61
20	HOME DEPOT INC アメリカ	株式 一般消 費財・ サービ ス流通 ・小売 り	103,424	46,735.83 4,833,607,080	58,080.87 6,006,956,519	－ －	0.61
21	JOHNSON & JOHNSON アメリカ	株式 医薬 品・バ イオテ クノー ロジー ・ライ フサイ エンス	250,153	22,726.83 5,685,184,812	23,951.54 5,991,551,561	－ －	0.61
22	MERCK & CO INC アメリカ	株式 医薬 品・バ イオテ クノー ロジー ・ライ フサイ エンス	263,327	15,487.43 4,078,259,779	19,978.54 5,260,891,504	－ －	0.53
23	COSTCO WHOLESALE CORP アメリカ	株式 生活必 需品流 通・小 売り	46,109	88,054.30 4,060,096,112	110,927.50 5,114,756,480	－ －	0.52

24	ABBVIE INC アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	183,473	21,073.74 3,866,463,641	27,571.76 5,058,673,705	－ －	0.51
25	ADVANCED MICRO DEVICES INC アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	167,874	18,524.35 3,109,756,792	27,327.99 4,587,659,144	－ －	0.47
26	SALESFORCE INC アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	100,587	33,760.69 3,395,887,530	45,601.66 4,586,934,556	－ －	0.47
27	NESTLE SA スイス	株式 食品・飲料・タバコ	277,447	16,594.92 4,604,211,883	16,078.33 4,460,887,197	－ －	0.45
28	CHEVRON CORP アメリカ	株式 エネルギー	185,800	21,880.82 4,065,457,369	23,883.41 4,437,538,209	－ －	0.45
29	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	株式 銀行	740,073	4,553.21 3,369,712,450	5,741.46 4,249,104,855	－ －	0.43
30	WALMART INC アメリカ	株式 生活必需品流通・小売り	461,604	7,865.32 3,630,664,606	9,110.33 4,205,369,246	－ －	0.43

(※) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	ソフトウェア・サービス	9.91
		半導体・半導体製造装置	8.18
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.78
		資本財	6.95

		金融サービス	6.62
		メディア・娯楽	6.20
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.48
		銀行	5.40
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.83
		エネルギー	4.57
		ヘルスケア機器・サービス	4.18
		素材	3.75
		食品・飲料・タバコ	3.19
		保険	3.04
		公益事業	2.45
		消費者サービス	1.99
		運輸	1.71
		生活必需品流通・小売り	1.69
		自動車・自動車部品	1.60
		商業・専門サービス	1.57
		家庭用品・パーソナル用品	1.55
		耐久消費財・アパレル	1.47
		電気通信サービス	1.08
		不動産管理・開発	0.31
		エクイティ不動産投資信託（REIT）	0.04
		その他	0.01
	小計		95.51
投資証券	外国		1.83
	小計		1.83
合 計（対純資産総額比）			97.33

（※）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。株式（外国）の業種はG I C S 分類（産業グループ）によるものです。なお、G I C S に関する知的財産所有権はS & P 及び MSCI Inc. に帰属します。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

種類	取引所	資産の名称	買建 ／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比 率 (%)
株価指数 先物取引	シカゴ 商品取 引所	S&P 500 EMINI FUTURE 202406	買建	430	16,887,364,075	17,280,839,677	1.75
	E U R E X取 引所	DJ EURO STOXX 50 202406	買建	520	4,176,332,160	4,282,438,160	0.43
	I C E － E U	FTSE 100 INDEX FUTURE 202406	買建	113	1,676,147,323	1,726,035,856	0.18

(※1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(※2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値
段又は最終相場で評価しています。

ニッセイ新興国株式インデックスマザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄（上位３０銘柄）

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又 は額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURING 台湾	株式 半導 体・半 導体製 造装置	237,000	2,782.52 659,459,378	3,635.44 861,601,057	－ －	7.74
2	ISHARES MSCI SAUDI ARABIA ETF アメリカ	投資 信託 受益 証券 －	68,249	6,065.11 413,937,700	6,686.26 456,330,940	－ －	4.10
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD 韓国	株式 テクノ ロジ ー・ハ ードウ ェアお よび機 器	45,972	8,167.90 375,495,111	9,090.00 417,885,480	－ －	3.75
4	TENCENT HOLDINGS LTD ケイマン諸島	株式 メディ ア・娯 楽	64,000	6,065.51 388,193,014	5,875.49 376,031,488	－ －	3.38
5	ALIBABA GROUP HOLDING LTD 香港	株式 一般消 費財・ サービ ス流通 ・小売 り	157,500	1,415.59 222,955,759	1,358.63 213,985,012	－ －	1.92
6	RELIANCE INDUSTRIES LIMITED インド	株式 エネル ギー	29,511	4,396.63 129,749,182	5,438.21 160,487,044	－ －	1.44
7	ISHARES MSCI UAE CAPPED ETF	投資 信託 受益 証券	63,122	2,263.57	2,239.35	－	1.27

	アメリカ	－		142,881,428	141,352,496	－	
8	SK HYNIX INC 韓国	株式 半導体・半導体製造装置	5,321	14,869.76 79,122,017	20,047.49 106,672,747	－ －	0.96
9	PDD HOLDINGS INC(ADR) アメリカ	株式 一般消費財・サービス流通・小売り	5,841	18,059.90 105,487,931	17,601.41 102,809,850	－ －	0.92
10	ICICI BANK LTD インド	株式 銀行	50,548	1,707.05 86,288,332	2,000.73 101,133,354	－ －	0.91
11	ISHARES MSCI QATAR CP ETF アメリカ	投資信託 受益証券 －	35,767	2,672.12 95,573,942	2,670.87 95,529,093	－ －	0.86
12	MEITUAN-B 香港	株式 消費者サービス	50,660	1,993.54 100,992,990	1,872.11 94,841,193	－ －	0.85
13	HON HAI PRECISION INDUSTRY 台湾	株式 テクノロジー・ハードウェアおよび機器	124,200	484.19 60,137,161	735.12 91,302,680	－ －	0.82
14	ISHARES MSCI KUWAIT ETF アメリカ	投資信託 受益証券 －	17,879	4,585.90 81,991,308	5,087.98 90,968,022	－ －	0.82
15	INFOSYS TECHNOLOGIES LTD インド	株式 ソフトウェア・サービス	32,329	2,666.81 86,215,499	2,741.43 88,627,738	－ －	0.80

16	CHINA CONSTRUCTION BANK-H 中国	株式 銀行	939,000	88.07 82,699,769	91.28 85,716,427	－ －	0.77
17	MEDIATEK INC 台湾	株式 半導 体・半 導体製 造装置	15,000	4,374.16 65,612,400	5,483.90 82,258,500	－ －	0.74
18	HDFC BANK LTD インド	株式 銀行	27,610	2,747.11 75,847,880	2,649.65 73,157,029	－ －	0.66
19	TATA CONSULTANCY SVCS LTD インド	株式 ソフト ウェア・サ ービス	8,913	6,491.54 57,859,142	7,093.62 63,225,515	－ －	0.57
20	SAMSUNG ELECTRONICS- PFD 韓国	株式 テクノ ロジ ー・ハ ードウ ェアお よび機 器	8,359	6,540.95 54,675,814	7,560.00 63,194,040	－ －	0.57
21	VALE SA ブラジル	株式 素材	33,654	2,219.67 74,700,996	1,834.90 61,751,944	－ －	0.55
22	NETEASE INC 香港	株式 メディ ア・娛 楽	19,300	3,458.86 66,756,024	3,148.55 60,767,053	－ －	0.55
23	BANK CENTRAL ASIA TBK PT インドネシア	株式 銀行	571,200	87.70 50,098,321	96.72 55,246,464	－ －	0.50
24	ITAU UNIBANCO HOLDING SA ブラジル	株式 銀行	48,350	928.91 44,913,087	1,044.89 50,520,831	－ －	0.45
25	BHARTI AIRTEL LTD インド	株式 電気通 信サー ビス	22,202	1,769.17 39,279,324	2,248.33 49,917,600	－ －	0.45

26	PETROBRAS - PETROLEO BRAS- PR ブラジル	株式 エネルギー	44,100	1,103.34 48,657,446	1,126.94 49,698,306	－ －	0.45
27	NASPERS LTD-N SHS 南アフリカ	株式 一般消費財・サービス流通・小売り	1,807	26,877.72 48,568,054	26,826.82 48,476,071	－ －	0.44
28	IND & COMM BK OF CHINA - H 中国	株式 銀行	629,000	72.86 45,834,122	76.19 47,929,548	－ －	0.43
29	JD.COM INC - CL A 香港	株式 一般消費財・サービス流通・小売り	22,157	2,042.22 45,249,582	2,086.78 46,236,917	－ －	0.42
30	BANK OF CHINA LTD - H 中国	株式 銀行	725,000	54.85 39,771,804	62.46 45,289,445	－ －	0.41

(※) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	銀行	12.93
		半導体・半導体製造装置	11.05
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	8.66
		素材	5.97
		メディア・娯楽	5.43
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.59
		エネルギー	4.56
		資本財	4.42
		自動車・自動車部品	3.59
		食品・飲料・タバコ	3.03
		金融サービス	2.65

		公益事業	2.40
		保険	2.28
		消費者サービス	2.28
		ソフトウェア・サービス	2.20
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	2.19
		電気通信サービス	1.98
		運輸	1.67
		生活必需品流通・小売り	1.25
		耐久消費財・アパレル	1.06
		不動産管理・開発	0.98
		ヘルスケア機器・サービス	0.76
		家庭用品・パーソナル用品	0.69
		商業・専門サービス	0.07
	小計		86.69
投資信託受益証券	外国		7.04
	小計		7.04
投資証券	外国		0.10
	小計		0.10
合 計（対純資産総額比）			93.83

（※）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。株式（外国）の業種はG I C S 分類（産業グループ）によるものです。なお、G I C S に関する知的財産所有権はS & P 及び MSCI Inc. に帰属します。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

種類	取引所	資産の名称	買建 ／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比 率 (%)
株価指数 先物取引	N Y S E L I F F E U S	MINI MSCI EM INDEX FUTURE 202406	買建	86	687,527,373	682,965,087	6.13

(※1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(※2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

3 運用実績

① 純資産の推移

・当ファンドの運用は、2024 年 12 月 2 日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

② 分配の推移

・当ファンドの運用は、2024 年 12 月 2 日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

③ 収益率の推移

・当ファンドの運用は、2024 年 12 月 2 日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

Ⅱ 財務ハイライト情報

- ・当ファンドの運用は、2024 年 12 月 2 日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

Memo

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託
世界株式 アクティブ型	フィデリティ・世界割安成長株投信Ⅱ (適格機関投資家専用)

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

フィデリティ・世界割安成長株投信Ⅱ（適格機関投資家専用）

※ 以下、上記のファンドを「ファンド」といいます。

2 目的および基本的性格

ファンドは、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

ファンドの分類は、追加型投信／内外／株式※です。

信託金の上限は1兆円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

※ ファンドの分類の詳細につきましては、後記「商品分類」をご参照ください。

3 特色

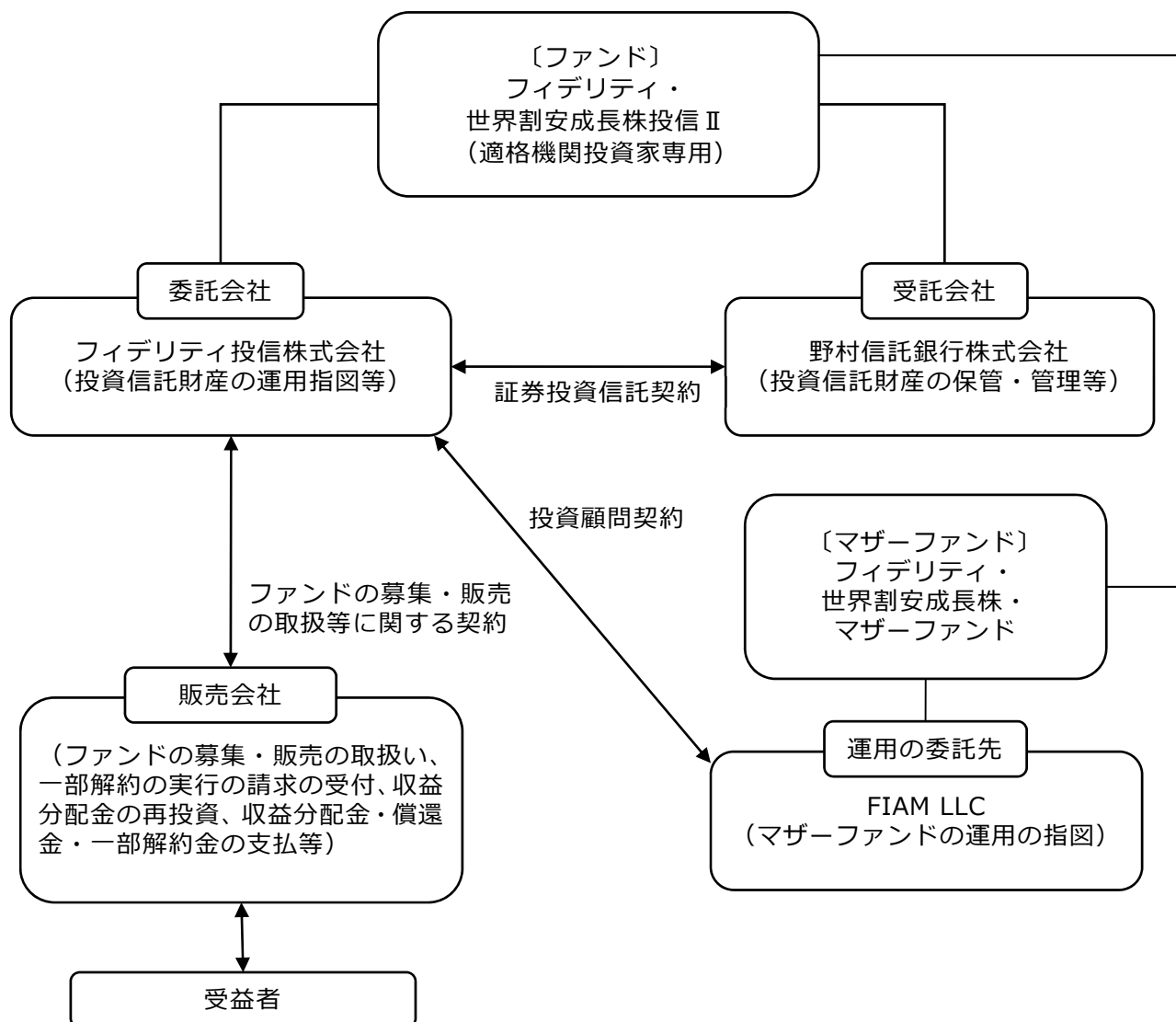
- フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行い、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
- 企業の長期的な成長力と株価の割安度に着目し、企業の本源的価値を見極める運用を目指します。
- 個別銘柄選択にあたっては、世界の主要拠点のアナリストによる徹底的な企業分析や直接面談による調査を活かした「ボトム・アップ・アプローチ※」により、魅力的な投資機会の発掘に注力します。
 - * ボトム・アップ・アプローチとは、綿密な個別企業調査活動を行うことにより、企業の将来の成長性や財務内容などファンダメンタルズを調査・分析し、その結果をもとに運用する手法です。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- マザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに、運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※ファンドはマザーファンドを通じて投資を行います。上記はファンドの主たる投資対象であるマザーファンドの特色および投資方針を含みます。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

ファンドは、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

1 投資方針と主な投資対象

- フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主として世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行い、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ファンドはベンチマークを設けておりません。
- 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

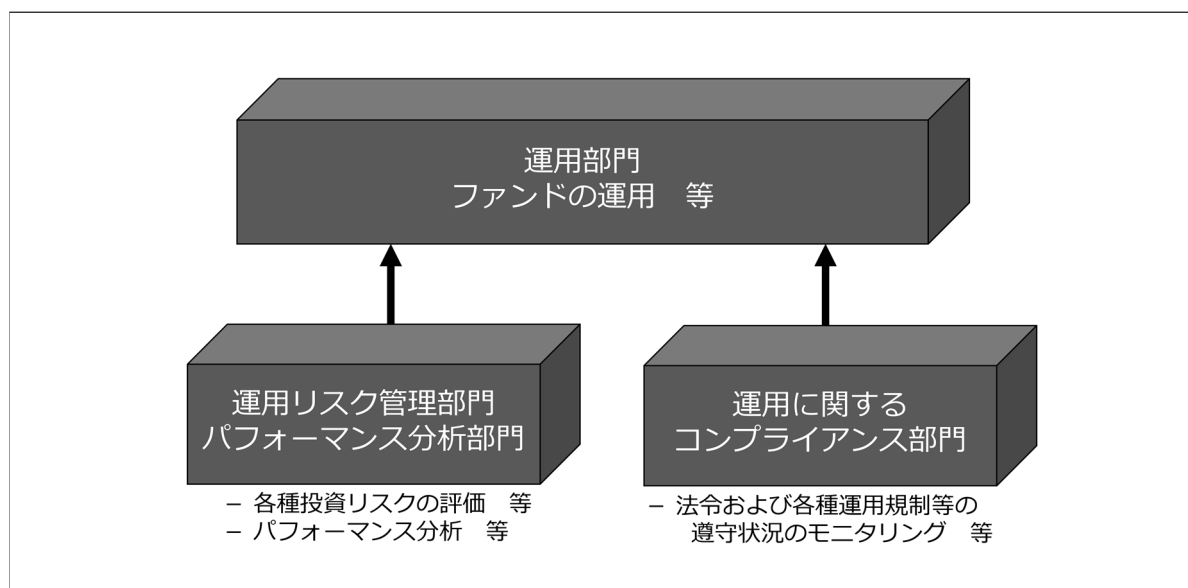
【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド

- ①主として世界（日本を含みます。）の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている企業の株式に投資を行います。
- ②株式への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

2 運用体制

ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの運用にあたっては、FIAM LLCに運用の指図に関する権限を委託します。



- 運用の委託先は、運用の指図に関する権限の範囲内において、ポートフォリオの構築を行います。
- 運用部門では、ファンドの運用等を行います。
- 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクの評価等を行います。
- パフォーマンス分析部門では、ファンドのパフォーマンス分析等を行います。
- 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドの法令および各種運用規制等の遵守状況のモニタリング等を行います。

＜ファンドの運用体制に対する管理等＞

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行う方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

- ・ 運用部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによるミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。
- ・ 運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。
- ・ 運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会*、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。

* 委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

ファンドの関係法人である受託会社の管理として、受託会社より原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行っています。

※上記「2 運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託（再委託も含みます。）について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

3 主な投資制限

ファンドの投資信託約款にもとづく主な投資制限は以下のとおりです。

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスク

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。**ファンドの運用による損益はすべて受益者の皆様に帰属します。**したがって、**受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。**

ファンドが有する主なリスク等（ファンドが主に投資を行うマザーファンドが有するリスク等を含みます。）は以下の通りです。

■主な変動要因

価格変動リスク

基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。

為替変動リスク

外貨建の有価証券等に投資を行う場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。

エマージング市場に関わるリスク

エマージング市場（新興諸国市場）への投資においては、政治・経済的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等の状況によって有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

■その他の留意点

流動性リスク

ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要がある場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

デリバティブ（派生商品）に関する留意点

ファンドは、ヘッジ目的の場合等に限り、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ（派生商品）を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。

前述の投資リスクの管理体制は以下のとおりです。

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用の委託先の運用部門が自ら行う方法と、運用の委託先の運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行う方法を併用し検証しています。

- ・運用部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行うポートフォリオ・マネージャーが「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。
 - ・運用に関するコンプライアンス部門では、ファンドが法令および各種運用規制等を遵守して運用されているかがチェックされ、モニタリングの結果を運用部門および必要に応じて適宜委託会社における運用に関するコンプライアンス部門にフィードバックしています。
 - ・運用リスク管理部門では、ファンドの各種投資リスクおよび流動性リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門、投資リスク管理に関する委員会*、必要に応じて適宜関係部門に報告しています。
- * 委託会社では、ファンドの運用管理にあたり、インベストメント・リスク・コミッティを設置しています。同コミッティは、各部門のメンバー等から構成され、ファンドのパフォーマンスや投資リスクが、その投資目的や運用方針に準拠しているかを監視しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・コミッティを設置しています。同コミッティは、ファンドの流動性リスクのモニタリングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行うほか、緊急時対応策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行います。

※投資リスクの管理体制は変更となる場合がありますが、ファンドの基本的なリスクの管理体制が変更されるものではありません。

3. その他詳細情報

1 フィデリティ・世界割安成長株投信Ⅱ（適格機関投資家専用）の投資対象

①投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

1. 有価証券
2. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後掲「2 フィデリティ・世界割安成長株投信Ⅱ（適格機関投資家専用）の投資制限 ⑥から⑧」に定めるものに限ります。）

3. 約束手形

4. 金銭債権

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

1. 為替手形

②運用の指図範囲等

(a) 委託会社は、信託金を、主としてフィデリティ投信株式会社を委託会社とし、野村信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「フィデリティ・世界割安成長株・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
9. 特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1. から11. の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

14. 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22. 外国の者に対する権利で上記21. の有価証券の性質を有するもの

なお、1. の証券または証書、12. ならびに17. の証券または証書のうち1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2. から6. までの証券および12. ならびに17. の証券または証書のうち2. から6. までの証券の性質を有するものならびに14. の証券のうち投資法人債券を以下「公社債」といい、13. の証券および14. の証券（「新投資口予約権証券」および「投資法人債券」を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

(b) 上記(a)の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で上記5. の権利の性質を有するもの

2 フィデリティ・世界割安成長株投信Ⅱ（適格機関投資家専用）の投資制限

- ①株式への実質投資割合[※]には制限を設けません。
- ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ③投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑥先物取引等の運用指図
 - (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場ならびに有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。)
 - (b) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
 - (c) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑦スワップ取引の運用指図
 - (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑧金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図
 - (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとし、ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑨有価証券の貸付の指図および範囲
 - (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を下記1. から2. の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - (b) 上記(a) 1. から2. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - (c) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑩有価証券の借入れの指図および範囲
 - (a) 委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
 - (b) 上記(a) の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(c) 投資信託財産の一部解約等の事由により、上記(b)の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図をするものとします。

⑫外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑬資金の借入れ

(a) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 上記(a)の資金借入額は、下記1.から3.に掲げる要件を満たす範囲内の額とします

1. 一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当のために行った有価証券等の売却または解約等ならびに有価証券等の償還による受取りの確定している資金の額の範囲内
2. 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
3. 借入れ指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%以内

(c) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。

(d) 再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。

⑭デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）については、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

※ 「実質投資割合」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額に対する、ファンドの投資信託財産に属する各種の資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属する当該資産の時価総額のうちファンドの投資信託財産に属するとみなした額との合計額の割合を意味します。「ファンドの投資信託財産に属するとみなした額」とは、ファンドの投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<投資信託及び投資法人に関する法律および関係法令に基づく投資制限>

(a) 同一の法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

(b) デリバティブ取引に関する投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的方法により算出した額が当該運用財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行うこと、または継続することを内容とした運用を行うことを受託会社に指図してはなりません。

(c) 信用リスク集中回避のための投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2）

委託会社は、運用財産に関し、信用リスク（保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行その他の理由により発生し得る危険をいいます。）を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図してはなりません。

商品分類

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下のとおりです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
追 加 型	海 外	債 券
	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資 産 複 合

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (含む日本)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回	日 本	ファミリー ファンド	あり ()
不動産投信	年 4 回	北 米		
その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年 6 回 (隔月)	欧 州		
資産複合 ()	年 12 回 (毎月)	ア ジ ア		
資産配分固定型 資産配分変更型	年 12 回 (毎月)	オセアニア		
	日 々	中 南 米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし
	そ の 他 ()	アフリカ		
		中 近 東 (中東)		
		エマージング		

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
内外	投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
株式	投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	投資信託約款において、投資信託証券（投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのもの）を通じて主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものに投資する旨の記載があるものをいいます。
年 1 回	投資信託約款において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいいます。
グローバル (含む日本)	投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（含む日本）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
ファミリー ファンド	投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
なし	投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、
一般社団法人 投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

4. 運用状況

1 投資状況

ファンドは 2024 年 12 月 2 日から運用を開始する予定であるため、該当事項はありません。

2 投資資産

ファンドは 2024 年 12 月 2 日から運用を開始する予定であるため、該当事項はありません。

3 運用実績

ファンドは 2024 年 12 月 2 日から運用を開始する予定であるため、該当事項はありません。

5. 財務ハイライト情報

ファンドは 2024 年 12 月 2 日から運用を開始する予定であるため、該当事項はありません。

Memo

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託
先進国株式型	ニッセイ外国株式インデックスS A (適格機関投資家限定)

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

ニッセイ外国株式インデックスSA（適格機関投資家限定）

2 目的および基本的性格

主にニッセイ外国株式インデックスマザーファンドを投資対象とし、日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることを目的とした運用を行います。

ファンドの分類は、追加型投信／海外／株式／インデックス型※です。

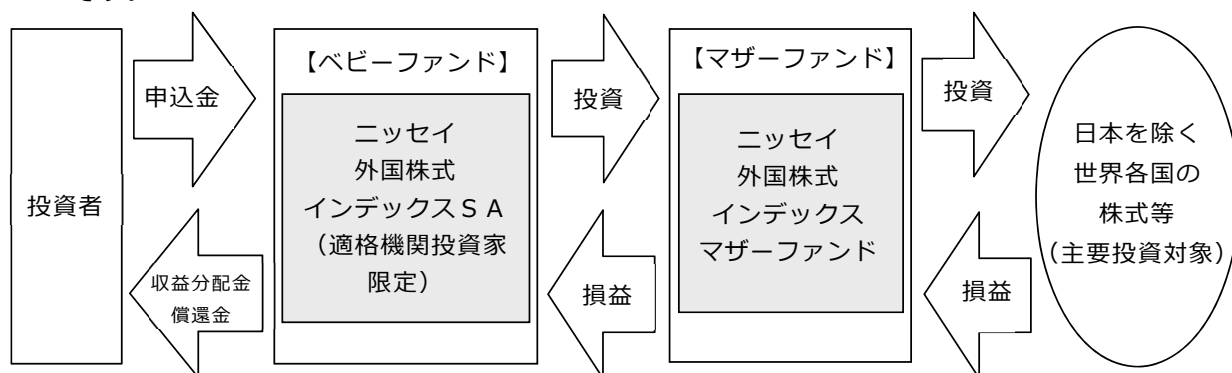
信託金の上限は2,500億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

※ ファンドの商品分類の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

3 特色

1 日本を除く世界主要先進国の株式に分散投資します。

- ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からの資金をまとめてベビーファンド（ニッセイ外国株式インデックスSA（適格機関投資家限定））とし、その資金をマザーファンド（ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

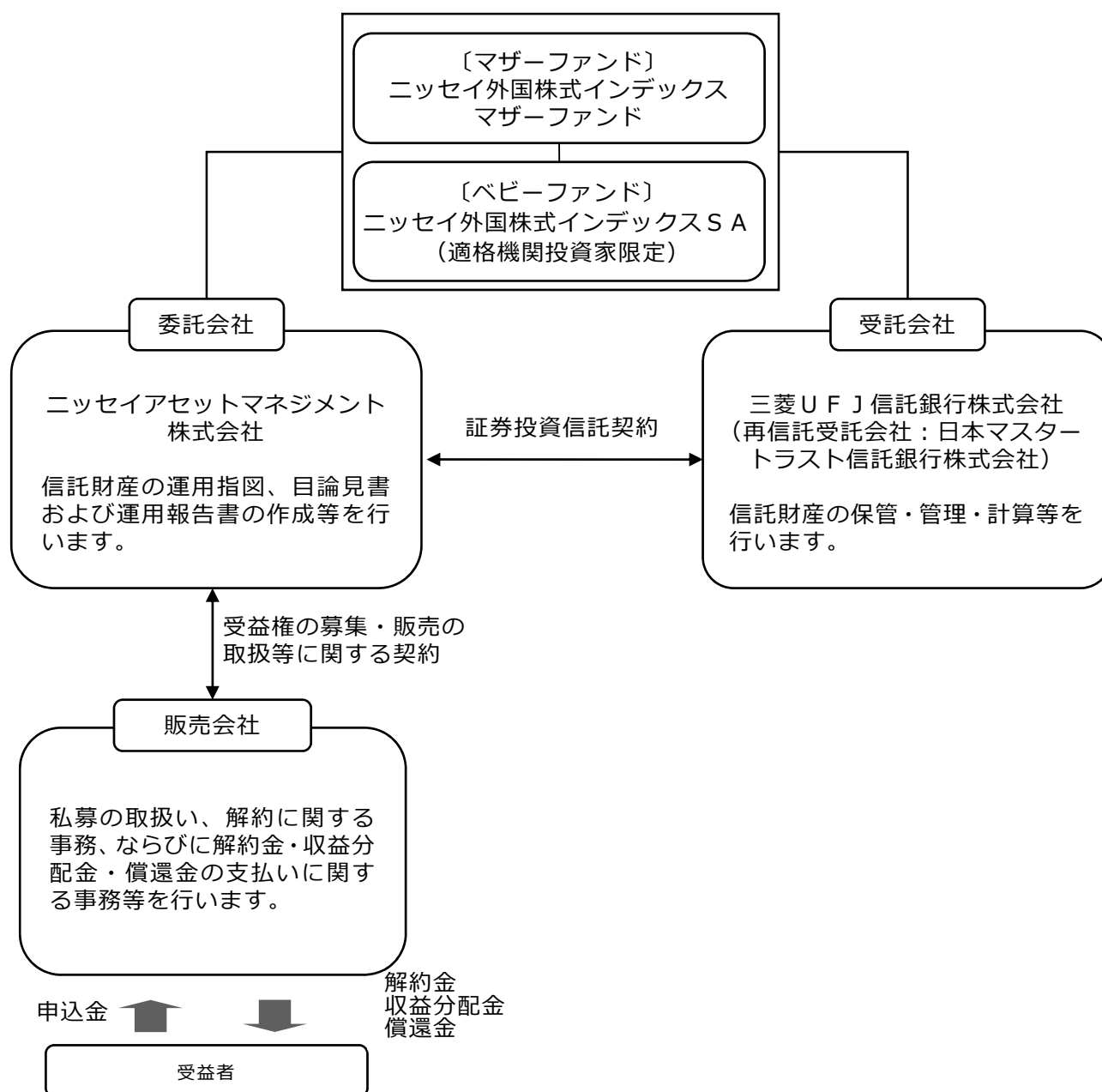


- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2 MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）※に連動する投資成果を目指した運用を行います。

※ 同指数は、MSCI Inc.が公表している指数であり、日本を除く主要先進国の株式により構成されています。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。なお、「円換算ベース」とは同指数をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

日本を除く世界の主要国の株式市場の動きをとらえることを目的に、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指して運用を行います。

1 投資方針と主な投資対象

- 主としてニッセイ外国株式インデックスマザーファンドを通じて実質的に日本を除く世界の証券取引所[※]に上場されている株式（それらに類するものを含みます。）に投資を行います。

※ 金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

- 上記マザーファンドの組入比率は原則として高位を保ちます。
- 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。
- 資金動向、市況動向等によっては上記の運用ができない場合があります。
- 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

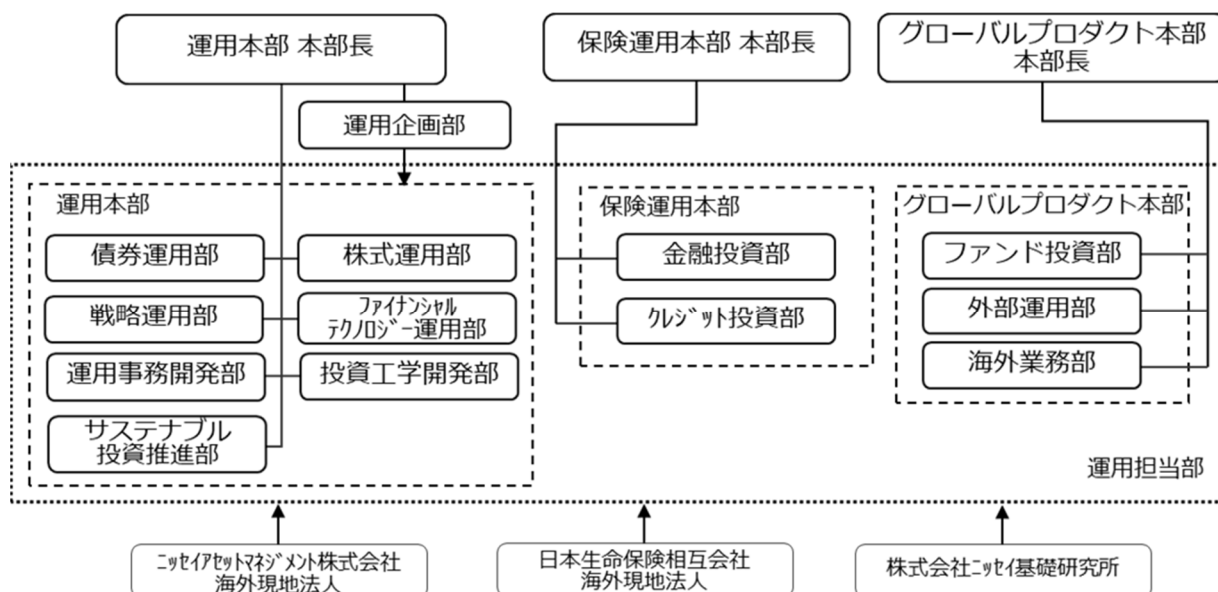
【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド

- ①主として日本を除く世界主要先進国の株式に投資することにより、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。
- ②株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

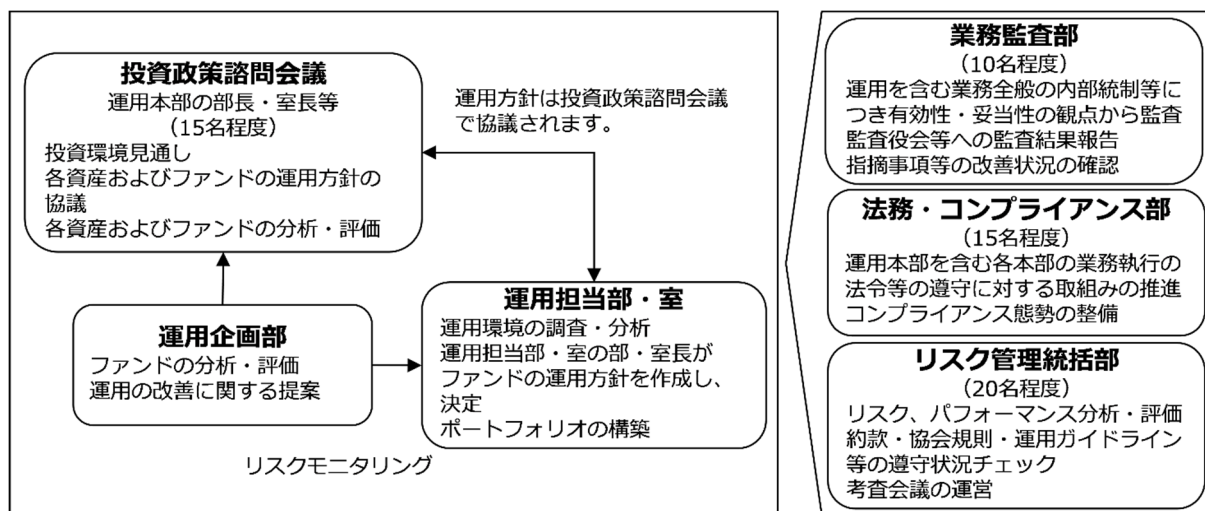
2 運用体制

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー／アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



＜受託会社に対する管理体制等＞

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

※ 上記運用体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および約款にもとづく主な投資制限は以下のとおりです。

①株式への実質投資割合

制限を設けません。

②同一銘柄の株式への実質投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

③新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への実質投資割合

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。

⑥投資信託証券への実質投資割合

信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

⑦外貨建資産への実質投資割合

制限を設けません。

⑧外国為替予約取引

ヘッジ目的に限定しません。

⑨デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

⑩同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド

①株式への投資割合

制限を設けません。

②同一銘柄の株式への投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

③新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑥投資信託証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

⑦外貨建資産への投資割合

制限を設けません。

⑧デリバティブ取引等に関する制限

デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的以外には利用しません。

一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑨信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスク

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。また、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きに連動することを目標に運用しますので、MSCI コクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下のとおりです。

株式投資リスク

株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化（倒産に至る場合も含む）等により、価格が下落することがあります。

為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

基準価額と指数の連動性に関する留意点

ファンドはMSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に連動する投資成果を目指しますが、当該指数の構成銘柄すべてを組入れないこと、資金の流出入と実際の銘柄等の売買のタイミングのずれ、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担することなどから基準価額と当該指数との動きが完全に一致しないことがあります。

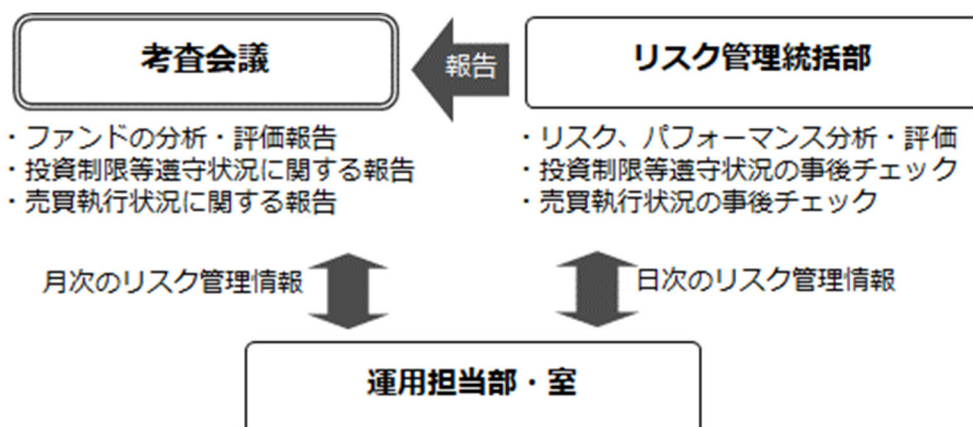
短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

前述の投資リスクの管理体制は以下のとおりです。



1. リスク管理統括部が、以下のとおり管理を行います。

- 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。
- 売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。

2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

※ 上記投資リスク管理体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。

(参考情報)

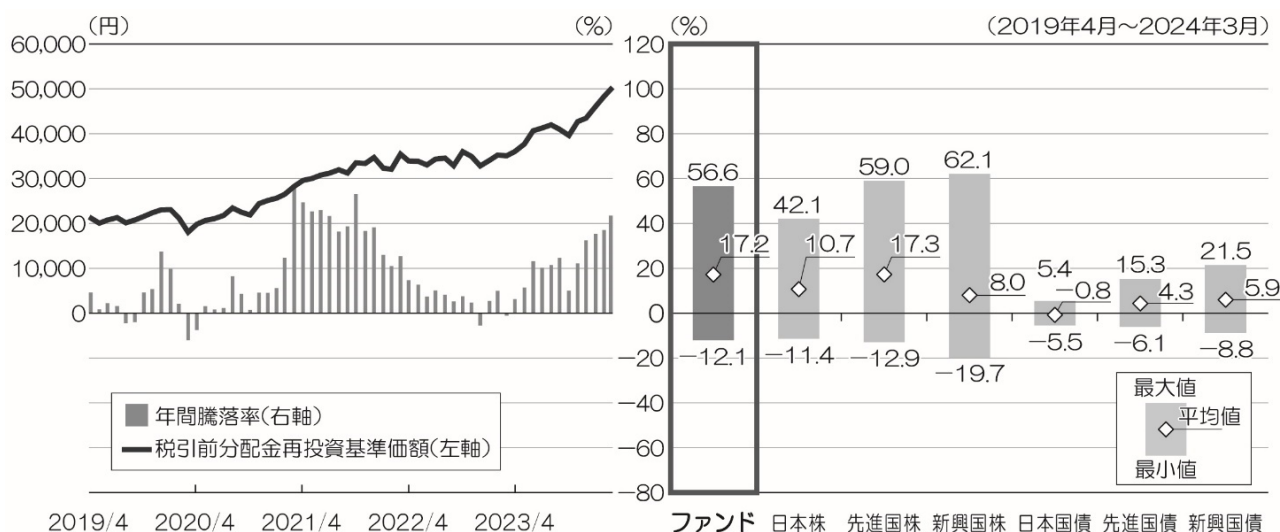
投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に以下のグラフを作成しています。

① ファンドの年間騰落率および

税引前分配金再投資基準価額の推移

② ファンドと代表的な資産クラスとの

騰落率の比較



- グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株・・・TOPIX（東証株価指数）（配当込み）
- 先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）

- すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 海外の指数は、「為替ヘッジなし（対円）」の指数を採用しています。

※ 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- TOPIX（東証株価指数）の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドは、JP モルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

3. その他詳細情報

1 ニッセイ外国株式インデックスS A（適格機関投資家限定）の投資対象

①投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「2 ニッセイ外国株式インデックスS A（適格機関投資家限定）の投資制限 ⑨先物取引等、⑩スワップ取引および⑪金利先渡し取引および為替先渡し取引」に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権（イ. およびニ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 約束手形（イ. に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券

主として以下1.のマザーファンドの受益証券のほか、次の2.から23.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資します。

1. ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド
2. 株券または新株引受権証書
3. 国債証券
4. 地方債証券
5. 特別の法律により法人の発行する債券
6. 社債券（新株引受権証書と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
7. 資産流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 資産流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約

権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2.から12.までの証券または証書の性質を有するもの
 14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
 18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 23. 外国の者に対する権利で22.の有価証券の性質を有するもの
- なお、2.の証券または証書、13.および18.の証券または証書のうち2.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、3.から7.までの証券ならびに13.および18.の証券または証書のうち3.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品

ファンドを前記②の有価証券のほか、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下④において同じ。）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6. 外国の者に対する権利で 5. の権利の性質を有する
もの

④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記③ 1. から 4. までの金融商品により運用することができます。

2 ニッセイ外国株式インデックスS A（適格機関投資家限定）の投資制限

①株式への実質投資割合

株式への実質投資割合には制限を設けません。

②同一銘柄の株式への実質投資割合

取得時において投資信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

③同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

④同一銘柄の転換社債等への実質投資割合

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤マザーファンド以外の投資信託証券への実質投資割合

投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑥外貨建資産への実質投資割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

⑦投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所*に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

2. 前記 1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができるものとします。

⑧信用取引の範囲

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができるものとします。
2. 前記 1.の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記 2.の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

⑨先物取引等

1. 日本の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいい

ます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

2. 日本の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
3. 日本の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

⑩スワップ取引

1. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

⑪金利先渡取引および為替先渡取引

1. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の

提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

5. 当該⑩に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約にもとづく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
6. 当該⑩に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下当該6.において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下当該6.において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑫有価証券の貸付

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の i) および ii) の範囲内で貸付けることができます。
 - i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - ii) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
2. 前記 1.に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約するものとします。
3. 有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。

⑬有価証券の空売り

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券（投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができるものとします。
2. 前記 1.の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記 2.の売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

⑭有価証券の借入れ

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。
2. 前記 1.は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記 2.の借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとします。
4. 前記 1.の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

⑮外国為替予約等

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。
2. 前記 1.の予約取引は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
3. 前記 2.の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。
4. 予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯資金の借入れ

1. 投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わ

ないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

商品分類

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下のとおりです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単 位 型 追 加 型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資 産 複 合	インデックス型 特 殊 型

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本除く)			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回 年 4 回 年 6 回 (隔月)	日 本 北 米 欧 州 ア ジ ア オセアニア	ファミリー ファンド	あ り ()	TOPIX
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年 12 回 (毎月) 日 々	中 南 米 アフリカ 中 近 東 (中東)	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し	そ の 他 (MSCI コ クサイ・ インデッ クス)
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	そ の 他 ()	エマージング			

商品分類表	
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	約款等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	約款等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	約款等において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

属性区分表	
その他資産（投資信託証券（株式（一般）））	約款等において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。
年1回	約款等において、主として株式に投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	約款等において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本除く）	約款等において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	約款等において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	約款等において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
その他の指数（MSCIコクサイ・インデックス）	約款等において、MSCIコクサイ・インデックスの動きに連動することを目標に運用を行う旨の記載があるものをいう。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人 投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

<MSCI 指数にかかる免責条項等>

当ファンドは、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者が、保証、推奨、販売または宣伝するものではありません。MSCI 指数は、MSCI Inc. が独占的に所有しています。MSCI Inc.、およびMSCI 指数は、MSCI Inc.、およびその関係会社のサービスマークであり、ニッセイアセットマネジメント株式会社（以下「委託会社」といいます）は特定の目的のためにその使用を許諾されています。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者または不特定多数の公衆に対して、ファンド全般的またはこの特定のファンドへの投資に関する当否あるいは一般的な株式市場のパフォーマンスをトラックしているMSCI 指数の能力に関して、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切の表明または保証を行いません。MSCI Inc. とその関連会社は、特定のトレードマーク、サービスマーク、トレードネームのライセンスの所有者であり、MSCI 指数は、当ファンドまたは当ファンドの委託会社あるいは受益者に関わらず、MSCI Inc. により決定、作成および計算されています。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数の決定、作成あるいは計算において、当ファンドの委託会社または受益者の要求を考慮に入れる義務は一切ありません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの募集等に関する事項の決定について、また、当ファンドを換金するための計算式の決定また計算について責任を負うものではなく、参加もしておりません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、当ファンドの受益者に対し、当ファンドの管理、マーケティングまたは募集に関連するいかなる義務または責任も負いません。

MSCI Inc. は、自らが信頼できると考える情報源からMSCI 指数の計算に算入される情報またはその計算に使用するための情報を入手しますが、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数またはそれに含まれるいかなるデータの独創性、正確性および／または完全性について保証するものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的にも黙示的にも、被許諾者、その顧客または相手方、当ファンドの委託会社、当ファンドの受益者その他の個人・法人が、契約に基づき許諾される権利またはその他使用のために許諾される権利に関連してMSCI 指数またはそれに含まれるデータを使用することにより得られる結果について保証を行うものではありません。MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、MSCI 指数およびそれに含まれるデータの、またはそれに関連する過誤、省略または中断に対してまたはそれらに関して責任を負うことはありません。MSCI 指数およびそれに含まれるデータに関し、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、明示的、黙示的な保証を行うものでもなく、かつMSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、特定目的のための市場性または適切性について、何ら保証を行うものではないことを明記します。前記事項を制限することなく、たとえ直接的損害、間接的損害、特別損害、懲罰的損害、拡大的損害その他のあらゆる損害（逸失利益を含む）につき、その可能性について知らせを受けていたとしても、MSCI Inc.、MSCI Inc. の関連会社およびMSCI 指数の作成または編集に関与あるいは関係したその他の当事者は、いかなる場合においてもかかる損害について責任を負いません。

当ファンドの購入者、販売者、または受益者あるいはいかなる個人・法人は、MSCI Inc. の許諾が必要かどうかの決定をあらかじめMSCI Inc. に問合せることなく、当ファンドを保証、推奨、売買または宣伝するためにいかなるMSCI Inc. のトレードネーム、トレードマーク、またはサービスマークを使用または言及することはできません。いかなる場合においても、いかなる個人または法人は、事前にMSCI Inc. の書面による許諾を得ることなくMSCI Inc. との関係は一切主張することはできません。

4. 運用状況

1 投資状況（2024年3月29日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	9,871,404,589	99.99
内 日本	9,871,404,589	99.99
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	502,099	0.01
純資産総額	9,871,906,688	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

【参考情報】マザーファンドの投資状況

ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	941,014,800,300	95.51
内 アメリカ	691,694,828,392	70.20
内 イギリス	37,387,087,204	3.79
内 カナダ	31,885,782,182	3.24
内 フランス	29,343,932,001	2.98
内 スイス	28,431,237,733	2.89
内 ドイツ	22,878,169,251	2.32
内 オランダ	17,967,375,642	1.82
内 オーストラリア	17,745,544,054	1.80
内 アイルランド	11,897,200,009	1.21
内 デンマーク	9,651,569,121	0.98
内 スウェーデン	8,177,129,676	0.83
内 スペイン	7,091,799,492	0.72
内 イタリア	6,320,569,753	0.64
内 香港	4,118,253,445	0.42
内 シンガポール	2,748,684,654	0.28
内 フィンランド	2,569,545,673	0.26
内 ベルギー	2,382,729,196	0.24
内 ノルウェー	1,571,547,105	0.16
内 イスラエル	1,461,715,156	0.15
内 ジョージア	1,412,287,513	0.14
内 オランダ領キュラソー	1,231,995,696	0.13
内 バミューダ	787,835,466	0.08

	内 ニュージーランド	493,696,855	0.05
	内 オーストリア	479,699,690	0.05
	内 ポルトガル	466,376,398	0.05
	内 ケイマン諸島	451,782,923	0.05
	内 ルクセンブルグ	366,426,020	0.04
投資証券		17,991,791,423	1.83
	内 アメリカ	15,421,127,672	1.57
	内 オーストラリア	1,246,975,079	0.13
	内 フランス	351,608,634	0.04
	内 シンガポール	337,571,639	0.03
	内 イギリス	302,268,834	0.03
	内 香港	174,197,877	0.02
	内 カナダ	79,369,405	0.01
	内 ベルギー	78,672,283	0.01
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		26,278,490,393	2.67
純資産総額		985,285,082,116	100.00

その他資産の投資状況

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	23,289,313,693	2.36
内 アメリカ	17,280,839,677	1.75
内 ドイツ	4,282,438,160	0.43
内 イギリス	1,726,035,856	0.18

（※1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（※2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

2 投資資産（2024年3月29日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ニッセイ外国株式 インデックス マ ザーファンド 日本	親投 資信 託受 益証 券	2,255,135,492	4.1618 9,385,423,922	4.3773 9,871,404,589	－ －	99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内		99.99
	小計		99.99
合 計（対純資産総額比）			99.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】ニッセイ外国株式インデックスマザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	MICROSOFT CORP アメリカ	株式 ソフト ウェア・サ ービス	733,699	56,180.91 41,219,883,240	63,701.21 46,737,517,891	－ －	4.74
2	APPLE INC アメリカ	株式 テクノ ロジ ー・ハ ードウ ェアお よび機 器	1,526,377	28,720.24 43,837,926,981	25,963.78 39,630,527,004	－ －	4.02
3	NVIDIA CORP	株式	256,667	75,646.41	136,808.01	－	3.56

	アメリカ	半導体・半導体製造装置		19,415,938,866	35,114,103,966	－	
4	AMAZON.COM INC アメリカ	株式 一般消費財・サービス流通・小売り	966,466	22,103.73 21,362,503,904	27,311.33 26,395,477,465	－ －	2.68
5	META PLATFORMS INC-A アメリカ	株式 メディア・娯楽	230,646	51,228.30 11,815,603,877	73,521.66 16,957,478,591	－ －	1.72
6	ALPHABET INC-CL A アメリカ	株式 メディア・娯楽	614,341	20,496.02 12,591,548,084	22,852.31 14,039,111,776	－ －	1.42
7	ALPHABET INC-CL C アメリカ	株式 メディア・娯楽	536,015	20,737.88 11,115,817,297	23,053.68 12,357,121,822	－ －	1.25
8	ELI LILLY & CO アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	83,851	90,157.02 7,559,756,382	117,790.92 9,876,886,734	－ －	1.00
9	BROADCOM INC アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	46,214	148,779.52 6,875,696,763	200,680.32 9,274,240,682	－ －	0.94
10	JPMORGAN CHASE & CO アメリカ	株式 銀行	300,405	23,232.27 6,979,090,748	30,327.42 9,110,509,506	－ －	0.92
11	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B アメリカ	株式 金融サービス	136,206	54,536.31 7,428,173,090	63,670.93 8,672,363,127	－ －	0.88

12	TESLA, INC. アメリカ	株式 自動車・自動車部品	297,307	35,387.28 10,520,886,550	26,616.36 7,913,231,302	－ －	0.80
13	EXXON MOBIL CORP アメリカ	株式 エネルギー	415,323	15,885.92 6,597,788,877	17,599.89 7,309,642,603	－ －	0.74
14	UNITEDHEALTH GROUP INC アメリカ	株式 ヘルスケア機器・サービス	96,115	81,057.17 7,790,809,897	74,902.52 7,199,256,382	－ －	0.73
15	VISA INC-CLASS A SHARES アメリカ	株式 金融サービス	164,478	37,837.02 6,223,358,580	42,255.50 6,950,100,589	－ －	0.71
16	NOVO-NORDISK A/S デンマーク	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	339,109	15,252.34 5,172,207,757	19,282.84 6,538,985,945	－ －	0.66
17	MASTERCARD INC-CLASS A アメリカ	株式 金融サービス	87,018	60,838.48 5,294,043,327	72,914.51 6,344,875,153	－ －	0.64
18	ASML HOLDING NV オランダ	株式 半導体・半導体製造装置	41,891	103,540.99 4,337,435,674	145,642.72 6,101,119,518	－ －	0.62
19	PROCTER & GAMBLE CO アメリカ	株式 家庭用品・パーソナル用品	244,924	22,901.16 5,609,045,871	24,566.27 6,016,869,725	－ －	0.61
20	HOME DEPOT INC アメリカ	株式 一般消費財・サービス	103,424	46,735.83 4,833,607,080	58,080.87 6,006,956,519	－ －	0.61

		ス流通・小売り					
21	JOHNSON & JOHNSON アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	250,153	22,726.83 5,685,184,812	23,951.54 5,991,551,561	－ －	0.61
22	MERCK & CO INC アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	263,327	15,487.43 4,078,259,779	19,978.54 5,260,891,504	－ －	0.53
23	COSTCO WHOLESALE CORP アメリカ	株式 生活必需品流通・小売り	46,109	88,054.30 4,060,096,112	110,927.50 5,114,756,480	－ －	0.52
24	ABBVIE INC アメリカ	株式 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	183,473	21,073.74 3,866,463,641	27,571.76 5,058,673,705	－ －	0.51
25	ADVANCED MICRO DEVICES INC アメリカ	株式 半導体・半導体製造装置	167,874	18,524.35 3,109,756,792	27,327.99 4,587,659,144	－ －	0.47
26	SALESFORCE INC アメリカ	株式 ソフトウェア・サービス	100,587	33,760.69 3,395,887,530	45,601.66 4,586,934,556	－ －	0.47
27	NESTLE SA	株式	277,447	16,594.92	16,078.33	－	0.45

	スイス	食品・飲料・タバコ		4,604,211,883	4,460,887,197	－	
28	CHEVRON CORP アメリカ	株式 エネルギー	185,800	21,880.82 4,065,457,369	23,883.41 4,437,538,209	－ －	0.45
29	BANK OF AMERICA CORP アメリカ	株式 銀行	740,073	4,553.21 3,369,712,450	5,741.46 4,249,104,855	－ －	0.43
30	WALMART INC アメリカ	株式 生活必需品流通・小売り	461,604	7,865.32 3,630,664,606	9,110.33 4,205,369,246	－ －	0.43

(※) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率 (%)
株式	外国	ソフトウェア・サービス	9.91
		半導体・半導体製造装置	8.18
		医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	7.78
		資本財	6.95
		金融サービス	6.62
		メディア・娯楽	6.20
		テクノロジー・ハードウェアおよび機器	5.48
		銀行	5.40
		一般消費財・サービス流通・小売り	4.83
		エネルギー	4.57
		ヘルスケア機器・サービス	4.18
		素材	3.75
		食品・飲料・タバコ	3.19
		保険	3.04
		公益事業	2.45
		消費者サービス	1.99
		運輸	1.71
		生活必需品流通・小売り	1.69
		自動車・自動車部品	1.60
		商業・専門サービス	1.57

		家庭用品・パーソナル用品	1.55
		耐久消費財・アパレル	1.47
		電気通信サービス	1.08
		不動産管理・開発	0.31
		エクイティ不動産投資信託 (REIT)	0.04
		その他	0.01
	小計		95.51
投資証券	外国		1.83
	小計		1.83
合 計（対純資産総額比）			97.33

（※）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。株式（外国）の業種はG I C S 分類（産業グループ）によるものです。なお、G I C S に関する知的財産所有権はS & Pおよび MSCI Inc.に帰属します。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

種類	取引所	資産の名称	買建 ／ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比 率 (%)
株価指数 先物取引	シカゴ 商品取 引所	S&P 500 EMINI FUTURE 202406	買建	430	16,887,364,075	17,280,839,677	1.75
	E U R E X 取 引所	DJ EURO STOXX 50 202406	買建	520	4,176,332,160	4,282,438,160	0.43
	I C E - E U	FTSE 100 INDEX FUTURE 202406	買建	113	1,676,147,323	1,726,035,856	0.18

（※1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（※2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

3 運用実績

① 純資産の推移

直近日（2024年3月末）、同日前1年以内における各月末および下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第9計算期間末 (2015年3月10日)	1,672,104,734	1,672,104,734	1.7182	1.7182
第10計算期間末 (2016年3月10日)	1,469,674,541	1,469,674,541	1.4994	1.4994
第11計算期間末 (2017年3月10日)	1,870,528,130	1,870,528,130	1.7938	1.7938
第12計算期間末 (2018年3月12日)	2,244,764,471	2,244,764,471	1.9730	1.9730
第13計算期間末 (2019年3月11日)	2,465,257,068	2,465,257,068	2.0063	2.0063
第14計算期間末 (2020年3月10日)	2,406,285,039	2,406,285,039	1.8312	1.8312
第15計算期間末 (2021年3月10日)	4,008,732,093	4,008,732,093	2.7269	2.7269
第16計算期間末 (2022年3月10日)	5,119,686,307	5,119,686,307	3.1249	3.1249
第17計算期間末 (2023年3月10日)	6,357,287,025	6,357,287,025	3.4695	3.4695
第18計算期間末 (2024年3月11日)	9,297,884,672	9,297,884,672	4.7832	4.7832
2023年3月末日	6,519,550,510	－	3.5069	－
4月末日	6,653,475,942	－	3.6025	－
5月末日	7,012,744,781	－	3.7699	－
6月末日	7,621,180,772	－	4.0661	－
7月末日	7,711,273,468	－	4.1274	－
8月末日	7,679,888,313	－	4.1987	－
9月末日	7,524,904,753	－	4.0969	－
10月末日	7,401,982,948	－	3.9593	－
11月末日	8,053,254,396	－	4.2698	－
12月末日	8,214,269,139	－	4.3451	－
2024年1月末日	8,879,482,582	－	4.6099	－
2月末日	9,401,228,720	－	4.8322	－
3月末日	9,871,906,688	－	5.0328	－

② 分配の推移

	1 口当たりの分配金（円）
第 9 計算期間	0.0000
第 10 計算期間	0.0000
第 11 計算期間	0.0000
第 12 計算期間	0.0000
第 13 計算期間	0.0000
第 14 計算期間	0.0000
第 15 計算期間	0.0000
第 16 計算期間	0.0000
第 17 計算期間	0.0000
第 18 計算期間	0.0000

③ 収益率の推移

	収益率 (%)
第 9 計算期間	23.7
第 10 計算期間	△12.7
第 11 計算期間	19.6
第 12 計算期間	10.0
第 13 計算期間	1.7
第 14 計算期間	△8.7
第 15 計算期間	48.9
第 16 計算期間	14.6
第 17 計算期間	11.0
第 18 計算期間	37.9

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数により算出しています（第 1 計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

II 財務ハイライト情報

ニッセイ外国株式インデックスＳＡ（適格機関投資家限定）

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている「1 財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、第 18 期計算期間（2023 年 3 月 11 日から 2024 年 3 月 11 日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「投資信託（ファンド）の経理状況」に添付されています。

1 貸借対照表

(単位：円)

	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	32,259	81,917
コール・ローン	3,933,043	5,061,011
親投資信託受益証券	6,356,794,311	9,297,441,038
未収入金	14,412,022	37,502,278
流動資産合計	6,375,171,635	9,340,086,244
資産合計	6,375,171,635	9,340,086,244
負債の部		81,917
流動負債		
未払解約金	14,348,795	37,411,761
未払受託者報酬	660,120	898,790
未払委託者報酬	2,640,613	3,595,295
その他未払費用	235,082	295,726
流動負債合計	17,884,610	42,201,572
負債合計	17,884,610	42,201,572
純資産の部		
元本等		
元本	1,832,353,140	1,943,843,916
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,524,933,885	7,354,040,756
（分配準備積立金）	2,179,334,336	4,216,971,518
元本等合計	6,357,287,025	9,297,884,672
純資産合計	6,357,287,025	9,297,884,672
負債純資産合計	6,375,171,635	9,340,086,244

2 損益および剰余金計算書

(単位：円)

	第 17 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
営業収益		
受取利息	41	48
有価証券売買等損益	580,368,976	2,485,186,342
その他収益	47,073	20,012
営業収益合計	580,416,090	2,485,206,402
営業費用		
支払利息	774	986
受託者報酬	1,299,236	1,688,797
委託者報酬	5,197,191	6,755,375
その他費用	467,663	565,433
営業費用合計	6,964,864	9,010,591
営業利益又は営業損失（△）	573,451,226	2,476,195,811
経常利益又は経常損失（△）	573,451,226	2,476,195,811
当期純利益又は当期純損失（△）	573,451,226	2,476,195,811
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 （△）	40,340,937	151,299,948
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,481,341,902	4,524,933,885
剰余金増加額又は欠損金減少額	876,606,612	1,162,528,787
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金 減少額	876,606,612	1,162,528,787
剰余金減少額又は欠損金増加額	366,124,918	658,317,779
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	366,124,918	658,317,779
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金 増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,524,933,885	7,354,040,756

3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年 3 月 10 日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間末日が休業日のため、2023 年 3 月 11 日から 2024 年 3 月 11 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
1. 期首元本額	1,638,344,405 円	1,832,353,140 円
期中追加設定元本額	364,327,635 円	374,845,494 円
期中一部解約元本額	170,318,900 円	263,354,718 円
2. 受益権の総数	1,832,353,140 口	1,943,843,916 口

(損益および剰余金計算書に関する注記)

項目	第 17 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (44,403 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (533,065,886 円)、収益調整金 (2,570,244,025 円) および分配準備積立金 (1,646,224,047 円) より分配対象収益は 4,749,578,361 円 (1 万口当たり 25,920.65 円) のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り (0 円) としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (17,525 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (2,324,878,338 円)、収益調整金 (3,146,496,262 円) および分配準備積立金 (1,892,075,655 円) より分配対象収益は 7,363,467,780 円 (1 万口当たり 37,880.96 円) のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り (0 円) としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 17 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律および同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限および管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権および金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
-----------------------------------	--	-----------

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	539,222,878	2,332,124,399
合計	539,222,878	2,332,124,399

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
1口当たり純資産額	3.4695 円	4.7832 円
(1万口当たり純資産額)	(34,695 円)	(47,832 円)

4 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年3月11日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド	2,234,961,788	9,297,441,038	
親投資信託受益証券 合計		2,234,961,788	9,297,441,038	
合計			9,297,441,038	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

Memo

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託
米国株式 アクティブ型	キャピタル I C A つみたて（適格機関投資家用）

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

キャピタル I C A つみたて（適格機関投資家用）

2 目的および基本的性格

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場している企業の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。

ファンドの分類は、追加型投信／海外／株式※です。

信託金の上限は1兆円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

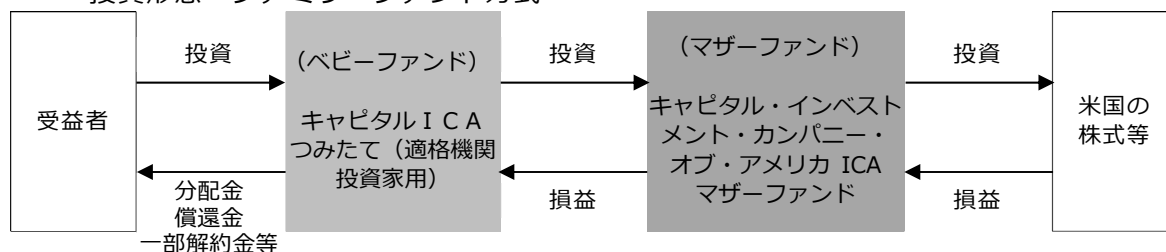
※ ファンドの分類の詳細につきましては、後記「商品分類」をご参照ください。

3 特色

- キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場している企業の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、投資対象には、米国以外の国（日本を含む）において上場している企業の株式等が含まれます。

マザーファンドの運用は、キャピタル・グループの一員であるキャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー、キャピタル・インターナショナル・インクおよびキャピタル・グループ・インベストメント・マネジメント・プライベート・リミテッド（以下「投資顧問会社」といいます。）に運用指図に関する権限を委託することにより行われます。

● 投資形態 ファミリーファンド方式

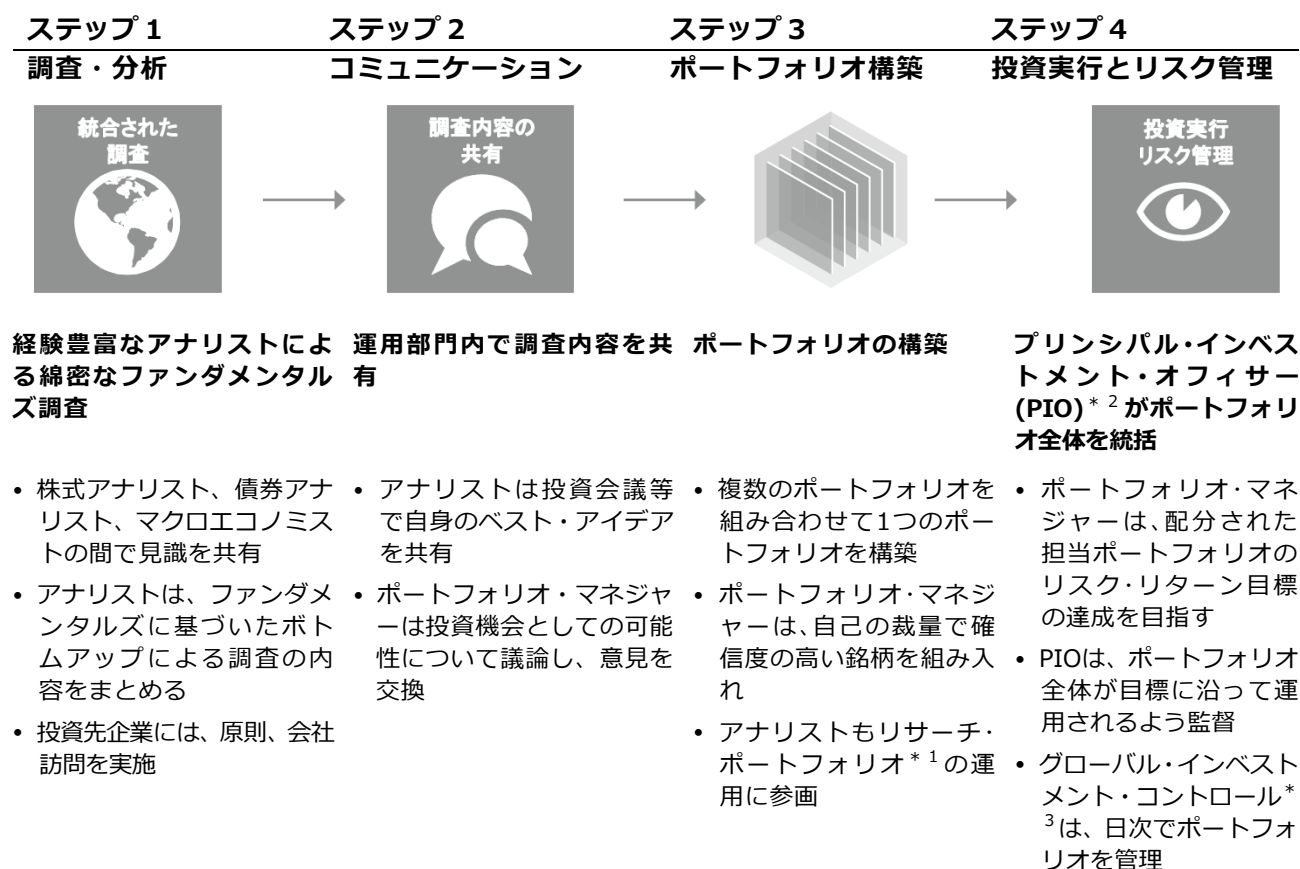


ファミリーファンド方式とは、投資家(受益者)からの資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドにおいて行う仕組みです。

- 銘柄選定は、企業の収益成長性や配当に着目します。
- ファundamental調査にもとづく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。
- キャピタル・グループのグローバルな調査力・運用力を活用します。

- 複数のポートフォリオ・マネジャーが運用に携わることによって、投資対象やアイデアの分散を図り、安定的かつ継続的に運用成果の獲得を目指します。

● 運用体制（運用プロセスの概念図）



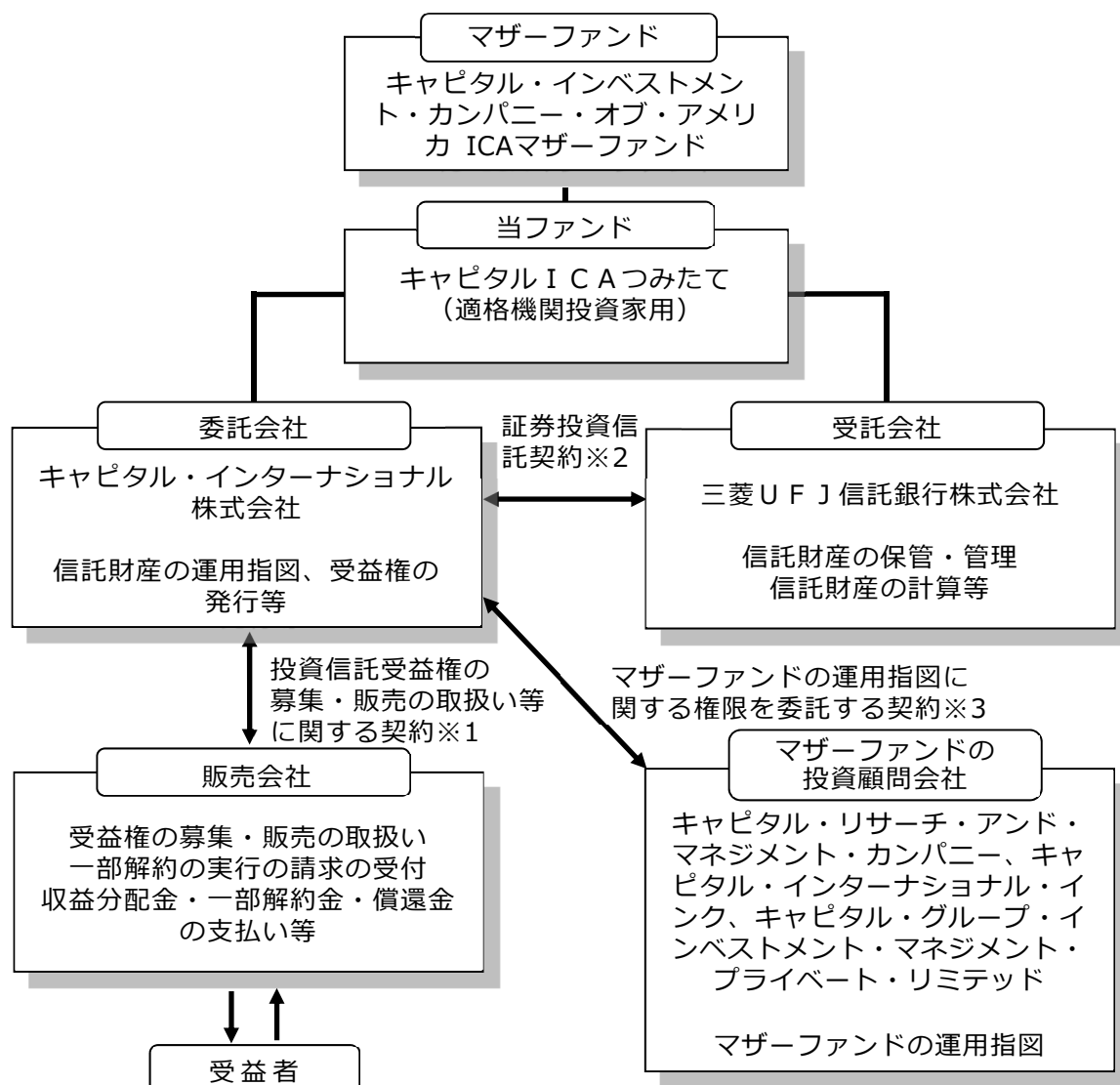
*1 リサーチ・ポートフォリオとは、ポートフォリオのうちアナリストが投資判断を行う部分をいいます。各アナリストは、それぞれの担当業種において確信度の高い銘柄を組み入れます。

*2 ポートフォリオ全体の管理・監督を行う運用統括責任者。

*3 運用部門から独立したポートフォリオ運用管理部門。各種ガイドライン等の遵守徹底を図っています。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

4 仕組み



・受託会社は、信託事務の処理の一部について、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託しております。

- ※1 委託会社が販売会社に委託する業務の内容（受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、受益権の買取り、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等）等について規定しています。
- ※2 投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づいて作成され、予め監督官庁に届出られた信託約款に基づき、委託会社と受託会社との間で締結されるものです。主な内容は、ファンドの運用の基本方針、受益権に関する事項、委託会社および受託会社の業務に関する事項、信託の元本および収益の管理ならびに運用指図に関する事項等です。
- ※3 委託会社が投資顧問会社に委託するマザーファンドの信託財産の運用指図に関する事項および当該契約の期間等を規定しています。

2. 投資方針および投資リスク

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場している企業の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、投資対象には、米国以外の国（日本を含む）において上場している企業の株式等が含まれます。

1 投資方針と主な投資対象

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の金融商品取引所に上場している企業の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、投資対象には、米国以外の国(日本を含む)において上場している企業の株式等が含まれます。
- マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

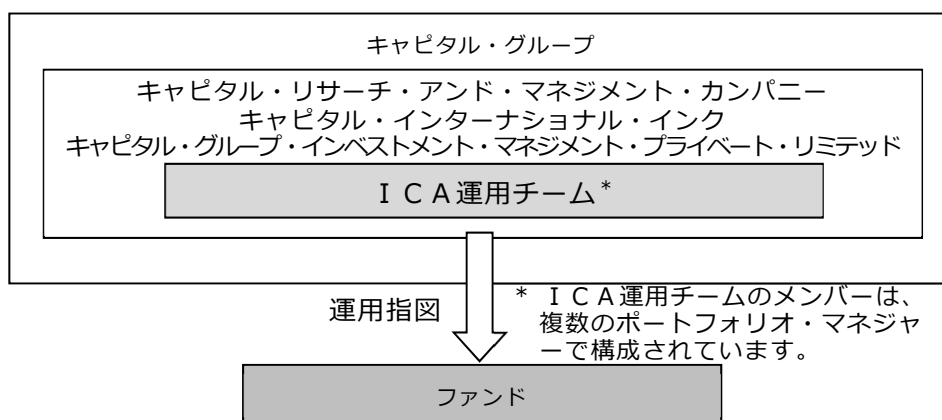
【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA マザーファンド

- ・主として米国の金融商品取引所に上場している企業の株式に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。なお、投資対象には、米国以外の国（日本を含む）において上場している企業の株式等が含まれます。
- ・銘柄選定は、企業の収益成長性や配当に着目します。
- ・ファンダメンタルズ調査にもとづく銘柄選択により超過収益の獲得を目指すボトムアップ・アプローチをベースとしたアクティブ運用を行います。
- ・外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・運用の指図に関する権限をキャピタル・リサーチ・アンド・マネジメント・カンパニー、キャピタル・インターナショナル・インクおよびキャピタル・グループ・インベストメント・マネジメント・プライベート・リミテッドに委託します。
- ・デリバティブ取引にかかる権利に対する実質投資は、平成 29 年内閣府告示第 540 号第 7 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げられた一定の目的により行うこととします。
- ・市況動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

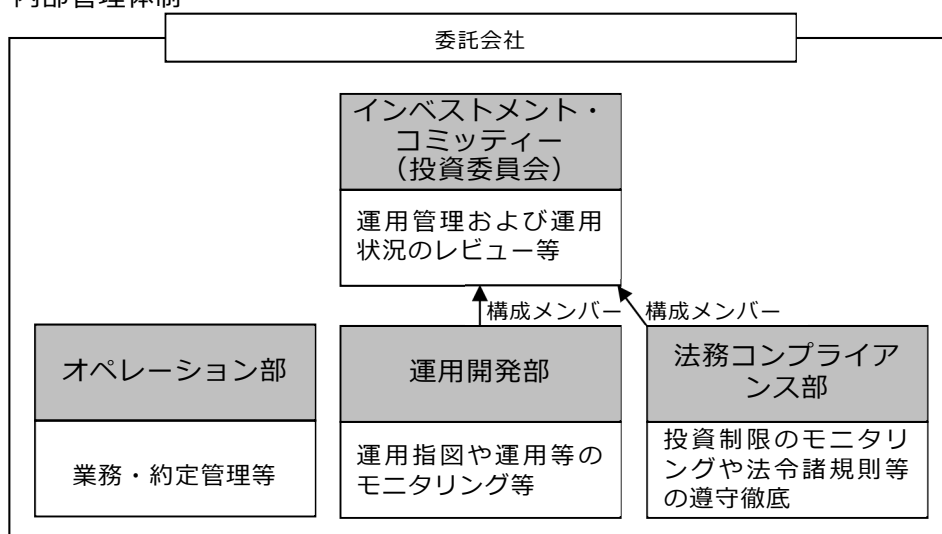
2 運用体制

① ファンドの運用体制



※ 運用プロセスは、「1. 投資信託（ファンド）の性格」の「3 特色」をご覧ください。

② 内部管理体制



当ファンドの基本方針に則した適正な運用を行うべく、オペレーション部および法務コンプライアンス部がそれぞれ業務・約定管理、投資制限のモニタリング等を行い、運用の適正性の確保に努める体制としております。また、マザーファンドを含むファンドの運用状況およびパフォーマンス等については、運用開発部および法務コンプライアンス部を含む関連各部門を構成メンバーとするインベストメント・コミッティー（投資委員会）においてレビューを実施する体制としております。

（参考情報）

キャピタル・インターナショナル株式会社の運用部門等の人員体制（2023年11月末現在）

運用開発部（5名）／法務コンプライアンス部（2名）／オペレーション部（8名）

※（ ）は、各部において、ファンドにかかる業務に従事する人数を示します。

③ 関係法人に関する管理体制

- 委託会社は、投資顧問会社が、適切な運用指図を行っているか投資委員会等においてレビューしております。
- 委託会社は、業務の遂行能力、コスト等を勘案して受託会社の選定を行います。また、投資信託受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。信託財産の日々の指図の実行、定期的な資産残高照合等を通じ業務が適切に遂行されているかの確認を行います。

＜参考情報＞ キャピタル・グループの投資哲学および運用の特徴

投資哲学

「徹底した個別銘柄調査が長期にわたる優れた実績につながる」

徹底した調査を行うことで市場参加者の誰よりも投資対象の本源的価値を知ることができ、結果として市場を上回る投資成果をあげることができるという確信のもとで運用します。

運用の特徴

キャピタル・グループは創業以来、資産運用業務を唯一のビジネスとし、経験豊富な運用スタッフが長期的な視点からの一貫した運用に努めています。

ひとつのファンドの運用において、複数のポートフォリオ・マネジャーが各々独自の裁量で投資判断を行います。必ずしも全員の意見が一致する必要性がないことが「アイデア（思考）の分散」につながり、さまざまな投資環境において市場を上回る可能性があると考えています。この複数のポートフォリオ・マネジャーで構成する運用体制は1958年から採用されています。主な特徴は次のとおりです。

- ・独自の裁量を反映できる
- ・幅広い分散ができる
- ・個人評価の明確性が保てる
- ・運用結果の均一性が保てる
- ・継続性が保てる

※ 上記運用体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および約款にもとづく主な投資制限は以下のとおりです。

- ・ マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ・ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・ デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ・ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

キャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA マザーファンド

- ・ 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資割合には、制限を設けません。
- ・ 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。
- ・ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ・ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ・ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ・ デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第 130 条第 1 項第 8 号に定めるデリバティブ取引をいいます。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ・ 一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて値動きのある有価証券等に投資します。このため、当ファンドの基準価額は、実質的な組入有価証券等の値動き等により変動しますので、当該組入有価証券等の価格の下落や、組入有価証券等の発行者の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。従って、投資者の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下のとおりです。

価格変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行う株式・債券等の価格は、政治・経済・社会情勢、株式等の発行企業や債券等の発行体の業績や信用度、金利の変動、市場の需給関係等を反映して変動します。債券等には債務不履行等となるリスクもあります。当ファンドが実質的に投資している株式・債券等の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

当ファンドが実質的に投資を行う外貨建資産の円換算価値は、当該資産における価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替相場の変動の影響を受け、損失を被る場合があります。為替相場の変動が円高に推移した場合は、当ファンドの基準価額の下落要因となります。

信用リスク

株式・債券等の発行体が経営不安、倒産、債務不履行となるおそれがある場合、または実際に債務不履行となった場合等には、当ファンドは実質的に保有する有価証券等の価格変動によって重大な損失を被ることがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行うことができない場合には、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となり、基準価額の下落要因となることがあります。

カントリーリスク

投資対象としている国や地域において、政治・経済・社会情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合等には、予想外に基準価額が下落したり、運用方針に沿った運用が困難となったりする場合があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

当ファンドの資産規模にかかる留意点

資産規模によっては、分散投資が効率的にできない場合があります。その場合には、適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。

換金の申し出により、当ファンドの受益権の総口数が50億口または純資産総額が50億円を下回ることになった場合、または取引市場の混乱等その他やむを得ない事情の発生により運用の継続が困難と認められた場合には、信託期間の途中でも信託を終了させる場合があります。

お申込、解約等に関する留意点

取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済業務の停止その他やむを得ない事情があるときは、お申込みおよび解約請求の受付を中止することがあります。また、すでに受付けたお申込みおよび解約を取消することがあります。

ファミリーファンド方式に関する留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。そのため、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のベビーファンドに追加設定・一部解約等に伴う資金変動等があり、その結果、当該マザーファンドにおいて売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

金融商品取引法第 37 条の 6 の規定に関する留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の 6 の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

流動性リスクに関する留意点

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

法令・税制・会計制度等の変更の留意点

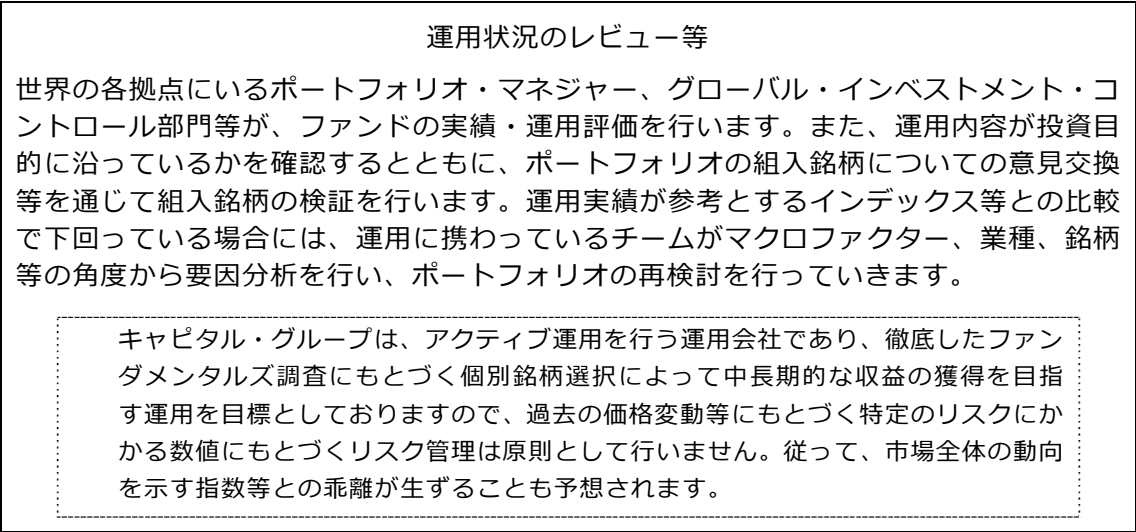
法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性があります。

前述の投資リスクの管理体制は以下のとおりです。

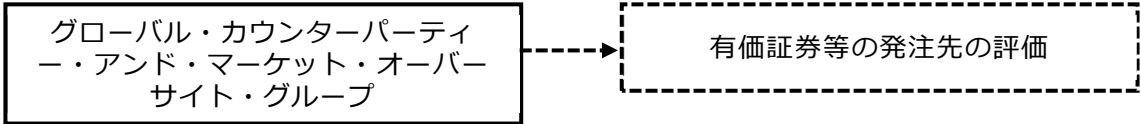
委託会社および投資顧問会社を含むキャピタル・グループ全体におけるリスク管理体制

«リスク管理体制»

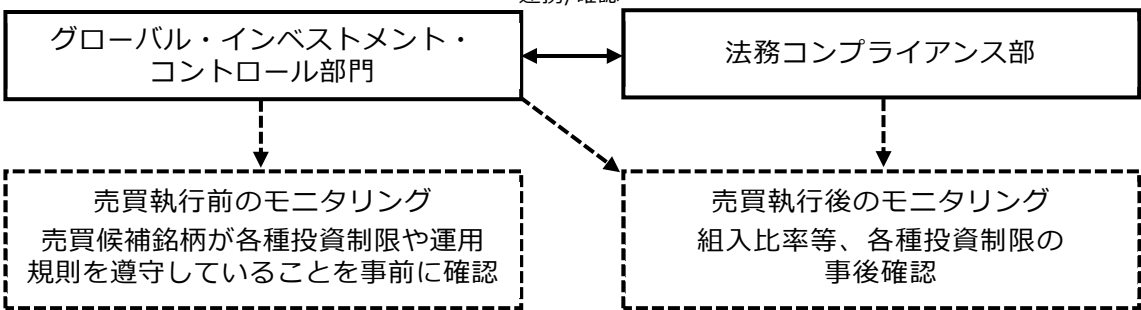
■ポートフォリオのリスク管理



■カウンターパーティー・リスク管理



■リスク管理の徹底



委託会社のリスク管理体制

利益相反取引（ファンド間取引等）の取引規制、当ファンドの投資制限等の遵守状況および組入資産の流動性リスクについて委託会社の関係各部署がモニタリング等を行います。問題が発生した場合には、委託会社の関係部署が速やかに協議を行い、訂正処理等の必要な措置を講じます。また、取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※ 上記投資リスク管理体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。

(参考情報)

投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に以下のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移

②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

当ファンドの運用は、2024 年 12 月 2 日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

3. その他詳細情報

1 キャピタルICAつみたて（適格機関投資家用）の投資対象

- ① 投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）
 - (イ) 有価証券
 - (ロ) デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第24条から第26条までに定めるものに限ります。）
 - (ハ) 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）
 - (二) 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
- (イ) 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主としてキャピタル・インターナショナル株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるキャピタル・インベストメント・カンパニー・オブ・アメリカ ICA マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとします。）に投資することを指図します。
- 1) 株券または新株引受権証券
 - 2) 国債証券
 - 3) 地方債証券
 - 4) 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 - 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 - 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 - 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 - 9) 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 - 10) コマーシャル・ペーパー
 - 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 - 12) 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
 - 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 - 14) 投資証券、新投資口予約権証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 - 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 - 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
 - 17) 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 - 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 - 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 - 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 22) 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの
- なお、上記1)の証券または証書、12)および17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券ならびに12)および17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するもの、および14)に記載する証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、13)および14)の証券（新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。
- ③ 委託会社は、信託金を、上記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
- 1) 預金
 - 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 - 3) コール・ローン
 - 4) 手形割引市場において売買される手形
 - 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ④ 上記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記③1)から4)に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

2 キャピタルICAつみたて（適格機関投資家用）の投資制限

- ① マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への投資制限
 - 1) 委託会社は、信託財産に属するマザーファンド受益証券以外の投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - 2) 上記1)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 委託会社は、デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。
- ⑥ 信用リスク集中回避のための投資制限
一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ⑦ 投資する株式等の範囲
 - 1) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
 - 2) 上記1)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。
- ⑧ 同一銘柄の株式等への投資制限
 - 1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
 - 2) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引

受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

- 3) 上記1)および2)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式、当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑨ 同一銘柄の転換社債等への投資制限

- 1) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- 2) 上記1)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑩ 信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- 2) 上記1)の信用取引の指図は、次の(イ)から(ヘ)までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の(イ)から(ヘ)までに掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - (イ) 信託財産に属する株券および新株引受権証券により取得する株券
 - (ロ) 株式分割により取得する株券
 - (ハ) 有償増資により取得する株券
 - (ニ) 売出しにより取得する株券
 - (ホ) 信託財産に属する転換社債の転換請求および転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得可能な株券
 - (ヘ) 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑪ 先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。以下同じ。
 - 2) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
 - 3) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑫ スワップ取引の運用指図
- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
 - 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 3) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - 4) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑬ 金利先渡取引の運用指図
- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - 2) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - 3) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - 4) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- ⑭ 有価証券の貸付の指図および範囲
- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の（イ）および（ロ）の範囲内で貸付けるとの指図をすることができます。
 - （イ）株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - （ロ）公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
 - 2) 上記1)の（イ）および（ロ）に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。
- ⑮ 公社債の空売りの指図範囲
- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において信託財産に属さない公社債を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものものとします。
 - 2) 上記1)の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- ⑯ 公社債の借入れ
- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図をするものとします。
 - 2) 上記1)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - 3) 信託財産の一部解約等の事由により、上記2)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
 - 4) 上記1)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。
- ⑰ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑱ 外国為替予約の指図
- 1) 委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち、信託財産に属するとみなした額との合計額について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
 - 2) 上記1)において信託財産に属するとみなした額

とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

⑲ 資金の借入れ

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 上記 1) の資金借入額は、次の（イ）から（ハ）までに掲げる要件を満たす範囲内の額とします。
 - （イ）一部解約に伴う支払資金の手当てにあたっては、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却または解約等もしくは有価証券等の償還による受取りの確定している資金の合計額の範囲内
 - （ロ）再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てにあたっては、収益分配金の再投資額の範囲内
 - （ハ）借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%以内
- 3) 一部解約に伴う支払資金の手当てのための借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とします。
- 4) 再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てのための借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとします。
- 5) 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

⑳ 受託会社による資金の立替え

- 1) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- 2) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- 3) 上記 1) および 2) の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

商品分類

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下のとおりです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型 追 加 型	国 内	株 式
	海 外	債 券 不動産投信 その他資産 () 資 産 複 合
	内 外	

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本を含む)		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回	日 本	ファミリー ファンド	あ り ()
不動産投信	年 4 回	北 米		
その他資産 (投資信託証券 (株式))	年 6 回 (隔月)	欧 州		
資産複合 ()	年 12 回 (毎月)	ア ジ ア	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し
資産配分固定型 資産配分変更型	日 々	オセアニア		
	そ の 他 ()	中 南 米 アフリカ 中 近 東 (中東) エマージング		

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	約款等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	約款等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

そ の 他 資 産 (投資信託証券 (株式))	約款等において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。
年 1 回	約款等において、主として株式に投資する旨の記載があるものをいう。
グローバル	約款等において、年 1 回決算する旨の記載があるものをいう。
ファミリー ファンド	約款等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。当ファンドにおいては、当該世界資産の中に日本を含みます。
為替ヘッジ なし	約款等において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。
	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、

一般社団法人 投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

4. 運用状況

1 投資状況

当ファンドの運用は、2024 年 12 月 2 日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

2 投資資産

当ファンドの運用は、2024 年 12 月 2 日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

3 運用実績

当ファンドの運用は、2024 年 12 月 2 日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

5. 財務ハイライト情報

キャピタルICAつみたて（適格機関投資家用）

当ファンドの第1期計算期間に関する財務諸表は、2025年10月20日の第1期計算期間終了後、3カ月以内に作成される予定です。

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託
外国債券型	ニッセイ外国債券インデックスS A (適格機関投資家限定)

I 投資信託（ファンド）の状況

1. 投資信託（ファンド）の性格

1 名称

ニッセイ外国債券インデックスSA（適格機関投資家限定）

2 目的および基本的性格

主にニッセイ外国債券インデックスマザーファンドを投資対象とし、日本を除く世界の債券市場の動きをとらえることを目標とした運用を行います。

ファンドの分類は、追加型投信／海外／債券／インデックス型※です。

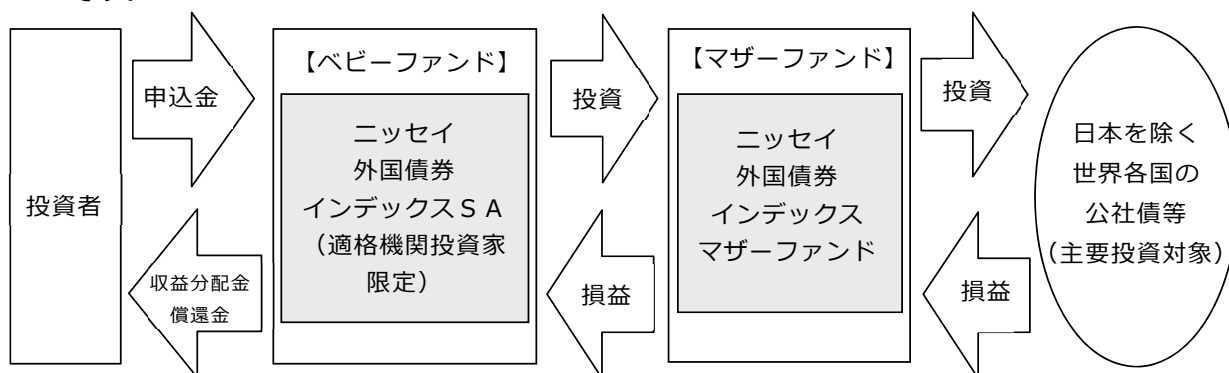
信託金の上限は2,500億円とします。ただし、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

※ ファンドの商品分類の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

3 特色

1 日本を除く世界主要国の国債に分散投資します。

- ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。ファミリーファンド方式とは、投資者の皆様からの資金をまとめてベビーファンド（ニッセイ外国債券インデックスSA（適格機関投資家限定））とし、その資金をマザーファンド（ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド）に投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

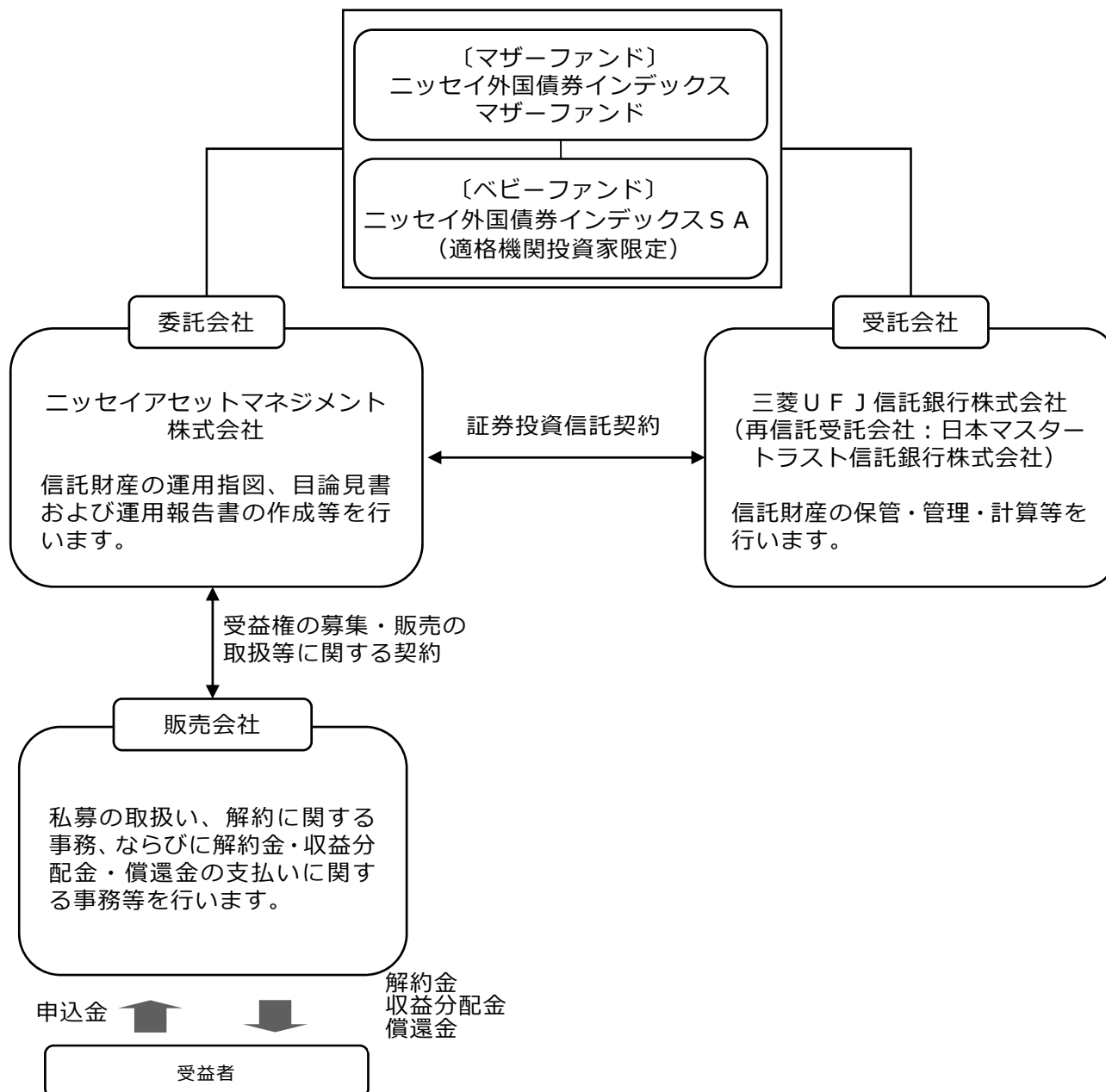


- 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

2 FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）※に連動する投資成果を目指した運用を行います。

※ 同インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。なお、「円換算ベース」とは同インデックスをもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

4 仕組み



2. 投資方針および投資リスク

日本を除く世界の債券市場の動きをとらえることを目標に、F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動する投資成果を目指して運用を行います。

1 投資方針と主な投資対象

- 主としてニッセイ外国債券インデックスマザーファンドを通じて実質的に F T S E 世界国債インデックス（除く日本）が対象とする各国の国債への投資を行います。
- 上記マザーファンドの組入比率は原則として高位を保ちます。
- 実質組入外貨建資産の為替変動リスクに対しては、原則として為替ヘッジを行いません。
- 資金動向、市況動向等によっては上記の運用ができない場合があります。
- 投資対象の詳細につきましては「3. その他詳細情報」をご参照ください。

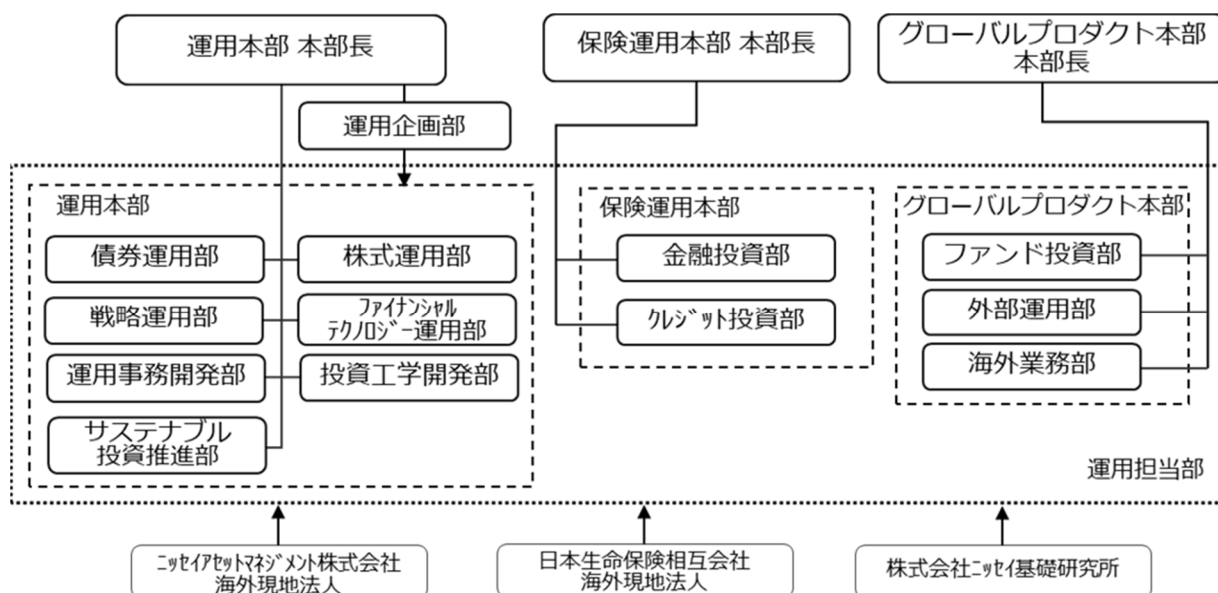
【参考情報】マザーファンドの投資方針と主な投資対象

ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド

- ①主として、日本を除く世界主要先進国の国債に投資することにより、F T S E 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に連動する投資成果を目指します。
- ②公社債の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- ③外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

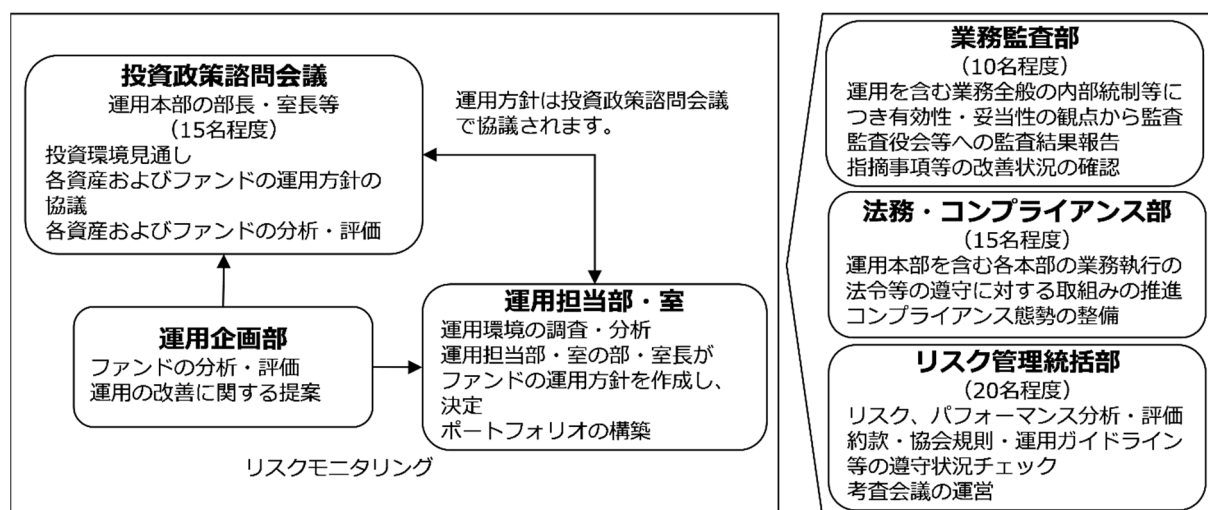
2 運用体制

委託会社の組織体制



社内規程として、投資信託財産及び投資法人資産に係る運用業務規程およびポートフォリオ・マネジャー／アナリスト服務規程を定めています。また、各投資対象の適切な利用、リスク管理の推進を目的として、各投資対象の取扱いに関して規程を設けています。

内部管理体制および意思決定を監督する組織



＜受託会社に対する管理体制等＞

委託会社は、受託会社（再信託先も含む）に対して日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性について、監査人による報告書を定期的に受託会社より受取っています。

※ 上記運用体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。

3 主な投資制限

ファンドの法令および約款にもとづく主な投資制限は以下のとおりです。

①株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

②同一銘柄の株式への実質投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

③同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

④同一銘柄の転換社債等への実質投資割合

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤外貨建資産への実質投資割合

制限を設けません。

⑥投資信託証券への実質投資割合

信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

⑦外国為替予約取引

ヘッジ目的に限定しません。

⑧デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（金融商品取引法第2条第20項に規定するデリバティブ取引をいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行わないものとします。

⑨同一法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社が指図を行うすべてのファンドで、同一法人の発行する株式の過半数の議決権を取得するような運用を行わないものとします。

投資制限の詳細につきましては、「3. その他詳細情報」をご参照ください。

【参考情報】マザーファンドの主な投資制限

ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド

① 株式への投資割合

株式への投資は転換社債の転換および新株予約権の行使による取得に限るものとし、投資割合は信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

② 同一銘柄の株式への投資割合

取得時において信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

③ 同一銘柄の転換社債等への投資割合

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

④ 投資信託証券への投資割合

信託財産の純資産総額の 5 %以内とします。

⑤ 外貨建資産への投資割合

制限を設けません。

⑥ デリバティブ取引等に関する制限

デリバティブ取引（法人税法第 61 条の 5 に定めるものをいいます。）および外国為替予約取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

⑦ 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

4 投資リスク

ファンド（マザーファンドを含みます）は、値動きのある有価証券等（外貨建資産には為替変動リスクもあります）に投資しますので、基準価額は変動します。また、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きに連動することを目標に運用しますので、FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。

ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果（損益）はすべて投資者の皆様のもとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。

ファンドが有する主なリスクおよび留意事項は以下のとおりです。

債券投資リスク

金利変動リスク

金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。

信用リスク

債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合（債務不履行）、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。

為替変動リスク

原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。

流動性リスク

市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

基準価額と指数の連動性に関する留意点

ファンドはFTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に連動する投資成果を目指しますが、当該指数の構成銘柄すべてを組入れないこと、資金の流入と実際の銘柄等の売買のタイミングのずれ、売買時のコストや信託報酬等の費用を負担することなどから基準価額と当該指数との動きが完全に一致しないことがあります。

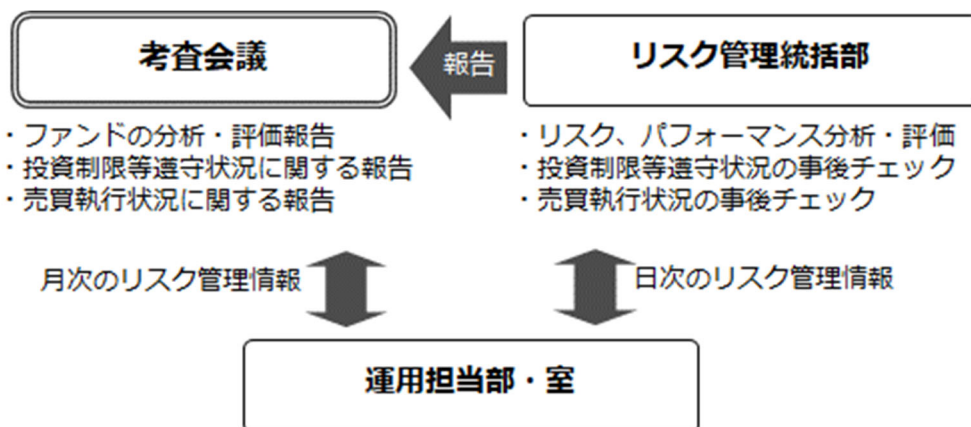
短期金融資産の運用に関する留意点

コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。

ファミリーファンド方式に関する留意点

ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。このため、マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

前述の投資リスクの管理体制は以下のとおりです。



1. リスク管理統括部が、以下のとおり管理を行います。

- 運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、ファンドの投資制限等遵守状況の事後チェックを行います。また、その情報を運用担当部・室に日々連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。
- 売買執行状況の事後チェックを行います。また、その情報を必要に応じて運用担当部・室に連絡するとともに、月次の審査会議で報告します。

2. 運用担当部・室は上記の連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行います。

※ 上記投資リスク管理体制における組織名称等は、委託会社の組織変更等により変更となる場合があります。

(参考情報)

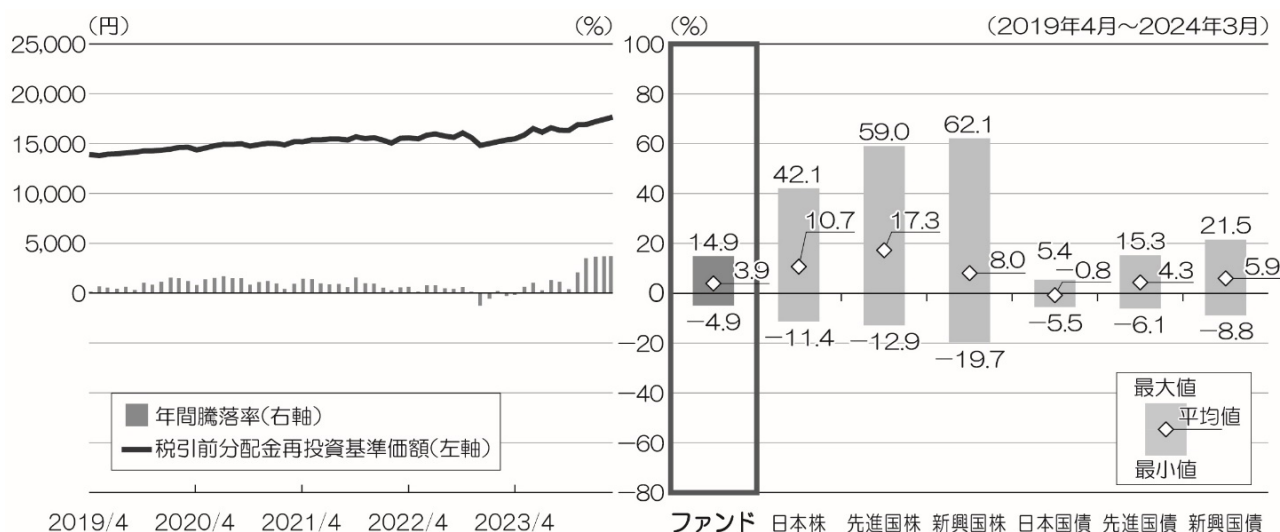
投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に以下のグラフを作成しています。

①ファンドの年間騰落率および

税引前分配金再投資基準価額の推移

②ファンドと代表的な資産クラスとの

騰落率の比較



- グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
- グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間ににおけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>

- 日本株・・・TOPIX（東証株価指数）（配当込み）
- 先進国株・・・MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
- 新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債・・・NOMURA-BPI 国債
- 先進国債・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
- 新興国債・・・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）

- すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 海外の指数は、「為替ヘッジなし（対円）」の指数を採用しています。

※ 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- TOPIX（東証株価指数）の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は MSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
- FTSE 世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営されている債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
- JP モルガン GBI-EM グローバル・ディバーシファイドは、JP モルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

3. その他詳細情報

1 ニッセイ外国債券インデックスS A（適格機関投資家限定）の投資対象

①投資の対象とする資産の種類

このファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、後記「2 ニッセイ外国債券インデックスS A（適格機関投資家限定）の投資制限 ⑨先物取引等、⑩スワップ取引および⑪金利先渡し取引および為替先渡し取引」に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権（イ. およびニ. に掲げるものに該当するものを除きます。）

ニ. 約束手形（イ. に掲げるものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券

主として以下1.のマザーファンドの受益証券のほか、次の2.から23.までに掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資します。

1. ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド
2. 株券または新株引受権証券
3. 国債証券
4. 地方債証券
5. 特別の法律により法人の発行する債券
6. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
7. 資産流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
8. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
9. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
10. 資産流動化に関する法律に規定する優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
11. コマーシャル・ペーパー
12. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

13. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2. から12.までの証券または証書の性質を有するもの

14. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

15. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

16. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）

17. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）

18. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）

19. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

20. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

21. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）

22. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

23. 外国の者に対する権利で22.の有価証券の性質を有するもの

なお、2.の証券または証書、13.および18.の証券または証書のうち2.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、3.から7.までの証券ならびに13.および18.の証券または証書のうち3.から7.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、14. および15. の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品

信託金を前記②の有価証券のほか、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下④において同じ。）により運用することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

もの

- ④前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、信託金を前記③1.から4.までの金融商品により運用することができます。

2 ニッセイ外国債券インデックスS A（適格機関投資家限定）の投資制限

①株式、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

投資信託財産の純資産総額の 30%以内とします。

②同一銘柄の株式への実質投資割合

取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

③同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合

取得時において投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

④同一銘柄の転換社債等への実質投資割合

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 10%以内とします。

⑤マザーファンド以外の投資信託証券への実質投資割合

投資信託財産の純資産総額の 5%以内とします。

⑥外貨建資産への実質投資割合

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

⑦投資する株式等の範囲

1. 投資する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所※に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

※金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号口に規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。

2. 前記 1.にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、投資することができるものとします。

⑧信用取引の範囲

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができるものとします。

2. 前記 1.の信用取引は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。

3. 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記 2.の売付けにかかる建玉の時価総額が投資信託財産の純資産総額

を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

⑨先物取引等

1. 日本の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
2. 日本の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
3. 日本の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。

⑩スワップ取引

1. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
2. スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

⑪金利先渡取引および為替先渡取引

1. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

⑫金利先渡取引および為替先渡取引

1. 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
2. 金利先渡取引および為替先渡取引にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

3. スワップ取引にあたっては、当該投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部を解約するものとします。
4. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
5. スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。

3. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
4. 金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
5. 当該⑩に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約にもとづく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
6. 当該⑩に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下当該 6.において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下当該 6.において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑪有価証券の貸付

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の i) および ii) の範囲内で貸付けることができます。
 - i) 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。
 - ii) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
2. 前記 1.に定める限度額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する契約の一部を解約す

るものとします。

3. 有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。

⑫有価証券の空売り

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産の計算においてする投資信託財産に属さない有価証券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済については、有価証券（投資信託財産により借入れた有価証券を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行うことができるものとします。
2. 前記 1.の売付けは、当該売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記 2.の売付けにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するものとします。

⑬有価証券の借入れ

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れを行うことができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供を行うものとします。
2. 前記 1.は、当該借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
3. 投資信託財産の一部解約等の事由により、前記 2.の借入れにかかる有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するものとします。
4. 前記 1.の借入れにかかる品借料は投資信託財産中から支弁します。

⑭外国為替予約等

1. 投資信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引を行うことができます。
2. 前記 1.の予約取引は、投資信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、投資信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該取引については、この限りではありません。
3. 前記 2.の限度額を超えることとなった場合には、所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を行うものとします。
4. 予約為替の評価は、原則として日本における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。
5. 外貨建有価証券への投資については、日本の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑮資金の借入れ

1. 投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を

含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は借入を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

商品分類

ファンドの商品分類表・属性区分表は以下のとおりです（該当区分を網掛け表示しています）。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単 位 型 追 加 型	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 不動産投信 その他資産 () 資 産 複 合	インデックス型 特 殊 型

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル (日本除く)			日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 2 回 年 4 回 年 6 回 (隔月)	日 本 北 米 欧 州 ア ジ ア オセアニア	ファミリー ファンド	あ り ()	TOPIX
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (債券(公債)))	年 12 回 (毎月) 日 々	中 南 米 アフリカ 中 近 東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	な し	そ の 他 (FTSE世界国債イン デックス(除く 日本))
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	そ の 他 ()				

商品分類表

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海外	約款等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
債券	約款等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	約款等において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

属性区分表

その他資産（投資信託証券（債券（公債）））	約款等において、主たる投資対象を投資信託証券（マザーファンド）とし、ファンドの実質的な運用をマザーファンドにて行う旨の記載があるものをいう。 約款等において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む）に主として投資する旨の記載があるものをいう。
年1回	約款等において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
グローバル（日本除く）	約款等において、組入資産による投資収益が日本を除く世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	約款等において、マザーファンド（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く）を投資対象として投資するものをいう。
為替ヘッジなし	約款等において、対円での為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは対円での為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。
その他の指数（FTSE世界国債インデックス（除く日本））	約款等において、FTSE世界国債インデックス（除く日本）の動きに連動することを目標に運用を行う旨の記載があるものをいう。

上記以外の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人 投資信託協会ホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

4. 運用状況

1 投資状況（2024年3月29日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	1,619,075,425	100.00
内 日本	1,619,075,425	100.00
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	△4,512	△0.00
純資産総額	1,619,070,913	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

【参考情報】マザーファンドの投資状況

ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	79,904,224,284	98.64
内 アメリカ	37,848,400,014	46.72
内 中国	6,781,110,908	8.37
内 フランス	6,382,499,796	7.88
内 イタリア	5,816,146,855	7.18
内 ドイツ	5,015,748,202	6.19
内 イギリス	4,163,821,211	5.14
内 スペイン	3,892,265,166	4.80
内 カナダ	1,651,964,352	2.04
内 ベルギー	1,414,593,110	1.75
内 オランダ	1,199,065,189	1.48
内 オーストラリア	1,093,357,443	1.35
内 オーストリア	966,658,797	1.19
内 メキシコ	699,713,338	0.86
内 ポーランド	445,860,287	0.55
内 フィンランド	423,181,780	0.52
内 アイルランド	412,832,075	0.51
内 マレーシア	395,714,473	0.49
内 シンガポール	334,297,368	0.41
内 イスラエル	270,672,580	0.33
内 デンマーク	216,724,601	0.27
内 ニュージーランド	198,882,376	0.25
内 スウェーデン	154,503,513	0.19

	内 ノルウェー	126,210,850	0.16
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		1,102,813,061	1.36
純資産総額		81,007,037,345	100.00

（※）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

2 投資資産（2024年3月29日現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名 国/地域	種類	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	ニッセイ外国債券 インデックス マ ザーファンド 日本	親投 資信 託受 益証 券	935,935,849	1.6956 1,586,995,846	1.7299 1,619,075,425	－ －	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（%）
親投資信託受益証券	国内		100.00
	小計		100.00
合 計（対純資産総額比）			100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

【参考情報】ニッセイ外国債券インデックスマザーファンド

① 投資有価証券の主要銘柄（上位30銘柄）

順位	銘柄名 国/地域	種類 業種	株数、口数又は 額面金額	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,842,659,700	96.15 1,771,843,039	96.92 1,785,924,207	2.125 2025/5/15	2.20
2	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,676,108,700	95.45 1,599,934,162	96.07 1,610,371,716	2.25 2025/11/15	1.99
3	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,653,397,200	93.73 1,549,776,132	94.57 1,563,750,003	1.625 2026/2/15	1.93
4	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,276,386,300	92.20 1,176,931,445	92.94 1,186,388,301	2.625 2029/2/15	1.46

5	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,050,785,400	95.21 1,000,556,466	96.25 1,011,454,502	2 2025/8/15	1.25
6	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,065,926,400	91.91 979,705,067	93.21 993,635,271	1.5 2026/8/15	1.23
7	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,056,841,800	92.78 980,629,485	94.01 993,589,818	1.625 2026/5/15	1.23
8	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,044,729,000	93.13 973,060,590	94.47 987,059,959	2.875 2028/8/15	1.22
9	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,038,672,600	93.33 969,428,770	93.90 975,417,438	2 2026/11/15	1.20
10	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	1,023,531,600	93.57 957,741,948	94.17 963,869,943	2.25 2027/2/15	1.19
11	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	928,143,300	91.76 851,748,021	93.06 863,748,717	2.25 2027/11/15	1.07
12	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	903,917,700	93.30 843,402,178	94.44 853,705,071	2.75 2028/2/15	1.05
13	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	808,529,400	95.21 769,866,353	95.29 770,528,518	3.125 2028/11/15	0.95
14	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	805,501,200	93.42 752,571,716	94.67 762,640,481	2.875 2028/5/15	0.94
15	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	729,796,200	96.52 704,450,377	97.42 711,003,947	2.75 2025/6/30	0.88
16	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	820,642,200	80.95 664,350,980	82.06 673,468,227	1.125 2031/2/15	0.83
17	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	805,501,200	79.93 643,886,232	81.00 652,512,357	0.875 2030/11/15	0.81
18	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	690,429,600	92.98 641,998,143	94.13 649,970,425	2.375 2027/5/15	0.80

19	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	769,162,800	77.84 598,782,610	80.13 616,407,067	0.625 2030/8/15	0.76
20	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	632,893,800	92.18 583,420,491	93.40 591,186,098	2.25 2027/8/15	0.73
21	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	634,407,900	89.83 569,897,398	91.53 580,730,647	2.375 2029/5/15	0.72
22	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	657,119,400	78.51 515,946,941	80.82 531,110,183	0.625 2030/5/15	0.66
23	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	581,414,400	83.98 488,294,766	86.03 500,196,622	1.5 2030/2/15	0.62
24	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	549,618,300	85.90 472,133,112	87.82 482,696,775	1.625 2029/8/15	0.60
25	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	445,742,740	99.88 445,223,124	100.41 447,588,114	2.22 2025/9/25	0.55
26	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	454,230,000	97.56 443,160,748	98.14 445,817,660	3.5 2025/9/15	0.55
27	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	496,624,800	86.11 427,667,840	88.11 437,591,010	1.75 2029/11/15	0.54
28	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	390,637,800	103.08 402,706,613	102.31 399,669,345	4.5 2033/11/15	0.49
29	US TREASURY N/B アメリカ	国債 証券	390,637,800	94.45 368,969,121	95.51 373,133,320	2.25 2026/3/31	0.46
30	CHINA GOVERNMENT BOND 中国	国債 証券	366,592,160	99.92 366,328,213	100.54 368,601,085	2.3 2026/5/15	0.46

(※) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

種類別および業種別投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率（％）
公社債券	外国	国債証券	98.64
	小計		98.64
合 計（対純資産総額比）			98.64

（※）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

3 運用実績

① 純資産の推移

直近日（2024年3月末）、同日前1年以内における各月末および下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第9計算期間末 (2015年3月10日)	752,794,596	752,794,596	1.4486	1.4486
第10計算期間末 (2016年3月10日)	719,139,400	719,139,400	1.3753	1.3753
第11計算期間末 (2017年3月10日)	747,926,821	747,926,821	1.3343	1.3343
第12計算期間末 (2018年3月12日)	812,665,141	812,665,141	1.3588	1.3588
第13計算期間末 (2019年3月11日)	870,454,811	870,454,811	1.3789	1.3789
第14計算期間末 (2020年3月10日)	1,028,883,922	1,028,883,922	1.4476	1.4476
第15計算期間末 (2021年3月10日)	1,152,531,328	1,152,531,328	1.5099	1.5099
第16計算期間末 (2022年3月10日)	1,196,851,916	1,196,851,916	1.5050	1.5050
第17計算期間末 (2023年3月10日)	1,314,875,245	1,314,875,245	1.5122	1.5122
第18計算期間末 (2024年3月11日)	1,555,452,562	1,555,452,562	1.7305	1.7305
2023年3月末日	1,334,752,853	—	1.5376	—
4月末日	1,337,175,123	—	1.5486	—
5月末日	1,388,504,119	—	1.5877	—
6月末日	1,437,519,658	—	1.6513	—
7月末日	1,411,955,180	—	1.6155	—
8月末日	1,444,554,337	—	1.6601	—
9月末日	1,442,215,904	—	1.6343	—
10月末日	1,458,258,474	—	1.6333	—
11月末日	1,514,531,003	—	1.6899	—
12月末日	1,506,111,763	—	1.6918	—
2024年1月末日	1,554,382,357	—	1.7213	—
2月末日	1,565,679,229	—	1.7436	—
3月末日	1,619,070,913	—	1.7661	—

② 分配の推移

	1 口当たりの分配金（円）
第 9 計算期間	0.0000
第 10 計算期間	0.0000
第 11 計算期間	0.0000
第 12 計算期間	0.0000
第 13 計算期間	0.0000
第 14 計算期間	0.0000
第 15 計算期間	0.0000
第 16 計算期間	0.0000
第 17 計算期間	0.0000
第 18 計算期間	0.0000

③ 収益率の推移

	収益率 (%)
第 9 計算期間	11.7
第 10 計算期間	△5.1
第 11 計算期間	△3.0
第 12 計算期間	1.8
第 13 計算期間	1.5
第 14 計算期間	5.0
第 15 計算期間	4.3
第 16 計算期間	△0.3
第 17 計算期間	0.5
第 18 計算期間	14.4

(注) 各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落の額）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に 100 を乗じて得た数により算出しています（第 1 計算期間については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額を用います。）。

II 財務ハイライト情報

ニッセイ外国債券インデックス S A（適格機関投資家限定）

- 以下の情報は、「資産の運用に関する重要な事項」の「投資信託（ファンド）の経理状況」に記載されている「1 財務諸表」から抜粋して記載したものです。
- ファンドの財務諸表については、第 18 期計算期間（2023 年 3 月 11 日から 2024 年 3 月 11 日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。また、当該監査法人による監査報告書は、「資産の運用に関する重要な事項」の「投資信託（ファンド）の経理状況」に添付されています。

1 貸借対照表

(単位：円)

	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	6,160	13,780
コール・ローン	751,079	851,340
親投資信託受益証券	1,314,878,837	1,555,467,183
未収入金	48,727	5,405,346
流動資産合計	1,315,684,803	1,561,737,649
資産合計	1,315,684,803	1,561,737,649
負債の部		
流動負債		
未払解約金	35,738	5,389,862
未払受託者報酬	141,611	164,259
未払委託者報酬	566,543	657,149
その他未払費用	65,666	73,817
流動負債合計	809,558	6,285,087
負債合計	809,558	6,285,087
純資産の部		
元本等		
元本	869,528,565	898,855,618
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	445,346,680	656,596,944
（分配準備積立金）	102,031,354	248,948,787
元本等合計	1,314,875,245	1,555,452,562
純資産合計	1,314,875,245	1,555,452,562
負債純資産合計	1,315,684,803	1,561,737,649

2 損益および剰余金計算書

(単位：円)

	第 17 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
営業収益		
受取利息	5	5
有価証券売買等損益	3,694,166	193,174,973
営業収益合計	3,694,171	193,174,978
営業費用		
支払利息	44	85
受託者報酬	282,903	317,656
委託者報酬	1,131,823	1,270,865
その他費用	131,858	144,106
営業費用合計	1,546,628	1,732,712
営業利益又は営業損失（△）	2,147,543	191,442,266
経常利益又は経常損失（△）	2,147,543	191,442,266
当期純利益又は当期純損失（△）	2,147,543	191,442,266
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 （△）	5,174,197	18,761,835
期首剰余金又は期首欠損金（△）	401,592,204	445,346,680
剰余金増加額又は欠損金減少額	111,718,824	124,663,138
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	111,718,824	124,663,138
剰余金減少額又は欠損金増加額	64,937,694	86,093,305
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	64,937,694	86,093,305
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	445,346,680	656,596,944

3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年 3 月 10 日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間末日が休業日のため、2023 年 3 月 11 日から 2024 年 3 月 11 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
1. 期首元本額	795,259,712 円	869,528,565 円
期中追加設定元本額	201,295,249 円	194,307,912 円
期中一部解約元本額	127,026,396 円	164,980,859 円
2. 受益権の総数	869,528,565 口	898,855,618 口

(損益および剰余金計算書に関する注記)

項目	第 17 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (401,257,823 円) および分配準備積立金 (102,031,354 円) より分配対象収益は 503,289,177 円 (1 万口当たり 5,788.07 円) のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り (0 円) としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (164,413,188 円)、収益調整金 (435,728,808 円) および分配準備積立金 (84,535,599 円) より分配対象収益は 684,677,595 円 (1 万口当たり 7,617.21 円) のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り (0 円) としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 17 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律および同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限および管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券	同左

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権および金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左
----------------------------	--	----

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△1,622,739	174,155,324
合計	△1,622,739	174,155,324

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
1口当たり純資産額	1.5122 円	1.7305 円
(1万口当たり純資産額)	(15,122 円)	(17,305 円)

4 附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年3月11日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド	917,733,898	1,555,467,183	
親投資信託受益証券 合計		917,733,898	1,555,467,183	
合計			1,555,467,183	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託
マネー型	(特に定めません)

I 資産の運用に係る目的および基本的性格

流動性の確保に留意しつつ、円建の預貯金、短期金融商品を中心に安定的な運用を行います。他の特別勘定で運用している資金を、一時的に退避させる場合等にご利用いただけます。

II 資産の運用に係る投資方針、投資対象、運用体制および運用制限

1. 投資方針

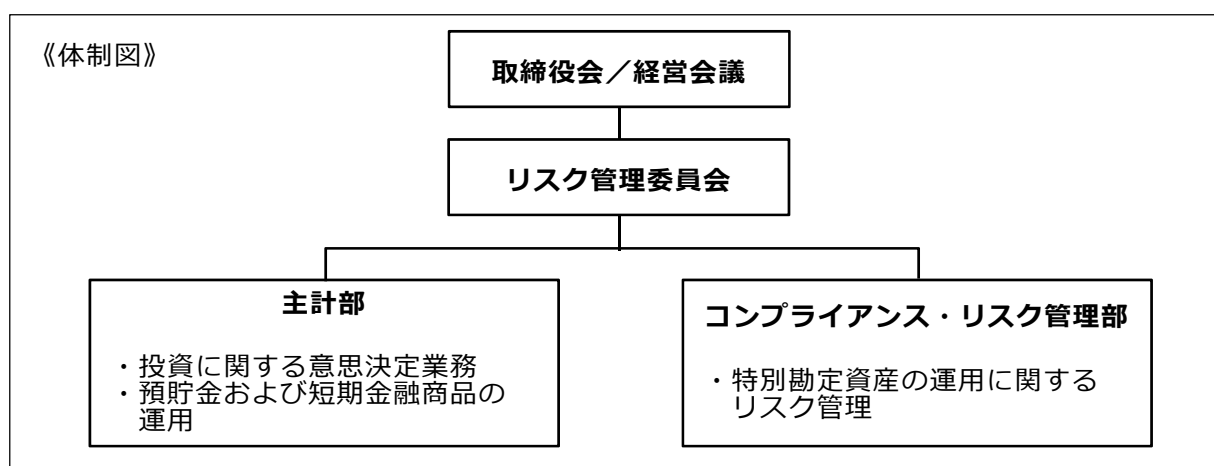
流動性の確保に留意しつつ、円建の預貯金、短期金融商品を中心に、リスクを抑えた安定的な運用を行います。

2. 運用対象

主に円建の預貯金や、コールローン等の短期金融商品を運用対象とします。また、これらを投資対象とする投資信託に投資することがあります。

3. 運用体制

- 円建の預貯金および短期金融商品を中心に運用を行う場合は、当社の主計部が運用を行います。
- 当社の特別勘定の運用・管理は下図の体制のもとで行います。



4. 運用制限

- 株式、外貨建資産への投資は行いません。また、これらを投資対象とする投資信託には投資を行いません。
- 特別勘定資産の運用は、生命保険会社の運用に関する法令等にしたがって行います。また、将来的に法令の改正等により運用制限に変更が生じる場合には、それにしたがいます。

III 資産の運用に係る運用リスク

当特別勘定には、主に以下のリスクが想定され、これらの影響により損失を被り、元本を割り込むことがあります。

金利変動リスク	金利は市場動向に応じて変動するため、将来的に金利が低下する場合があります。
信用リスク	運用先の経営・財務状況などに直接・間接を問わず重大な悪化が生じる場合には、不測の損失を被るリスクがあります。
流動性リスク	市場における流動性の低下により、最適な時期に取引を行うことができない場合があります。

IV 資産の運用実績

該当事項はありません。

V 当該保険契約の保有件数および保有契約高

該当事項はありません。

VI 資産の内訳

該当事項はありません。

VII 資産の運用に係る運用収支状況、運用株式主要銘柄およびその他運用資産の主要なもの

該当事項はありません。

Memo

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

資産の運用に関する 重要な事項

（保険業法施行規則第234条の21の2
第1項第8号ロに定める内容を記載した書面）

Memo

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託
バランス５０型	ニッセイインデックスバランス(標準型)ＳＡ (適格機関投資家限定)

I 投資信託（ファンド）の沿革

- 2006年7月14日 投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
- 2019年10月1日 主要投資対象であるパナゴラ・アセット・マネジメント・インクに運用の権限委託を行っていたマザーファンドを、自社運用のマザーファンドに変更し、名称をニッセイ／パナゴラ・インデックスバランス（標準型）S A（適格機関投資家限定）からニッセイインデックスバランス（標準型）S A（適格機関投資家限定）に変更

II 投資信託（ファンド）の経理状況

- 1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）および同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2）当ファンドは、第18期計算期間（2023年3月11日から2024年3月11日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年4月18日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

百 瀬 和 政

監査意見

当監査法人は、ニッセイインデックスバランス（標準型）S A（適格機関投資家限定）の2023年3月11日から2024年3月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイインデックスバランス（標準型）S A（適格機関投資家限定）の2024年3月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

ニッセイインデックスバランス（標準型）S A（適格機関投資家限定）

①貸借対照表

（単位：円）

	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	42,228	25,794
コール・ローン	5,148,513	1,593,600
親投資信託受益証券	98,168,021	29,795,298
未収入金	572,356	431,185
流動資産合計	103,931,118	31,845,877
資産合計	103,931,118	31,845,877
負債の部		
流動負債		
未払解約金	59,380	8,729
未払受託者報酬	45,030	31,092
未払委託者報酬	135,182	93,351
その他未払費用	5,556	3,805
流動負債合計	245,148	136,977
負債合計	245,148	136,977
純資産の部		
元本等		
元本	55,764,598	14,515,877
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	47,921,372	17,193,023
（分配準備積立金）	37,268,842	10,255,781
元本等合計	103,685,970	31,708,900
純資産合計	103,685,970	31,708,900
負債純資産合計	103,931,118	31,845,877

②損益および剰余金計算書

(単位：円)

	第 17 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
営業収益		
受取利息	104	82
有価証券売買等損益	5,726,687	12,560,108
その他収益	809	344
営業収益合計	5,727,600	12,560,534
営業費用		
支払利息	2,495	1,769
受託者報酬	97,370	76,741
委託者報酬	292,330	230,375
その他費用	12,121	9,465
営業費用合計	404,316	318,350
営業利益又は営業損失（△）	5,323,284	12,242,184
経常利益又は経常損失（△）	5,323,284	12,242,184
当期純利益又は当期純損失（△）	5,323,284	12,242,184
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 （△）	503,939	8,497,944
期首剰余金又は期首欠損金（△）	50,723,349	47,921,372
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,306,866	5,587,875
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	－	－
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	1,306,866	5,587,875
剰余金減少額又は欠損金増加額	8,928,188	40,060,464
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	8,928,188	40,060,464
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	47,921,372	17,193,023

③注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年 3 月 10 日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間末日が休業日のため、2023 年 3 月 11 日から 2024 年 3 月 11 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
1. 期首元本額	65,727,547 円	55,764,598 円
期中追加設定元本額	1,599,641 円	5,297,717 円
期中一部解約元本額	11,562,590 円	46,546,438 円
2. 受益権の総数	55,764,598 口	14,515,877 口

(損益および剰余金計算書に関する注記)

項目	第 17 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (4,820,826 円)、収益調整金 (10,654,011 円) および分配準備積立金 (32,448,016 円) より分配対象収益は 47,922,853 円 (1 万口当たり 8,593.78 円) のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り (0 円) としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (3,744,258 円)、収益調整金 (6,937,524 円) および分配準備積立金 (6,511,523 円) より分配対象収益は 17,193,305 円 (1 万口当たり 11,844.48 円) のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り (0 円) としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 17 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律および同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限および管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権および金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2023 年 3 月 11 日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	4,584,220	3,464,220
合計	4,584,220	3,464,220

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
1口当たり純資産額	1.8594 円	2.1844 円
（1万口当たり純資産額）	（18,594 円）	（21,844 円）

④附属明細表

第 1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年3月11日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ国内債券インデックス マザーファンド	8,455,126	10,946,006	
	ニッセイ国内株式インデックス マザーファンド	2,993,406	9,444,794	
	ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド	1,835,272	3,110,602	
	ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド	1,512,956	6,293,896	
親投資信託受益証券 合計		14,796,760	29,795,298	
合計			29,795,298	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託の概況

純資産額計算書

2024年3月29日現在

I 資産総額	32,553,509 円
II 負債総額	10,299 円
III 純資産総額 (I - II)	32,543,210 円
IV 発行済数量	14,499,816 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	2.2444 円

Ⅲ 設定および解約の実績

	設定口数	解約口数	発行済数量
第 15 計算期間	3,429,148	35,426,172	87,077,099
第 16 計算期間	2,958,445	24,307,997	65,727,547
第 17 計算期間	1,599,641	11,562,590	55,764,598
第 18 計算期間	5,297,717	46,546,438	14,515,877

(注) 本邦外における設定および解約はありません。

Memo

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託
バランス70型	ニッセイインデックスバランス(外国株式重視型) S A (適格機関投資家限定)

I 投資信託（ファンド）の沿革

- 2024年12月2日 投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始（予定）

II 投資信託（ファンド）の経理状況

- ・ 当ファンドの運用は、2024年12月2日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託
国内株式型	ニッセイ国内株式インデックスS A (適格機関投資家限定)

I 投資信託（ファンド）の沿革

- 当ファンドは、2001年11月30日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始

II 投資信託（ファンド）の経理状況

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）および同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドは、第23期計算期間（2023年3月11日から2024年3月11日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年4月18日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

百瀬和政

監査意見

当監査法人は、ニッセイ国内株式インデックスS A（適格機関投資家限定）の2023年3月11日から2024年3月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ国内株式インデックスS A（適格機関投資家限定）の2024年3月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

ニッセイ国内株式インデックス S A（適格機関投資家限定）

① 貸借対照表

（単位：円）

	第 22 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 23 期 2024 年 3 月 11 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	34,084	78,865
コール・ローン	4,155,663	4,872,489
親投資信託受益証券	7,596,879,775	9,644,198,013
未収入金	18,413,037	6,079,256
流動資産合計	7,619,482,559	9,655,228,623
資産合計	7,619,482,559	9,655,228,623
負債の部		
流動負債		
未払解約金	18,364,410	6,017,423
未払受託者報酬	803,120	966,636
未払委託者報酬	3,212,602	3,866,680
その他未払費用	201,306	226,967
流動負債合計	22,581,438	11,077,706
負債合計	22,581,438	11,077,706
純資産の部		
元本等		
元本	2,833,419,262	2,676,202,373
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,763,481,859	6,967,948,544
（分配準備積立金）	2,904,541,987	4,709,589,407
元本等合計	7,596,901,121	9,644,150,917
純資産合計	7,596,901,121	9,644,150,917
負債純資産合計	7,619,482,559	9,655,228,623

②損益および剰余金計算書

(単位：円)

	第 22 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 23 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
営業収益		
受取利息	42	44
有価証券売買等損益	987,947,170	2,539,351,994
営業収益合計	987,947,212	2,539,352,038
営業費用		
支払利息	767	903
受託者報酬	1,646,127	1,867,458
委託者報酬	6,584,730	7,470,094
その他費用	411,765	445,409
営業費用合計	8,643,389	9,783,864
営業利益又は営業損失（△）	979,303,823	2,529,568,174
経常利益又は経常損失（△）	979,303,823	2,529,568,174
当期純利益又は当期純損失（△）	979,303,823	2,529,568,174
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 （△）	103,691,395	205,705,987
期首剰余金又は期首欠損金（△）	4,177,123,792	4,763,481,859
剰余金増加額又は欠損金減少額	502,797,774	799,670,171
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	502,797,774	799,670,171
剰余金減少額又は欠損金増加額	792,052,135	919,065,673
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	792,052,135	919,065,673
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,763,481,859	6,967,948,544

③注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 23 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年 3 月 10 日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間末日が休業日のため、2023 年 3 月 11 日から 2024 年 3 月 11 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 22 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 23 期 2024 年 3 月 11 日現在
1. 期首元本額	3,079,795,083 円	2,833,419,262 円
期中追加設定元本額	334,426,584 円	384,053,043 円
期中一部解約元本額	580,802,405 円	541,269,932 円
2. 受益権の総数	2,833,419,262 口	2,676,202,373 口

(損益および剰余金計算書に関する注記)

項目	第 22 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 23 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (684,336,796 円)、収益調整金 (3,196,740,675 円) および分配準備積立金 (2,220,205,191 円) より分配対象収益は 6,101,282,662 円 (1 万口当たり 21,533.29 円) のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り (0 円) としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (2,323,862,400 円)、収益調整金 (3,377,017,206 円) および分配準備積立金 (2,385,727,007 円) より分配対象収益は 8,086,606,613 円 (1 万口当たり 30,216.72 円) のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り (0 円) としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 22 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 23 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律および同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限および管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第 22 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 23 期 2024 年 3 月 11 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権および金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 22 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 23 期 2024 年 3 月 11 日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	882,967,387	2,331,711,654
合計	882,967,387	2,331,711,654

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第 22 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 23 期 2024 年 3 月 11 日現在
1口当たり純資産額	2.6812 円	3.6037 円
(1万口当たり純資産額)	(26,812 円)	(36,037 円)

④附属明細表 (2024 年 3 月 11 日現在)

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年3月11日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益 証券	ニッセイ国内株式インデ ックス マザーファンド	3,056,604,340	9,644,198,013	
親投資信託受益証券 合計		3,056,604,340	9,644,198,013	
合計			9,644,198,013	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託の概況

純資産額計算書

2024年3月29日現在

I 資産総額	10,007,005,003 円
II 負債総額	34,701,698 円
III 純資産総額 (I - II)	9,972,303,305 円
IV 発行済数量	2,640,947,224 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	3.7760 円

III 設定および解約の実績

	設定口数	解約口数	発行済数量
第 14 計算期間	695,217,494	3,469,367,335	7,474,365,830
第 15 計算期間	761,844,195	1,932,501,079	6,303,708,946
第 16 計算期間	520,461,504	1,401,096,226	5,423,074,224
第 17 計算期間	479,060,297	1,178,627,118	4,723,507,403
第 18 計算期間	464,262,291	832,110,588	4,355,659,106
第 19 計算期間	321,179,207	900,508,641	3,776,329,672
第 20 計算期間	219,076,135	635,595,154	3,359,810,653
第 21 計算期間	403,374,561	683,390,131	3,079,795,083
第 22 計算期間	334,426,584	580,802,405	2,833,419,262
第 23 計算期間	384,053,043	541,269,932	2,676,202,373

(注) 本邦外における設定および解約はありません。

[illegible]

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託
国内株式 アクティブ型	キャピタル日本株式ファンドつみたて (適格機関投資家用)

I 投資信託（ファンド）の沿革

- 当ファンドは、2024年12月2日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始（予定）

II 投資信託（ファンド）の経理状況

当ファンドの第1期計算期間に関する財務諸表は、2025年7月22日の第1期計算期間終了後、3ヵ月以内に作成される予定です。

III 純資産額計算書

当ファンドの運用は、2024年12月2日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

IV 設定および解約の実績

当ファンドの運用は、2024年12月2日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託
世界株式型	ニッセイ全世界株式インデックスコレクト S A (適格機関投資家限定)

I 投資信託（ファンド）の沿革

- 2024年12月2日 投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始（予定）

II 投資信託（ファンド）の経理状況

- ・ 当ファンドの運用は、2024年12月2日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託
世界株式 アクティブ型	フィデリティ・世界割安成長株投信Ⅱ (適格機関投資家専用)

I 投資信託（ファンド）の沿革

- 2024年11月28日 ファンドの募集開始（予定）
- 2024年12月2日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始（予定）

II 投資信託（ファンド）の経理状況

ファンドは2024年12月2日から運用を開始する予定であるため、該当事項はありません。

III 純資産額計算書

ファンドは2024年12月2日から運用を開始する予定であるため、該当事項はありません。

IV 設定および解約の実績

ファンドは2024年12月2日から運用を開始する予定であるため、該当事項はありません。

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託
先進国株式型	ニッセイ外国株式インデックスS A (適格機関投資家限定)

I 投資信託（ファンド）の沿革

- 2006年7月14日 投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
- 2019年10月1日 主要投資対象であるパナゴラ・アセット・マネジメント・インクに運用の権限委託を行っていたマザーファンドを、自社運用のマザーファンドに変更し、名称をニッセイ／パナゴラ・外国株式インデックスＳＡ（適格機関投資家限定）からニッセイ外国株式インデックスＳＡ（適格機関投資家限定）に変更

II 投資信託（ファンド）の経理状況

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）および同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2) 当ファンドは、第18期計算期間（2023年3月11日から2024年3月11日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年4月18日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士

百瀬和政

監査意見

当監査法人は、ニッセイ外国株式インデックスS A（適格機関投資家限定）の2023年3月11日から2024年3月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ外国株式インデックスS A（適格機関投資家限定）の2024年3月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

ニッセイ外国株式インデックス S A（適格機関投資家限定）

① 貸借対照表

（単位：円）

	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	32,259	81,917
コール・ローン	3,933,043	5,061,011
親投資信託受益証券	6,356,794,311	9,297,441,038
未収入金	14,412,022	37,502,278
流動資産合計	6,375,171,635	9,340,086,244
資産合計	6,375,171,635	9,340,086,244
負債の部		
流動負債		
未払解約金	14,348,795	37,411,761
未払受託者報酬	660,120	898,790
未払委託者報酬	2,640,613	3,595,295
その他未払費用	235,082	295,726
流動負債合計	17,884,610	42,201,572
負債合計	17,884,610	42,201,572
純資産の部		
元本等		
元本	1,832,353,140	1,943,843,916
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,524,933,885	7,354,040,756
（分配準備積立金）	2,179,334,336	4,216,971,518
元本等合計	6,357,287,025	9,297,884,672
純資産合計	6,357,287,025	9,297,884,672
負債純資産合計	6,375,171,635	9,340,086,244

②損益および剰余金計算書

(単位：円)

	第 17 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
営業収益		
受取利息	41	48
有価証券売買等損益	580,368,976	2,485,186,342
その他収益	47,073	20,012
営業収益合計	580,416,090	2,485,206,402
営業費用		
支払利息	774	986
受託者報酬	1,299,236	1,688,797
委託者報酬	5,197,191	6,755,375
その他費用	467,663	565,433
営業費用合計	6,964,864	9,010,591
営業利益又は営業損失（△）	573,451,226	2,476,195,811
経常利益又は経常損失（△）	573,451,226	2,476,195,811
当期純利益又は当期純損失（△）	573,451,226	2,476,195,811
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	40,340,937	151,299,948
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,481,341,902	4,524,933,885
剰余金増加額又は欠損金減少額	876,606,612	1,162,528,787
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	876,606,612	1,162,528,787
剰余金減少額又は欠損金増加額	366,124,918	658,317,779
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	366,124,918	658,317,779
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	4,524,933,885	7,354,040,756

③注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年 3 月 10 日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間末日が休業日のため、2023 年 3 月 11 日から 2024 年 3 月 11 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
1. 期首元本額	1,638,344,405 円	1,832,353,140 円
期中追加設定元本額	364,327,635 円	374,845,494 円
期中一部解約元本額	170,318,900 円	263,354,718 円
2. 受益権の総数	1,832,353,140 口	1,943,843,916 口

(損益および剰余金計算書に関する注記)

項目	第 17 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (44,403 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (533,065,886 円)、収益調整金 (2,570,244,025 円) および分配準備積立金 (1,646,224,047 円) より分配対象収益は 4,749,578,361 円 (1 万口当たり 25,920.65 円) のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り (0 円) としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (17,525 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (2,324,878,338 円)、収益調整金 (3,146,496,262 円) および分配準備積立金 (1,892,075,655 円) より分配対象収益は 7,363,467,780 円 (1 万口当たり 37,880.96 円) のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り (0 円) としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 17 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律および同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限および管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権および金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	539,222,878	2,332,124,399
合計	539,222,878	2,332,124,399

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.4695 円 (34,695 円)	4.7832 円 (47,832 円)

④附属明細表

第 1 有価証券明細表

（1）株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年3月11日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ外国株式インデックス マザーファンド	2,234,961,788	9,297,441,038	
親投資信託受益証券 合計		2,234,961,788	9,297,441,038	
合計			9,297,441,038	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託の概況

純資産額計算書

2024年3月29日現在

I 資産総額	9,872,459,961 円
II 負債総額	553,273 円
III 純資産総額 (I - II)	9,871,906,688 円
IV 発行済数量	1,961,514,448 口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	5.0328 円

III 設定および解約の実績

	設定口数	解約口数	発行済数量
第 9 計算期間	271,056,323	270,851,583	973,168,125
第 10 計算期間	186,227,235	179,193,701	980,201,659
第 11 計算期間	230,406,600	167,845,281	1,042,762,978
第 12 計算期間	254,498,193	159,504,560	1,137,756,611
第 13 計算期間	254,909,261	163,930,721	1,228,735,151
第 14 計算期間	276,891,501	191,575,592	1,314,051,060
第 15 計算期間	286,614,904	130,577,173	1,470,088,791
第 16 計算期間	364,694,356	196,438,742	1,638,344,405
第 17 計算期間	364,327,635	170,318,900	1,832,353,140
第 18 計算期間	374,845,494	263,354,718	1,943,843,916

(注) 本邦外における設定および解約はありません。

Memo

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託
米国株式 アクティブ型	キャピタル I C A つみたて（適格機関投資家用）

I 投資信託（ファンド）の沿革

- 当ファンドは、2024年12月2日 信託契約締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始（予定）

II 投資信託（ファンド）の経理状況

当ファンドの第1期計算期間に関する財務諸表は、2025年10月20日の第1期計算期間終了後、3か月以内に作成される予定です。

III 純資産額計算書

当ファンドの運用は、2024年12月2日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

IV 設定および解約の実績

当ファンドの運用は、2024年12月2日より開始する予定であるため、該当事項はありません。

特別勘定名	主な投資対象となる投資信託
外国債券型	ニッセイ外国債券インデックスS A (適格機関投資家限定)

I 投資信託（ファンド）の沿革

- 2006年7月14日 投資信託契約締結、ファンドの設定、運用開始
- 2019年10月1日 主要投資対象であるパナゴラ・アセット・マネジメント・インクに運用の権限委託を行っていたマザーファンドを、自社運用のマザーファンドに変更し、名称をニッセイ／パナゴラ・外国債券インデックスS A（適格機関投資家限定）からニッセイ外国債券インデックスS A（適格機関投資家限定）に変更

II 投資信託（ファンド）の経理状況

- 1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）および同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2）当ファンドは、第18期計算期間（2023年3月11日から2024年3月11日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2024年4月18日

ニッセイアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

百瀬和政

監査意見

当監査法人は、ニッセイ外国債券インデックスS A（適格機関投資家限定）の2023年3月11日から2024年3月11日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッセイ外国債券インデックスS A（適格機関投資家限定）の2024年3月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」及び同規則第2条の2の規定による「投資信託財産の計算に関する規則」並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

ニッセイアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1. 財務諸表

ニッセイ外国債券インデックス S A（適格機関投資家限定）

①貸借対照表

（単位：円）

	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	6,160	13,780
コール・ローン	751,079	851,340
親投資信託受益証券	1,314,878,837	1,555,467,183
未収入金	48,727	5,405,346
流動資産合計	1,315,684,803	1,561,737,649
資産合計	1,315,684,803	1,561,737,649
負債の部		
流動負債		
未払解約金	35,738	5,389,862
未払受託者報酬	141,611	164,259
未払委託者報酬	566,543	657,149
その他未払費用	65,666	73,817
流動負債合計	809,558	6,285,087
負債合計	809,558	6,285,087
純資産の部		
元本等		
元本	869,528,565	898,855,618
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	445,346,680	656,596,944
（分配準備積立金）	102,031,354	248,948,787
元本等合計	1,314,875,245	1,555,452,562
純資産合計	1,314,875,245	1,555,452,562
負債純資産合計	1,315,684,803	1,561,737,649

②損益および剰余金計算書

(単位：円)

	第 17 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
営業収益		
受取利息	5	5
有価証券売買等損益	3,694,166	193,174,973
営業収益合計	3,694,171	193,174,978
営業費用		
支払利息	44	85
受託者報酬	282,903	317,656
委託者報酬	1,131,823	1,270,865
その他費用	131,858	144,106
営業費用合計	1,546,628	1,732,712
営業利益又は営業損失（△）	2,147,543	191,442,266
経常利益又は経常損失（△）	2,147,543	191,442,266
当期純利益又は当期純損失（△）	2,147,543	191,442,266
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 （△）	5,174,197	18,761,835
期首剰余金又は期首欠損金（△）	401,592,204	445,346,680
剰余金増加額又は欠損金減少額	111,718,824	124,663,138
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損 金減少額	111,718,824	124,663,138
剰余金減少額又は欠損金増加額	64,937,694	86,093,305
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	64,937,694	86,093,305
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損 金増加額	—	—
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	445,346,680	656,596,944

③注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 有価証券の評価基準および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	ファンドの計算期間 当ファンドは、原則として毎年 3 月 10 日を計算期間の末日としておりますが、当計算期間末日が休業日のため、2023 年 3 月 11 日から 2024 年 3 月 11 日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
1. 期首元本額	795,259,712 円	869,528,565 円
期中追加設定元本額	201,295,249 円	194,307,912 円
期中一部解約元本額	127,026,396 円	164,980,859 円
2. 受益権の総数	869,528,565 口	898,855,618 口

(損益および剰余金計算書に関する注記)

項目	第 17 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (0 円)、収益調整金 (401,257,823 円) および分配準備積立金 (102,031,354 円) より分配対象収益は 503,289,177 円 (1 万口当たり 5,788.07 円) のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り (0 円) としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益 (0 円)、費用控除後、繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益 (164,413,188 円)、収益調整金 (435,728,808 円) および分配準備積立金 (84,535,599 円) より分配対象収益は 684,677,595 円 (1 万口当たり 7,617.21 円) のため、基準価額の水準、市場動向等を勘案して分配は見送り (0 円) としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 17 期 自 2022 年 3 月 11 日 至 2023 年 3 月 10 日	第 18 期 自 2023 年 3 月 11 日 至 2024 年 3 月 11 日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第 2 条第 4 項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容および当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。親投資信託受益証券の価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等のリスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	取引の執行・管理については、投資信託及び投資法人に関する法律および同施行規則、投資信託協会の諸規則、信託約款、取引権限および管理体制等を定めた社内規則に従い、運用部門が決裁担当者の承認を得て行っております。また、リスク管理部門が日々遵守状況を確認し、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスク等のモニターを行い、問題があると判断した場合は速やかに対応できる体制となっております。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左

2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権および金銭債務）は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	△1,622,739	174,155,324
合計	△1,622,739	174,155,324

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第 17 期 2023 年 3 月 10 日現在	第 18 期 2024 年 3 月 11 日現在
1口当たり純資産額	1.5122 円	1.7305 円
(1万口当たり純資産額)	(15,122 円)	(17,305 円)

④附属明細表

第 1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2024年3月11日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	ニッセイ外国債券インデックス マザーファンド	917,733,898	1,555,467,183	
親投資信託受益証券 合計		917,733,898	1,555,467,183	
合計			1,555,467,183	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はありません。

2. 投資信託の概況

純資産額計算書

2024年3月29日現在

I 資産総額	1,619,163,830 円
II 負債総額	92,917 円
III 純資産総額（I - II）	1,619,070,913 円
IV 発行済数量	916,743,134 口
V 1口当たり純資産額（III / IV）	1.7661 円

III 設定および解約の実績

	設定口数	解約口数	発行済数量
第9計算期間	178,125,349	149,440,523	519,682,386
第10計算期間	100,511,381	97,307,937	522,885,830
第11計算期間	100,274,407	62,600,763	560,559,474
第12計算期間	129,384,391	91,876,231	598,067,634
第13計算期間	109,111,299	75,929,047	631,249,886
第14計算期間	156,803,781	77,290,564	710,763,103
第15計算期間	120,237,659	67,670,041	763,330,721
第16計算期間	164,346,371	132,417,380	795,259,712
第17計算期間	201,295,249	127,026,396	869,528,565
第18計算期間	194,307,912	164,980,859	898,855,618

（注）本邦外における設定および解約はありません。

Memo

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

お問合せ先等

はなさく生命お客様
コンタクトセンター



は な さ く いーな
0120-8739-17 (通話料無料)

受付時間 月～土曜日 9:00～18:00(祝日、12/31～1/3を除く)

※プライバシー保護のため、お問合せは契約者ご本人からお願いいたします。

※お電話をいただく際には、証券番号をお知らせください。

※はなさく生命お客様コンタクトセンターへのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音することがありますので、あらかじめご了承ください。

はなさく生命
ホームページ

<https://www.life8739.co.jp/>

はなさく生命

検索



はなさく生命ホームページではご契約内容のご確認や、住所・電話番号の変更等の各種お手続きができます。

[募集代理店]

[引受保険会社]



はなさく生命

日本生命グループ

はなさく生命保険株式会社

<お客様コンタクトセンター> 0120-8739-17

<ホームページ> <https://www.life8739.co.jp/>